

会 議 録（第 1 0 回 妙高市総合計画審議会）

1 会議の名称：第 1 0 回 妙高市総合計画審議会

2 開催日時：令和 6 年 1 1 月 1 3 日（水） 1 4 時から 1 5 時まで

3 開催場所：妙高市役所 3 0 3 会議室

4 出席した者の氏名（敬称略・傍聴者を除く）

（委員 1 0 人）

吉田昌幸、池田和資、小川夕子、関原一義、逸見和樹、上石康夫、桑山宗大、伊藤民子、佐藤久美子、野口佳代

（事務局 4 人）

岡田企画政策課長、宮川課長補佐、竹田政策調整グループ係長、道下主査

5 議題・発言の内容（要旨）

（1）開会

（2）会長挨拶【吉田会長】

（3）審議

第 4 次総合計画の素案について

（4）その他

（5）閉会

《素案「計画概要」から「リーディングプロジェクト」、全体に関わる項目について

（P1～P45）》

【委員からの意見なし】

《素案「目指すまちの姿 1 と 2」について（P46～P93）》

○委 員→P88 に「官民共創施設」の注釈があるが、妙高市にある具体的な施設名称を記載するとさらに分かりやすくなると思う。実際にどこに設置されているのか。

○事務局→市内では、妙高高原の池の平のテレワーク研修交流施設が官民共創施設である。

○委 員→P75 のエアコン設置は、「安全・安心で快適にスポーツを楽しめる計画的な整備と適切な維持管理」に包含されていると説明があったが、個別の取組を具体的に記載すると、それを明確に実施しなければならなくなるため、今回のような表現になっているという理解でいいか。

○事務局→総合計画は施策の方向性を示すものである。個別の具体的な取組は、毎年度作成する主要事業計画書に記載していく。

《素案「目指すまちの姿 3 と 4」について（P94～P121）》

○委 員→P120 と 121 に、農村の維持について「現状と課題」「具体的な取組」を記載してもらったが、関連する目標値を設定すべきではないか。

○事務局→別途、所管課と協議の上で設定していきたい。

- 委員→議員からの意見により目標値が大きく変更になっている。これまで審議会
で議論してきたところであり、どのような考えで変更したかなど補足説明
があるとよかった。特に気になる指標としては、目標値を可能な限り高めに
設定したという説明がある中で、P68 の広報・広聴に対する満足度だけは、
当初の 80%から今回は 50%と低く設定されている。全体的に見て、積極的
な考えで高めに設定した指標、逆に当初よりも低めとした指標が分かる
よう補足資料を付けるなど丁寧に進めてもらえるとよかった。
- 事務局：目標値については、この審議会でも様々なご意見をいただき、議員との意見
交換会でも議論があったところである。本日の審議会では、説明が不足して
おり反省したい。今後は、そのようなところにも配慮して、審議いただける
よう資料提供をさせていただきたい。広報・広聴に対する満足度の指標に
ついては、5 段階で「普通」と回答される方が極端に多いという現状があり、
「満足」「おおむね満足」という回答が伸びてこないというのが実態の中で、
80%を達成するのはなかなか困難だろうということから、所管課と協議し、
50%に下げたものである。
- 委員：市民説明会では、目標値に関する意見はあったか。
- 事務局：目標値の設定について直接的な意見や、施策内容についても市民生活に直結
するような意見はなかったが、もう少し高い目線からの政策レベルで意見
をいただいた。

◀素案の「目指すまちの姿 5」と「持続可能な行財政運営」、「土地利用の基本方針」
「財政計画」について（P124～P161）▶

【委員からの意見なし】

- ◆審議終了後、第 4 次妙高市総合計画の素案について、事務局から提案のとおり承認。
- ◆12 月定例会で議案を提出するまでに文言修正等がある場合については、吉田会長に
一任し、修正する旨についても了承いただいた。

6 その他

7 会議資料の名称

- ・令和 6 年度 第 10 回妙高市総合計画審議会次第
- ・第 4 次総合計画の素案について

上記に相違ないことを確認する。

令和 6 年 12 月 2 日

妙高市総合計画審議会
会 長 吉田 昌幸

令和6年度 第10回妙高市総合計画審議会次第

日 時： 令和6年11月13日（水）

14時～16時

場 所： 妙高市役所3階 303会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 審 議

第4次総合計画の素案について

4. そ の 他

5. 閉 会

第4次妙高市総合計画 (案)

新潟県 妙高市

第4次妙高市総合計画 目次

第1章	計画の概要	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	総合戦略との関係性	1
第3節	SDGs との関係性	2
第4節	計画の構成と期間	2
第2章	計画策定の背景	5
第1節	妙高市を取り巻く社会経済情勢	5
(1)	加速する人口減少、少子高齢化	5
(2)	持続可能性（サステナブル）の追求	6
(3)	2050年カーボンニュートラルの実現	6
(4)	気候変動・温暖化等による災害の激甚化	7
(5)	新型コロナウイルス感染症による社会の変化	7
(6)	デジタル化の加速	8
(7)	外国人との共生社会の実現	8
(8)	多様性を認め合う社会づくりの推進	9
(9)	物価上昇と賃上げを伴う経済情勢の変化	9
第2節	第3次妙高市総合計画の評価	10
(1)	快適で安全・安心に暮らせるまちづくり	10
(2)	美しい自然と共に生きるまちづくり	12
(3)	にぎわいと交流を生み出すまちづくり	13
(4)	全ての人が元気に活躍できるまちづくり	14
(5)	郷土を築く人と文化を育むまちづくり	16
第3節	まちづくりに対する市民の意見	19
(1)	まちづくり市民意識調査（アンケート）	19
(2)	官民共創「総合計画策定ワークショップ」	20
(3)	高校生や若者、子育て世帯からの意見	21
第4節	妙高市の人口の将来展望	23
(1)	第3次総合計画における人口の将来展望の検証	23
(2)	人口の将来展望	29
(3)	「まちづくり人口」の活力向上	30
第3章	まちの将来像	31
第1節	まちづくりの基本姿勢	31
第2節	まちの将来像	32
第3節	目指すまちの姿	33
第4章	リーディングプロジェクト	34
	次代を担う「子ども・若者」の成長・交流・つながりの場づくり	

第5章 基本施策・主要施策の推進 39

◆基本施策・主要施策の推進と

リーディングプロジェクト・総合戦略・SDGs との関連表 44

目指すまちの姿1

みんなが安心して子育てができ、子どもたちがたくましく育つまち

【結婚、子育て、教育】

基本施策 1 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

主要施策 1) 結婚の希望をかなえる支援 46
2) こども家庭センターを中心とした切れ目のない支援 48
3) 安心して子育てができる環境づくり 52

基本施策 2 魅力ある学校教育の推進

主要施策 1) 「自己実現していく力」の育成 56
2) 学習環境の整備・充実 62

目指すまちの姿2

みんなが個性と能力を発揮し、つながりを深め、ともにつくるまち

【市民参画、地域コミュニティ、生涯学習、スポーツ、文化・芸術、
人権、ジェンダー平等、多文化共生】

基本施策 1 市民が主役のまちづくり

主要施策 1) 持続可能な地域コミュニティの構築 64
2) 市民のまちづくりへの参画促進 68

基本施策 2 豊かな心身をつくる環境づくり

主要施策 1) 誰もが気軽に学べる環境づくり 70
2) 誰もが親しめるスポーツの推進 74

基本施策 3 地域の文化・芸術の振興

主要施策 1) 特色ある文化芸術施策の推進 78

基本施策 4 多様性を認め合う社会の形成

主要施策 1) 誰もが社会参加しやすい環境づくり 82

基本施策 5 つながりの基盤づくり

主要施策 1) 多様な主体との連携・協働 86
2) 移住・定住の促進 90

目指すまちの姿3

みんなが健康でいきいきと、支え合って住み続けられるまち

【健康、福祉】

基本施策	1	市民主体の健康づくり	
主要施策	1)	健康づくりの推進	94
	2)	地域医療体制の確保	98
基本施策	2	いつまでも住み続けられるまちの実現	
主要施策	1)	介護予防・高齢者福祉の充実	100
	2)	障がい者福祉の充実	104
	3)	生活困窮者等の自立支援	108

目指すまちの姿4

みんなで活力と魅力ある産業を育み、にぎわいと交流が生まれるまち

【産業、交流】

基本施策	1	世界を視野に入れた観光地域づくり	
主要施策	1)	地域が一体となった観光地域づくりの実践	110
	2)	国際リゾートとしての受入環境の整備	114
基本施策	2	活力ある地域産業づくり	
主要施策	1)	市内事業者の維持発展と活気づくりへの支援	116
	2)	チャレンジできる環境づくりと働く場の創出	118
	3)	持続可能な農業の振興	120

目指すまちの姿5

みんなで備え、助け合い、安全に安心して暮らせるまち

【安全・安心】

基本施策	1	災害に強いまちづくり	
主要施策	1)	防災対策の強化	124
基本施策	2	安全・安心な地域社会づくり	
主要施策	1)	安全な市民生活の確保	128

目指すまちの姿6

みんなで豊かな自然環境を守り、快適な生活がおくれるまち

【自然環境、都市基盤、生活機能】

基本施策	1	人と自然が共生するまちづくり	
主要施策	1)	自然環境の保全と活用	132
基本施策	2	環境にやさしいまちづくり	
主要施策	1)	循環型社会の形成	136
	2)	脱炭素社会の構築	140
基本施策	3	安全で快適な都市基盤づくり	
主要施策	1)	居住・都市機能の適正立地の促進	144
	2)	地域公共交通の確保	146
	3)	道路ネットワークの強靱化	148
	4)	雪に強いまちづくりの推進	150
	5)	安全で安定したライフラインの維持	154
第6章 計画の推進			156
第1節 持続可能な行財政運営			156
第2節 計画の評価			157
第7章 土地利用計画			158
第1節 土地利用の現状			158
第2節 土地利用の基本方針			160

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

私たちは今、「変革の時代」を迎えています。

日本全体で人口減少と少子高齢化が加速する中、本市では、労働力人口の減少や地域産業の活力低下、地域コミュニティの希薄化などの問題が深刻化してきています。また、地球温暖化の影響による自然災害の頻発化・激甚化、デジタル技術の急速な進展、脱炭素社会への転換、物価上昇と賃上げを伴う経済情勢の変化など、本市を取り巻く社会経済情勢が急速に変化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々のライフスタイルや価値観のほか、経済活動に大きな変化をもたらしました。

このように目まぐるしく社会経済情勢が変化する時代においては、これまでになく視点から柔軟に発想し、持続可能な地域経営を進めていく必要があります。また、人口減少が続く中にあることは、市民、地域、事業者、行政が想いをひとつにし、これまで以上に協働のまちづくりを進めていかなければなりません。

このため、時代の変化を敏感に捉えながら、将来を見据えた中期的視点から新しい発想のもと、市民、地域、事業者、行政が力を結集して人口減少によって生じる様々な課題に挑戦し、未来の世代につなげるためのまちづくりの道標として、妙高市自治基本条例に基づき、第4次総合計画（以下「本計画」という。）を策定します。

第4次総合計画は、

“みんなで力を合わせ、

人口減少によって生じる課題に挑戦するための計画”

第2節 総合戦略との関係性

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化するとしており、令和5（2023）年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しています。

市町村は、まち・ひと・しごと創生法において、国の総合戦略を勘案し、「地方版総合戦略」を策定するよう努めなければならないとされています。

本市においても、デジタルの力を活用し、人口減少と少子高齢化に的確に対応し、住みよい環境を整え、活力ある地域社会を維持していくことが必要であり、このことは本計画の最重要課題と一致するものです。

そこで、まち・ひと・しごと創生法に基づく「妙高市版デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「妙高市版総合戦略」という。）を本計画と一体化して策定し、施策の推進と評価等を一体的に実施します。

なお、本計画では網羅的・体系的に施策と目標値を整理していますが、その中から国の総合戦略を踏まえて「地方に仕事をつくる」「人の流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「魅力的な地域をつくる」という4つの柱に特に関連する施策と目標値を抽出し、妙高市版総合戦略の施策と重要業績評価指標(KPI)^{※1}として位置づけます。

第3節 SDGs との関係性

SDGs^{※2}は、持続可能でより良い世界を実現するための国際目標で、17の目標と169のターゲットから構成されています。「誰一人取り残さない」という考えのもと、将来世代のために地球環境や資源を守り、全ての人が安心して自分の能力を十分に発揮しながら暮らせるよう、国際社会全体で社会・経済・環境の3側面から統合的に諸課題を解決しようというものです。

令和3（2021）年に本市は、人と自然が共生する持続可能なまちを目指すという提案が認められ、「SDGs 未来都市^{※3}」に選定されました。令和4（2022）年には、「妙高市人と地球が笑顔になる SDGs 推進条例」を制定し、必要な施策を総合的かつ計画的に実施していくこととしています。

そこで、本計画に盛り込む施策と SDGs との関係を明確にし、持続可能なまちづくりを推進していきます。また、SDGs の達成には一人ひとりの行動が重要なことから、「妙高市 SDGs 普及啓発実行委員会」を中心に、さらなる普及啓発を図り、市民、コミュニティ、事業者の行動変容につなげていきます。

第4節 計画の構成と期間

本計画は、将来像やまちづくりの基本姿勢、政策分野ごとの目指すまちの姿のほか、その実現に向けた基本施策と主要施策を体系的に示すものです。また、妙高市版総合戦略を一体化し、関連する施策を位置づけています。

本計画の期間は、社会経済情勢の変化や多様なニーズに適切に対応していくため、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、各施策に基づく事業の実施計画は、毎年度の予算編成作業にあわせて別途作成するものとし、事業実施後は各施策の目標値の達成度を評価し、必要な見直しを行っていきます。

※1)重要業績評価指標（KPI）：「Key Performance Indicator」の略語で、目標の達成度合いを計る定量的な指標。目標に向かって日々業務を進めていくにあたり、「何を持って進捗とするのか」を定義するために設定される尺度のこと。

※2)SDGs：「Sustainable Development Goals（サステナブル・デベロップメント・ゴールズ）（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12（2030年）までの国際社会共通の目標。

※3)SDGs 未来都市：内閣府が平成30（2018）年度より SDGs の達成に向けた取組を積極的に進める自治体を公募し、経済・社会・環境の三側面の統合的取組により、新たな価値を創造する提案を行った自治体の中から SDGs 未来都市を認定。

◆SDGs の 17 のゴールと自治体行政の関係

ゴール（目標）	自治体行政の果たし得る役割
1 貧困をなくそう 	1. 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに 	2. 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	3. 全てのの人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5. ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	6. 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネ ^{※1} や再エネ ^{※2} 利用を推進するほか、住民が省・再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
8 働きがいも経済成長も 	8. 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業や新しい価値を創出することにも貢献することができます。

※1) 省エネ：省エネルギーの略。：石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

※2) 再エネ：再生可能エネルギーの略。：太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

ゴール（目標）	自治体行政の果たし得る役割
 10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
 11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 誰一人取り残されることなく、安全・安心に暮らすことができる強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
 12 つくる責任 つかう責任	12. つくる責任 つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3R※の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
 13 気候変動に具体的な対策を	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
 14 海の豊かさを守ろう	14. 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
 15 陸の豊かさを守ろう	15. 陸の豊かさを守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
 16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作るうえでも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17. パートナリシップで目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）-導入のためのガイドライン-2018年3月版（第2版）

※）3R：3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce＝廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse＝再使用）、リサイクル（Recycle＝再資源化）の3つのR（アール）の総称。環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったもの。

第2章 計画策定の背景

第1節 妙高市を取り巻く社会経済情勢

(1) 加速する人口減少、少子高齢化

日本の総人口は、平成 20(2008)年をピークに減少が続き、令和 2(2020)年国勢調査^{※1}では1億 2622 万 7 千人となっています。国立社会保障・人口問題研究所^{※2}（以下「社人研」という。）の将来推計（令和 5(2023)年推計）によると、これから長期の人口減少過程に入り、2056 年には1億人を割って 9,965 万人になり、2070 年には 8,700 万人になると推計されています。

また、人口構造も変化しており、0～14 歳人口は、これまで出生数の減少が続いてきた結果、1980 年代初めの 2,700 万人規模から令和 2(2020)年国勢調査の 1,503 万人まで減少しており、総人口に占める割合は 11.9%まで低下しています。

一方で、65 歳以上人口は、令和 2(2020)年国勢調査で 3,603 万人、総人口に占める割合は 28.6%となっています。社人研の将来推計(令和 5(2023)年推計)によると、今後も高齢化が進むとされており、高齢化率は 2038 年には 33.9%、2070 年には 38.7%になると推計されています。

本市においても自然減、社会減の傾向が継続しており、令和 2(2020)年国勢調査における人口(30,383 人)は、**本市が誕生した 20 年前(平成 17(2005)年国勢調査では 37,831 人)の 80.3%**の規模まで縮小しています。また、少子高齢化が年々進んでおり、令和 2(2020)年国勢調査の高齢化率は 37.4%となっています。社人研の将来推計(令和 5(2023)年推計)によると、人口減少と高齢化の傾向は今後も続き、2050 年の高齢者人口は 16,190 人、高齢化率は 51.6%になると推計されています。

このような人口減少と少子高齢化が加速する中においては、子育て・教育支援や移住・定住の促進に関する取組の拡充などにより、人口減少のスピードを緩やかにするとともに、支え合いの体制づくりや多様な関係者との連携・協働などにより、誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちにしていけることが重要となっています。

※1)国勢調査：わが国の人口及びその性別や年齢、配偶の関係、就業の状態や世帯の構成といった「人口及び世帯」に関する各種属性のデータ把握するため、5 年間隔で実施する全数調査のこと。

※2)国立社会保障・人口問題研究所（社人研）：厚生労働省の機関。人口、社会保障等研究、及びその相互関連について調査研究をおこなっており、市町村等の将来人口推計などを公表している。

（２）持続可能性（サステナブル）の追求

世界各国は、令和 12（2030）年の SDGs の達成に向けて気候変動対策をはじめ様々な取組を進めていますが、令和 6（2024）年現在の達成度は十分とは言えない状況です。

本市は「SDGs 未来都市」として、「妙高市人と地球が笑顔になる SDGs 推進条例」に基づき、引き続き、自然との共生を基本としながら、市民、コミュニティ、事業者、市が連携・協働し、社会・経済・環境の３側面のバランスがとれた持続可能なまちを目指すことが重要となっています。

（３）2050 年カーボンニュートラルの実現

気候変動は世界的な社会課題であり、気候変動の緩和策として、脱炭素社会の実現に向けた取組が必要不可欠となっています。

令和 2（2020）年 10 月、日本政府は「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル^{※2}、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

本市においても、令和 2（2020）年 6 月にゼロカーボン^{※3}の推進を宣言し、令和 3（2021）年 4 月に「生命地域妙高ゼロカーボン推進条例」を施行しました。

カーボンニュートラルの達成に向けては、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、排出せざるを得なかった温室効果ガスの排出量を相殺する吸収源の強化にも取り組んでいかなければなりません。

本市においても、市役所や学校等の公共施設の省エネ化と再エネ導入を推進するとともに、市民生活や事業活動における低炭素化の取組を促進することが必要となっています。

また、気候変動への対応を経済成長の機会と捉え、住宅・建築物の省エネ対策、産業・運輸部門のイノベーション支援などの対策を積極的に行うことにより、豊かな自然環境と快適な生活環境が調和したまちをつくっていくことが重要となっています。

※1)ジェンダー平等：人生や生活において、様々な機会が性別にかかわらず平等に与えられ、女性と男性が同様に自己実現の機会を得られるような社会の実現を目指すこと。

※2)カーボンニュートラル：企業や家庭が排出する二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、排出量の合計を実質的にゼロにする取組。

※3)ゼロカーボン：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

（４）気候変動・温暖化等による災害の激甚化

平成 23（2011）年から令和 2（2020）年までの世界の平均気温は、工業化以前（1850 年～1900 年）と比べ 1.09℃高くなっています。1850 年から 2020 年までの期間における温暖化は、紀元後（直近 2000 年以上）前例のないものとなっており、人為的な要因による温暖化の進行が指摘されています。

また、近年、世界中で異常気象が頻発し、我が国でも、「平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）」「令和元年東日本台風」「令和 2 年 7 月豪雨（熊本豪雨）」「令和 6 年能登半島豪雨」などの災害が発生しています。さらに各地で大型地震も相次いで発生しており、「令和 6 年能登半島地震」は記憶に新しいところです。

本市では、このような気候変動による災害の頻発化・激甚化に対応していくために、関係者が連携・協力し、自助・共助・公助体制や要配慮者、外国人に向けた支援を強化することが必要となってきます。また、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策を強化していくことにより、自ら備え、みんなで助け合い、安全に安心して暮らせるまちをつくっていくことが重要となっています。

（５）新型コロナウイルス感染症による社会の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、社会の様々な面で変化が生じています。

働き方の面では、多くの企業や組織がリモートワーク※¹を導入したことから、好きな場所で生活することが容易になった結果、住む場所にとらわれない働き方が広まりました。また、都市部における感染リスクや密集を避けるため、より良い住環境や自然に近い生活を求める動きが増え、地方移住への関心が高まりました。さらに、リフレッシュやリラックスを求める人々が増え、リゾート地や自然豊かな地域への移動が増えた結果、週末や休暇に利用する第 2 の住居に対する需要が増えました。

このような社会の変化は、一部で感染拡大前の状態に戻る動きが見られるものの、地方圏への関心は続いていることから、本市では、妙高山麓にある豊富な地域資源や多様な暮らしを発信し、交流人口※²・関係人口※³の拡大と移住促進を図ることにより、活力と魅力ある産業が育ち、にぎわいと交流、つながりが生まれるまちをつくっていくことが重要となっています。

※1)リモートワーク：「リモート＝遠隔」でオフィスに行くことなく、別の場所で業務を行う形態

※2)交流人口：旅行や通学、通勤など、その地域に訪れる（交流する）人のこと。

※3)関係人口：定住人口や交流人口ではない、地域や地域の人々と多様な形で関わる人々のこと。

(6) デジタル化の加速

近年、デジタル化が急速に進展しており、国際社会や企業活動、そして人々の生活に至るまで、ありようを変化させています。

デジタル技術は、その特性を踏まえ、効果的に取り入れることにより、私たちの日々の暮らしを支え、新たな付加価値を創出することが期待できるものです。デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取組（DX（デジタル・トランスフォーメーション））は、産業にとどまらず、私たちの生活に大きな影響を与えつつあります。

人口減少と少子高齢化が進み、様々な課題が深刻化する中、本市においても、行政サービスや教育のほか、地域公共交通、観光、商工業など、あらゆる分野でDXを推進することにより、持続可能で豊かな暮らしを実現していくことが重要となっています。

(7) 外国人との共生社会の実現

我が国では、グローバル化の進展や少子高齢化による人手不足などを背景に、外国人住民の数が増加し、多国籍化してきています。今後も特定技能制度等による外国人材の受入拡大などに伴い、その数はさらに増加することが見込まれており、地域社会の活力を維持するためには、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくという「多文化共生」の必要性が高まっています。

外国人住民の受入主体としての地域において多文化共生を推進することは、外国人住民の人権保障、住民の異文化理解力の向上、地域の活性化などの意義を有しています。

本市においても、観光で一時的に滞在する外国人だけでなく、定住する者も増えてきており、市内での大型リゾート開発計画に伴い、その動きは活発化してきています。地域社会やコミュニティなどにおいて外国人を含めた住民の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備し、多文化共生社会の実現を目指していくことが重要となっています。

（８）多様性を認め合う社会づくりの推進

グローバル化の進展や社会の成熟に伴う人々のライフスタイルや価値観の多様化を背景に、年齢、性別、国籍、文化、習慣、障がいの有無などにかかわらず、個人が尊重され、それぞれが活躍できる環境づくりが求められています。また、就労、政策・方針決定、地域活動など様々な場面において女性の視点や能力等を活かすことが求められており、女性が希望に応じて社会に参画し、個性と能力を発揮できる環境づくりが求められています。

互いを認め合い、多様性を活かして、支え合うことができるよう、ライフスタイルに応じたきめ細かな支援や地域ぐるみの支援を展開することにより、みんなが個性と能力を発揮し、つながりを深めながら、生きがいを感じられる社会を目指していくことが重要となっています。

（９）物価上昇と賃上げを伴う経済情勢の変化

我が国の経済は、1990 年代初頭のバブル経済崩壊後、デフレ^{※1}と不況の時代が続きましたが、コロナ禍が収束した令和 5（2023）年以降は、世界的なインフレ^{※2}ショックの中で、我が国も物価が上昇する状況となりました。賃金は、物価上昇を上回るまでには至っていないものの、令和 6（2024）年度の日本労働組合総連合会の最終回答集計によると、33 年ぶりの高水準の賃上げ率となっています。また、設備投資は、史上最高水準となっています。

日本銀行の異次元緩和政策が解除され、「金利ある世界」に回帰したことや、日経平均株価が史上最高値を更新したことなど、我が国経済の 30 年にわたる停滞からの脱却への期待が高まっています。令和 6 年 9 月の「月例経済報告」における基調判断でも、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とし、先行きについては、海外景気による下押しリスクや、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしながらも、「雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待される」としています。

こうした前向きな動きを中小企業や地方経済でも実現し、我が国経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが重要となっています。

※1) デフレ：デフレーション（Deflation）の略で、世の中のモノやサービスの価格（物価）が全体的に継続して下落すること。

※2) インフレ：インフレーション（Inflation）の略で、世の中のモノやサービスの価格（物価）が継続的に上昇する状態のこと。

第2節 第3次妙高市総合計画の評価

第3次総合計画では、まちづくりの基本理念の実現を目指し、5つのまちづくりの大綱を設定し、13の基本施策と31の主要施策を推進してきました。また、重点的・分野横断的に取り組む施策として「Ⅰ 人口減少時代に即した地域経営の推進」「Ⅱ 未来を担う子ども・若者の育成」「Ⅲ 生涯現役で健康長寿のまちづくりの推進」「Ⅳ 地域産業の高付加価値化」を重点プロジェクトに位置づけ、一体的に推進してきました。

計画期間においては、人口減少と少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による人々の行動・意識・価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化しましたが、それらに柔軟に対応しながら着実な成果を目指してきました。

第3次総合計画の計画期間における取組を13の基本施策ごと（関連する重点プロジェクトを含む）に評価します（第3次総合計画の目標値の達成状況は、参考資料を参照）。残された課題については、本計画において引き続き対応していきます。

（1）快適で安全・安心に暮らせるまちづくり

市民生活に必要な都市基盤を安定的・効率的に維持するとともに、災害や雪に強く生活しやすい都市環境づくりに取り組みました。

また、防災・防犯に対する市民意識の向上と地域や関係機関等との連携・協力を図り、真に安全・安心な地域社会の構築に取り組みました。

【生活しやすい都市環境づくり（生活基盤）】

コンパクトなまちづくりでは、立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域に「新井あおぞら保育園」を整備し、新図書館等複合施設の整備に着手するなど都市機能の集約化を図るとともに、宅地造成事業者が行う道路整備への支援を通じて居住を誘導したことで、市外への人口流出を抑制し、市外からの人口流入を促進しました。また、斐太地区、水上地区、新井地域市街地などにおいてAI※を活用したデマンド乗合タクシーを導入しました。今後も、居住の誘導や、市街地の中心拠点における都市機能の維持・確保、公共交通サービスの利便性・効率性の向上に取り組み、コンパクトで住みやすいまちづくりを進める必要があります。

スマートシティ妙高の推進では、マイナンバーカードの取得促進に積極的に取り組むとともに、オンライン申請システムの導入により、市民サービスの向上を図りました。引き続き、市民がデジタル技術の利便性を実感できるよう積極的な周知やデジタル格差の解消に努めるとともに、さらなる行政手続きのオンライン化を推進していく必要があります。

※）AI：Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略称であり、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。

道路ネットワークの強化においては、緊急性や優先度、必要性などを見極め、弾力的な道路づくりや計画的な修繕を行うことで、安全・安心な道路ネットワークの構築を図りました。幹線道路は、災害時における地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動や生活復興の基盤となる「命の道」として役割は非常に重要であることから、今後も整備を進める必要があります。

雪に強いまちづくりでは、除雪機械の更新や除雪出動の適正な管理などを行うとともに、克雪施設の適切な維持管理などに努めました。引き続き、豪雪地域でも安全・安心に暮らし続けられるよう、道路除雪のあり方を検証しながら、持続可能な除雪体制を維持していく必要があります。

ガス上下水道においては、ガス事業の民間譲渡や上下水道事業の包括的民間委託などの新たな事業運営方法を導入しました。今後も、老朽化が進む施設の計画的な更新を進めるほか、持続的な経営のため、民間の人材や知見を活かした効率的で効果的な事業運営に取り組む必要があります。

【安全・安心な地域社会づくり（安全・安心）】

防災については、災害時に自主防災組織が主体となって避難所運営ができるよう、関係者間で役割分担等の情報共有を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、地域防災計画について感染症対策等を踏まえた見直しを行いました。引き続き、「自分の命は自分で守る」という意識を醸成するため、より実践的な訓練を継続するとともに、一人ひとりの防災行動計画である災害時マイ・タイムライン※の作成や適時・的確な避難情報の発令など、災害に強いまちづくりに取り組む必要があります。

安全な市民生活の確保では、犯罪や交通事故、有害鳥獣による農作物被害の防止に努めたほか、特定空き家に対する除却費用の助成を行うなど、空き家の適正管理を促進しました。引き続き、市民一人ひとりの意識を高めるとともに、地域と各種関係機関の連携・協力のもと、地域ぐるみで安全・安心なまちづくりに取り組む必要があります。

※）マイ・タイムライン：災害時の個人の避難行動計画（スケジュール表）のこと。自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの

(2) 美しい自然と共に生きるまちづくり

祖先より受け継がれてきた妙高山麓の魅力ある自然環境を後世に引き継いでいくため、官民一体となって環境保全に取り組み、豊かな生活環境を持続させるとともに、地域資源としてさらに磨き上げ、多くの人たちに親しまれ愛されるよう取り組みました。

【豊かな生活環境づくり（環境保全）】

自然環境の保全と活用では、希少野生動植物保護条例を制定し、希少な自然資源の保護に努めたほか、環境省が整備した妙高高原ビジターセンターを拠点として国立公園の魅力や自然資源の大切さを伝えるとともに、各種アクティビティを提供しました。また、国立公園の保護と利用の両立に向けて、登山者から協力金をいただく入域料を導入し、利用者自身が自然環境を守るという意識を醸成しました。今後も、国立公園をはじめとした自然環境を官民共創で保全していくとともに、自然環境を活用し国立公園利用者との交流を拡大していく必要があります。

地球温暖化対策では、生命地域妙高ゼロカーボン推進宣言をはじめ、ゼロカーボン推進条例やゼロカーボン実行計画に基づき、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、市役所をはじめ公共施設に再エネ由来の電力を導入するとともに、省エネ性能評価を受けた ZEH※水準の高性能住宅や住宅向け太陽光発電設備に対する補助金のほか、「ゼロカーボンチャレンジ事業所」登録・補助制度により、住宅や事業所の省エネ化、再エネ設備の導入を促進しました。引き続き、市民・事業所・行政が一体となり、脱炭素化を推進する必要があります。

資源循環のまちづくりでは、燃えるごみの減量と分別徹底、生ごみの自家処理による減量化を推進するとともに、プラスチック製品の収集を開始するなど資源循環のまちづくりの取組を強化しましたが、家庭系可燃ごみの1人1日あたり排出量は依然として多いことから、より一層のごみの減量と3Rの促進を図る必要があります。

※) ZEH: Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略称であり、高い「断熱」性能をベースに高効率機器等による「創エネ」を組み合わせ、年間のエネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅。

(3) にぎわいと交流を生み出すまちづくり

本市の強みである地域資源を活かした国内外からの観光誘客と受入体制を強化し、世界から選ばれる国際観光都市としての磨き上げを進めるとともに、観光業によって生み出されたにぎわいと交流を、商工業や農業など地域産業の活力へとつなげ、市内経済の活性化を図りました。

【世界に誇れる観光地域づくり（交流促進）】

感染症対策と経済活動を両立する「妙高モデル」の確立を目指し、観光地域づくり法人と連携して観光誘客や旅行商品づくりに取り組むとともに、スキー場の共通リフト券化やＩＣゲート化によるスノーリゾート形成に向けた受入体制の強化を図りました。また、青山学院大学陸上競技部と連携し、本市の認知度向上を図りました。

コロナ禍を経て、訪日外国人観光客の入り込みが回復してきていますが、グリーンシーズンの来訪は依然として少ない状況が続いていることから、引き続き、多様な事業者や観光地域づくり法人との連携を強化し、観光客のニーズを捉えたコンテンツの開発をはじめ、さらなるキャッシュレス化の推進や観光施設の整備など、受入体制の充実を図りながら、観光誘客の拡大と地域経済の活性化につなげていく必要があります。

【活力ある地域経済づくり（産業振興）】

商工業の振興と中心市街地のにぎわい創出では、中小企業・小規模企業の事業継続や新規事業展開等への支援を行いました。また、市内学校の出店により六十朝市の魅力向上を図るとともに、コロナ禍で落ち込んだ地域経済を下支えするため、商品券の発行等による地域内消費の促進に取り組みました。今後、後継者不足等による事業者の減少が懸念されるため、関係機関と連携し、円滑な事業承継や事業者の活動ステージに沿った支援メニューの充実を図るとともに、商工団体等のほか小・中学校や高校等と連携しながら、市街地のにぎわい創出に向けた取組を強化する必要があります。

安定して働きやすい雇用の創出においては、企業誘致等と起業・創業支援により、事業拡張や移転等による新工場建設や新規創業などの成果があったものの、活発な状況までには結びついていないことから、新たな企業進出や新規創業につながる支援策を体系的に講じていく必要があります。また、働き方改革に取り組む事業者向けの補助メニューを設けていますが、活用実績は少なく、雇用環境改善までには至っていないことから、引き続き、若者や女性、高齢者など多様な人材が安心して働くことができる雇用環境づくりを促進する必要があります。

労働力の確保に向けては、高校と連携した職場体験に加えて、地元企業が中学生向けに講演会を実施することで、高校卒業後、就職を選択する生徒が減少していく中でも地元就職を考えるきっかけを提供することができました。引き続き、若者のＵＩＪターンを促進するとともに、今後の生産年齢人口の減少を視

野に、さらなる外国人材の受け入れについても検討を進めることで労働力を確保していく必要があります。

農業の振興では、需要に応じた米生産とあわせ、非主食用米や園芸作物をはじめとした転作作物への転換を進めるとともに、新たな特産品開発に向け、加工用ブドウの栽培を拡大し、妙高市産ブドウを使ったワイン醸造・販売に取り組みました。今後も農業者の高齢化や後継者不足により、農業経営の継続が懸念されていることから、担い手の確保と育成、多様な人材の活用にあわせて農作業の効率化を進めるとともに、市内産農産物を活用した商品開発に取り組み、農家所得向上を図る必要があります。

(4) 全ての人が元気に活躍できるまちづくり

全ての市民がいつまでも健康に暮らすことができるよう、健康寿命の延伸の取組や地域における保健・医療・福祉の体制の構築を進めるとともに、障がい者や生活困窮者、外国人住民などを含め、全ての人がいきいきと元気に活躍できる地域共生社会の実現を目指しました。

【市民主体の健康づくり（健康・医療）】

コロナ禍を経て新たな生活様式に対応した健康づくりを推進するため、安心して検診を受けることができるよう、非接触や3密回避の環境を整備しました。また、運動習慣の定着に向けて地域におけるウォーキングの普及に取り組むとともに、生活習慣病の発症を予防するため、ハイリスク者への保健指導と未治療者への受診勧奨を進めました。今後も、健康寿命と平均寿命の差を縮小させるため、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、つくる」という意識を高め、主体的な健康づくりを促進していく必要があります。

地域医療体制の確保と維持においては、医師確保が課題となる中、市内2病院では、新潟大学医学部や上越市、関係機関との連携により、医療提供体制を維持することができました。今後も、持続可能な医療提供体制を構築するため、人口減少と少子高齢化の影響により変化していく医療ニーズを見極め、二次医療圏での機能分担や関係機関との連携を図り、市民の理解を得ながら、これまでの病院完結型から地域完結型へ転換していく必要があります。

【全てを支える地域福祉づくり（福祉介護）】

介護予防では、筋力向上・短期集中型サービスや通いの場への移動支援を開始したほか、高齢者を地域全体で見守り、支え合う体制として、新たに妙高地域をモデルに生活支援コーディネーターを配置して生活支援体制を整備しました。引き続き、介護予防と元気づくりの取組を進めるとともに、高齢者の活動・活躍の場づくりを通じ、社会参加を促進する必要があります。また、団塊の世代が後期高齢者になり介護需要が高まることが予測される一方で、介護人材の確保が難しくなっていることから、地域が主体となった支え合いや助け合いの生活支援体制を拡充していくとともに、持続可能な介護サービスの提供体制を構築していく必要があります。

障がい者福祉では、障がい者やその家族等の不安や悩み等の解消に向けて、相談窓口の体制整備と充実に取り組むとともに、身体障がい者手帳の交付対象とならない、軽・中等度難聴者に補聴器購入費の一部支援を開始しました。引き続き、多様化するニーズに対応したきめ細やかな福祉サービスを提供するとともに、障がい者やその家族等の高齢化などを見据え、障がいに対する理解を深めながら地域全体で支える体制を構築していく必要があります。

生活保護受給者や生活困窮者、ひきこもり等の経済的・社会的自立支援では、引き続き、個々の状況に応じた伴走的な支援を行っていくとともに、経済的な自立に向け、就労し定着するための支援を行っていく必要があります。

【住民主体の地域づくり（地域づくり）】

持続可能な地域を目指し、コミュニティ機能が低下している地域へ職員を派遣し伴走型支援を行うとともに、市役所から離れた地域にオンライン通信機能を備えた「市役所移動窓口号」を運行し、地域に寄り添った行政サービスを提供しました。一部の地域においては、地域課題解決に向けた活性化ビジョンの策定や組織体制、行事内容の見直しなど主体的な取組が始まっていますが、市内全域に浸透するまでには至っていません。引き続き、「自分達の地域は自分たちで守る」という住民の意識醸成を図る必要があります。

移住・定住の促進や市内の空き家の有効活用を図るため、移住支援員を1人増員し、移住に関する制度や空き家バンクによる物件紹介など情報発信を行いました。引き続き、国内外の移住検討者から選んでもらえるよう移住しやすい環境づくりを進めるとともに、妙高の魅力のほか、充実した支援体制や施策をPRしていく必要があります。

【全てが平等な地域社会づくり（人権）】

コロナ禍におけるインターネット上の人権侵害、外国人移住者の増加、また、ジェンダー平等や性的マイノリティ※に関する世論の高まりなど、新たな人権課題が増加する中、人権懇話会や男女共同参画審議会での検証を踏まえ、第3次人権教育・啓発推進基本指針、実施計画などに基づく幅広い人権啓発活動を着実に実施しましたが、人々のつながりの希薄化を背景に人権問題に対する意識の低下が伺えます。今後も複雑化・多様化する人権課題の解決に向け、市民に対する人権教育、啓発のための施策を一層推進していく必要があります。

※）性的マイノリティ：性のあり方が多数派と違う人のこと。性的少数者ともいう。

（５）郷土を築く人と文化を育むまちづくり

子どもたちを安心して育てることができる環境づくりと、心身ともに健康でたくましく生きていくための教育環境づくりを推進し、次の時代を築いていく子どもたちを育てる取組を進めました。また、生涯学習・生涯スポーツなどを通じて豊かな心身をつくるとともに、郷土愛の育成に取り組みました。

【安心して子どもを育てられる環境づくり（子育て）】

結婚活動への支援として実施した、妙高出会いサポート実行委員会が主催する各種イベント等が成婚に結びついています。今後も、若者の結婚に関する意識を育むとともに、出会いの場の提供や結婚活動につながる情報発信、独身者が気軽に相談できるサポートセンターの運営を継続していく必要があります。

妊娠・出産・子育て支援では、妊婦に対して保健師が出産前後に面談を行い、妊娠期から出産、子育て期まで継続して伴走支援する仕組みを構築しました。また、全妊産婦や出生から満 18 歳までの子ども医療費と、3 歳以上の園児から小・中学生の給食費の完全無償化、出産時の宿泊費やタクシー費用、第三子以降の出産費用の助成など、経済的支援の充実を図るとともに、放課後児童クラブや子育て広場、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業などを通じて安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組みました。今後も、安心して妊娠や出産を迎えられるとともに、支援が必要なかたの早期発見や適切な支援につながるよう、こども家庭センターによる支援体制の強化を図る必要があります。

幼児の教育・保育環境では、地域の特色を活かした自然体験活動などに取り組むとともに、園の統合や改修などを実施し、子どもたちが安心して活動できる環境を整備しました。今後も、持続可能な園運営と教育・保育環境の整備に取り組む必要があります。

【質の高い教育環境づくり（教育）】

職場体験学習やキャリア教育フォーラムを通じて、働くことの意義、望ましい職業観を育むとともに、新井南小学校において「妙高型イエナプラン教育※」導入に向けた取組を行いました。今後も、事業者や地域との連携を図りながら、豊かな人間性を育むための教育環境づくりを推進する必要があります。

健やかな体を育むための支援の充実に向けては、自らの生活・運動習慣や食習慣を振り返ることができるよう学習を行い、継続的な取組の大切さを学んでいますが、肥満傾向の児童生徒が増加しているため、栄養に関する知識の浸透が必要です。

※）妙高型イエナプラン教育：子どもの自立と共生の心と態度を育むことを目的に、ドイツで生まれオランダで発展した「イエナプラン教育」のエッセンスを取り入れながら、子どもを真ん中に位置づけた授業づくり・学校づくりに取り組む妙高市内小中学校の教育活動の総称。

学力の向上・定着では、教育補助員や ALT※の配置、放課後等の学習支援、学習支援アプリやデジタルドリル等の導入など様々な支援体制が整ってきています。しかし、指標とした学力テストの結果は伸び悩んでいることから、引き続き「主体的・対話的で深い学び」の授業づくり・実践が確実に実施される体制づくりに取り組む必要があります。

学習環境の充実では、学校施設の大規模改修や設備等の更新を行い、安全・安心で快適な学習環境を整備するとともに、通学時の見守りや通学手段の確保など、安心して通学ができる環境を整えることができました。引き続き、学校施設の長寿命化を図るとともに、通学環境に応じた通学体制の整備や地域全体での見守り活動により、児童生徒の安全を確保する必要があります。また、高等教育等への就学機会を確保するとともに、若者の地元定着やUターンを促進するため、現行の奨学金制度の課題や効果を検証し、制度の見直し・充実を図る必要があります。

【豊かな心身をつくる環境づくり（生涯学習・スポーツ）】

生涯学習では、市民が気軽に参加できる学習機会として「まなびの杜」が認知され、定着してきていますが、参加者の固定化や年代などに偏りがあることから、生涯にわたって活躍できる社会づくり、市民を主体とした学び合いによる人材の育成に向けて、取組を発展、強化する必要があります。令和5（2023）年度から工事に着手した新図書館等複合施設の整備を契機とし、多くの市民が複合施設に集い活動・交流することで、自発的な学びと地域課題の解決につなげることが必要です。

生涯スポーツ活動については、障がいのある・なしに関わらず、子どもから高齢者まで幅広い世代が気軽に取り組めるボッチャの普及や、スマートフォンアプリを活用したウォーキングイベント、親子で楽しめる生涯スポーツ大会等の開催により幅広い市民へ運動機会を提供しました。

また、競技スポーツについては、スキーをはじめとするジュニア選手の育成や各種大会の開催と支援などを通じ、全国や世界で活躍する選手を輩出し続け、市民等からの選手への激励メッセージや活躍結果などの情報発信に取り組ましました。

一方で、人口減少と少子高齢化によって総合型地域スポーツクラブや各種教室の参加者の減少が著しいほか、スポーツ活動に参加する子どもが減少していることから、誰もが取り組みやすい運動機会の提供と意識啓発を強化し、運動習慣の定着化を図るとともに、子どもたちからスポーツに親しめる環境づくりを進める必要があります。

※）ALT：Assistant Language Teacher の略。外国語を母国語とする外国語指導助手のこと。

スキーをはじめとした競技スポーツにおいても、ジュニア選手の減少に歯止めがかからないことから、子どものスポーツ機会の充実を図るとともに、選手の底辺拡大・育成・強化といった一貫した取組と育成団体の支援を行う必要があります。

また、休日の学校部活動の休止に向けて、中学生が希望に応じて休日に地域でスポーツや文化芸術活動を行えるよう、受け皿の整備・充実を図る必要があります。

【郷土愛を育む文化のまちづくり（文化）】

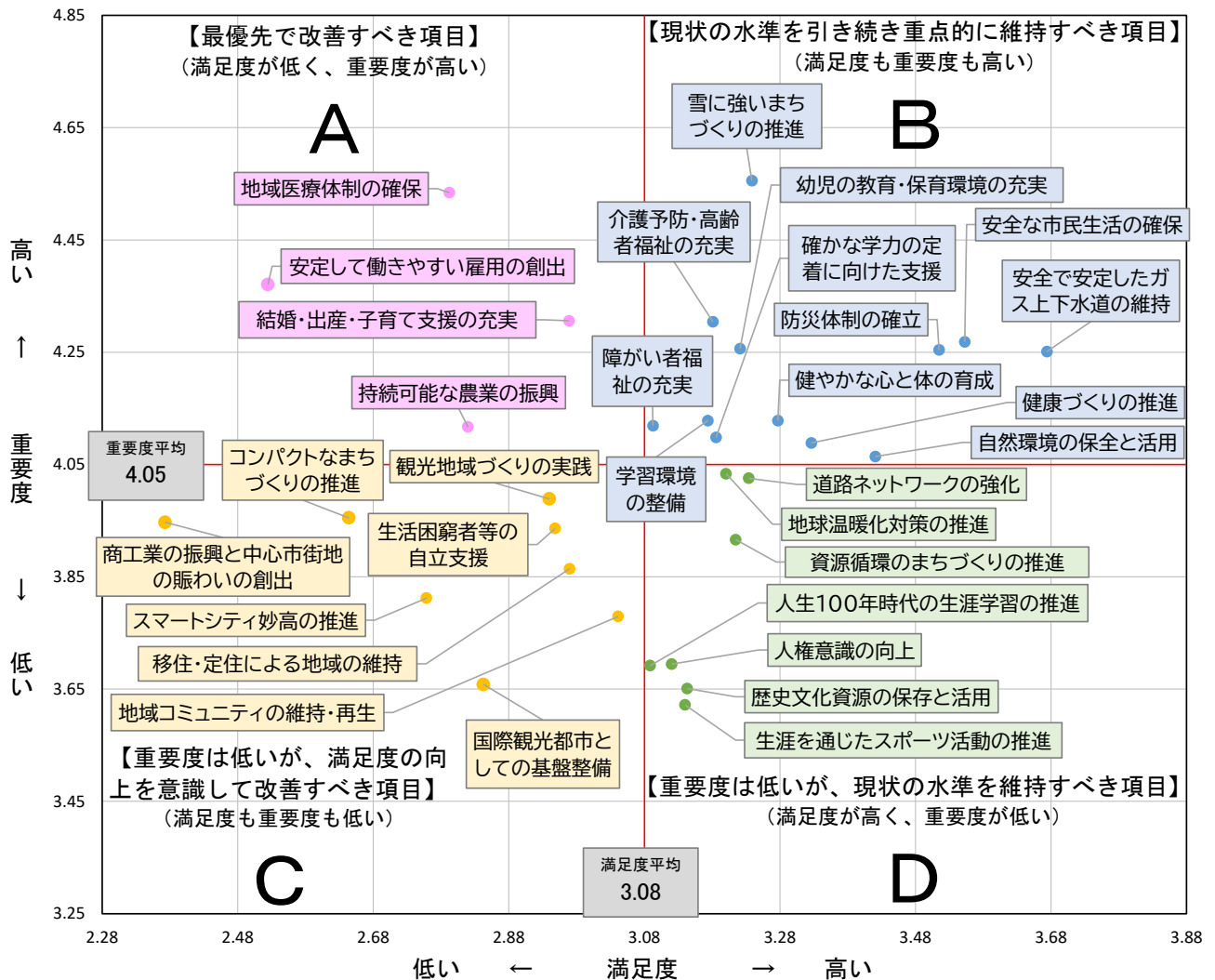
歴史文化の継承と活用では、妙高市歴史文化基本構想に基づき、文化財の指定や登録を進めました。また、地域の宝として継承されている歴史文化資源を守り、地域づくりに活用するため、大字関川に続いて、関山地区と斐太地区において歴史文化保存活用計画を策定し、地域活性化に向けた地元の推進体制を構築することができました。一方、関川関所道の歴史館や斐太歴史民俗資料館等の収蔵公開施設は整備時からほぼ変わらぬ状況で展示・公開が行われており、活用と来場者の増加に向けた施設の改修等の必要性が高まっています。また、旧3市町村史が刊行されてから長い年数が経過しており、新たな歴史的発見や資料が増加していることから、これらを統合・整理した妙高市史の編さんが必要となっています。

魅力ある文化芸術事業では、東京藝術大学とのつながりを活かして、妙高芸術祭をはじめとする文化芸術事業を実施し、来場者や出品数の増加に取り組みました。一方、加速する人口減少と少子高齢化により、文化芸術団体が減少し活力が低下していることから、今後は、妙高市文化芸術基本条例に基づき、総合的な文化芸術施策の検討を進めるとともに、築40年が経過した妙高市文化ホール・新井総合コミュニティセンターについて、長寿命化に向けた改修を計画的に進める必要があります。

第3節 まちづくりに対する市民の意見

(1) まちづくり市民意識調査（アンケート）

- ・本計画の策定に向けて、市政の満足度や重点を置くべき施策分野等を把握するため、まちづくり市民意識調査を実施しました。この調査では、市内在住の15歳以上の市民1,000人を無作為で抽出し、386人から回答を得ました。



資料：令和5年度 妙高市まちづくり市民意識調査

- ・最優先で改善すべき項目（Aエリア）は、「安定して働きやすい雇用の創出」「地域医療体制の確保」などの4項目となっています。前回（H30）調査でも「雇用・労働環境の充実」の項目があがっています。今回の特徴としては、新たに「地域医療体制の確保」「結婚・出産・子育て支援の充実」「持続可能な農業の振興」の項目があがりました。
- ・現状の水準を引き続き重点的に維持すべき項目（Bエリア）は、「安全で安定したガス上下水道の維持」「安全な市民生活の確保」などの12項目となっています。前回調査でも「ガス・水道の安定供給」「安全・安心な暮らし」の項目があがっています。今回の特徴としては、前回調査でCエリアだった「障がい者福祉」、Dエリアだった「高齢者福祉」の項目が、今回調査ではBエリ

アとなりました。

- ・重要度は低いですが、満足度の向上を意識して改善すべき項目（Cエリア）は、「商工業の振興と中心市街地の賑わい創出」「コンパクトなまちづくりの推進」などの8項目となっています。前回調査では、Aエリアだった「観光産業」、Dエリアだった「地域コミュニティ」の項目が、今回調査ではCエリアとなりました。
- ・重要度は低いですが、現状の水準を維持すべき項目（Dエリア）は、「生涯を通じたスポーツ活動の推進」「歴史文化資源の保存と活用」などの7項目となっています。前回調査と同様に「生涯スポーツ」「芸術文化」の項目があがっています。

（２）官民共創「総合計画策定ワークショップ」

- ・人口減少によって生じる課題に挑戦する市独自の実効性の高い政策を計画に位置づけるため、様々な分野で活躍している市民委員と市の若手職員等によるワークショップを実施しました。
- ・検討テーマごとに4つの部会に分かれて、計4回のワークショップを実施し、目指すべき将来像や新たな政策立案に向けたアイデアについて意見交換を行いました。
- ・ワークショップの目指すべき将来像では、新たな視点として「住んでいる人も来た人も「好き」があるまち」「子育て・教育・就労の面で多様な選択肢の中から選べるまち」などの意見がありました。また、新たな政策立案に向けたアイデアとしては、「子どもの可能性を広げる多様な活動の促進」「家庭以外の子どもの居場所づくり」に関する意見がありました。

■ 官民共創「第4次総合計画策定ワークショップ」の主なご意見

	目指すべき将来像	新たな政策立案に向けたアイデア
【部会１】 移住・定住 交通・生活環境 地域づくり 克雪	・心地よいまち ・人と人とが助け合い、支え合えるまち ・市民が誇りに思うまち ・行ってみたいまち、帰ってきたいまち、住み続けたいまち ・住んでいる人も来た人も「好き」があるまち ・選べるまち	・外国人向け・親子向けのお試し居住支援 ・多様な空き家活用 ・強みを活かした交流 ・人を呼び込む仕掛けづくり ・交通手段の確保、生活利便性の向上 ・雪に強い集合住宅地 ・雪の活用、除雪体制強化 ・人材や地域が自由に使える財源確保 ・多様な情報開示・発信

	目指すべき将来像	新たな政策立案に向けたアイデア
【部会２】 産業振興 デジタル活用	・若者が集まり、住みたいと思うまち ・誰もが創造、起業しやすいまち ・選べる（選ばれる）まち ・多様な働き方 ・人手不足のＩＴ活用による解消	・地域で経済循環する企業・産業の発見・発掘、起業・創業支援、商店街再生 ・農業の活性化 ・自然や歴史の産業化・雇用創出、グリーンシーズンの観光コンテンツ充実 ・ワーケーション※の推進 ・公益性のあるビジネス創出・支援 ・ＤＸ化、デジタル環境の底上げ
【部会３】 脱炭素・再エネ 自然環境、資源 循環、防災	・自然との共生 ・自然教育の聖地 ・自然を活用して稼ぐ ・SDGs のモデル都市 ・雪を活かす ・自給自足できるまち ・妙高で生まれ、妙高で育ち、妙高でおわる	・脱炭素で共生できるスマートタウン、ありとあらゆる SDGs 体験ができるまち「妙高モデル」 ・行政主体でスマートタウンのモデルづくり ・妙高でしかできない自然体験・教育 ・妙高の強み（世界一の自然環境）の情報収集・数値化・情報発信、他地域との差別化・ブランディング、森健全化 ・人材育成・マッチング ・防災対策の充実
【部会４】 教育 子育て 健康・福祉の増進	・子ども達が希望を持てる ・若者が来たい、残りたいと思う街 ・地域の特色を活かした教育 ・人と人が助けあえる ・地域資源を最大限に活用 ・郷土愛 ・ほかではできない子育て	・子どもの可能性を広げる多様な活動、交流の促進、妙高ならではの自然を活かした教育体験プログラムの提供 ・子育て環境・サービスの充実 ・出会い・交流・マッチングの場づくり ・高齢者の見守り、サポート体制の充実 ・子育て相談・支援体制の充実、家庭以外の子どもの居場所づくり、人材確保 ・各種支援情報の一元化・ワンストップ化

※）ワーケーション：観光地など普段のオフィスとは離れた場所で休暇を楽しみながら働くスタイル。
「work＝働く」と「vacation＝休暇」をあわせた造語。

（３）高校生や若者、子育て世帯からの意見

- ・本市では、特に 15 歳から 29 歳にかけての転出超過が顕著であることから、高校生や若者の意見を政策に反映するため、高校生アンケートや市内事業所に勤務する 20 代～30 代の若者との意見交換等を実施しました。
- ・自然減と社会減が継続している中で、特に自然減による減少幅が拡大していることから、子育てしやすいまちの実現に向けた独自の政策立案につなげていくため、子育て世帯との意見交換を実施しました。
- ・高校生や若者、子育て世帯からは、新たな政策立案につながるアイデアとして、「若者が気軽に交流やつながりの持てるイベントがあるといい」「経済的支援を充実してほしい。特に負担が大きい高校生・大学生への支援を考えてほしい」「子どもたちが地域の人たちと交流し、様々な体験ができるようにしてほしい」などの意見がありました。

■高校生や若者、子育て世帯からの意見

	主な意見
高校生や若者	【地域の魅力や良いところ】 ・ 自然が豊かでゆったりと過ごせる ・ みんな優しい、地域の人達の仲がいい ・ 静かで治安が良い 【不便さや困っていること】 ・ 学ぶ、働く、遊ぶ、買い物をする、移動するなどで選択肢が少ない ・ 若者、親子の興味をひくようなことがない ・ 母親と子どもが集まれる場所がない 【新たな政策立案につながるアイデア】 ・ 自然の中でおしゃれな喫茶店やカフェなどがあるといい ・ 人が集まる大きなイベントや若者が気軽に集まれる場所でのイベントの実施 ・ 学生向けに市内企業等のPRを実施 ・ 奨学金返済を全額免除する等インパクトのある施策があるといい
子育て世帯	【地域の魅力や良いところ】 ・ 自然の中で子育てができる（妙高自然の家や園庭が充実しているなど、施設の水準も比較的良いと感じる） ・ 治安を含めて総合的に子育てする環境は良い ・ 田舎の良さがある（畑が身近にあって小さなころから野菜の知識が身に付いたり、三世帯同居などによって季節の伝統行事、伝統食を体験しながら育てたりすることができる） 【不便さや困っていること】 ・ 遊具が充実した遊び場やプールがないため、市外や都会へ行く。休日に屋内で遊ばせる場所がない ・ キッズコーナーがあるなど、小さな子どもを連れて行けるカフェがない ・ 子ども服やおもちゃを買えるお店がない。ネット活用もするが、実物を見て選びたい 【新たな政策立案につながるアイデア】 ・ 経済的支援を充実してほしい。特に負担が大きい高校生・大学生への支援を考えてほしい ・ 子どもたちが地域の人たちと交流し、様々な体験ができるようにしてほしい ・ 子どもが病気になったときの対応（病児・病後児保育、救急診療）を充実してほしい ・ 男性の育児参画を促進するため、父親同士が集まる機会を設けたり、小児の救急救命講座などに父親も参加させたりしてほしい

第4節 妙高市の人口の将来展望

(1) 第3次総合計画における人口の将来展望の検証

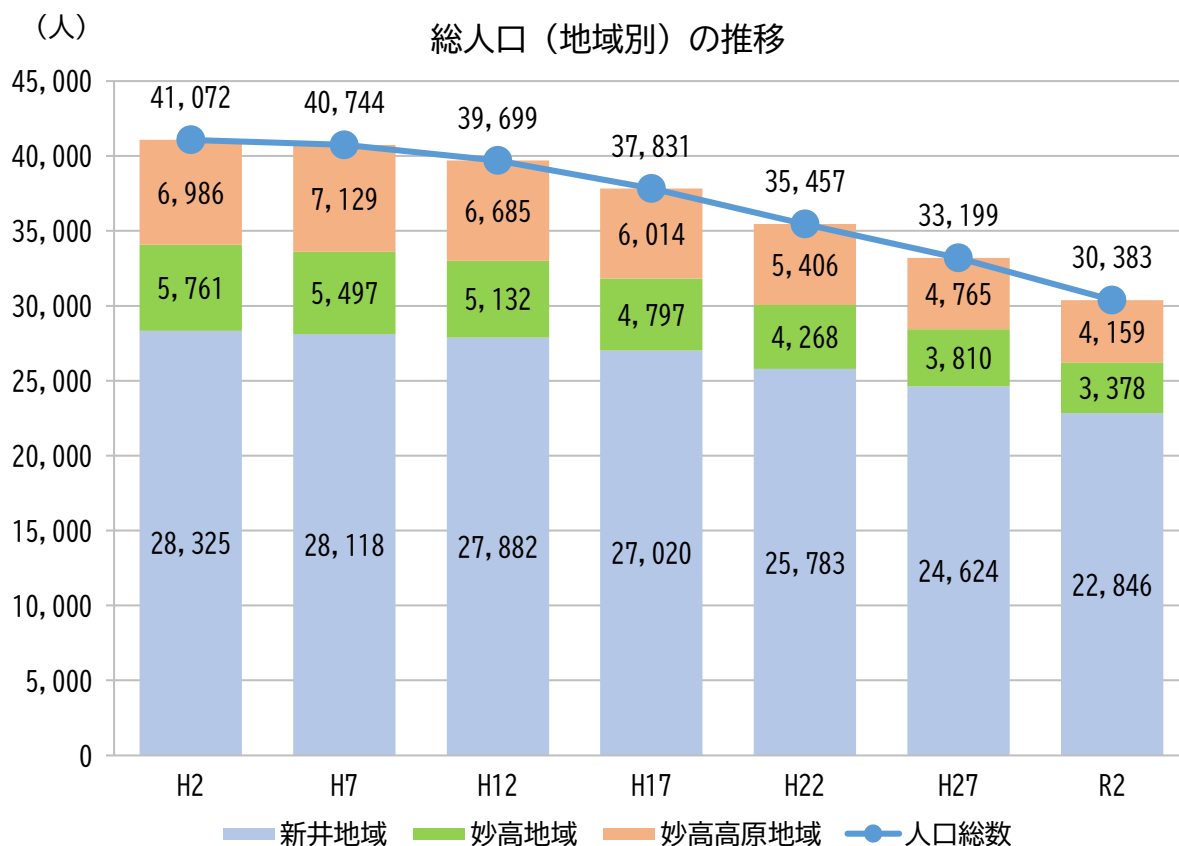
第3次総合計画では、「人口減少問題に関する戦略目標」を設定し、「自然減に関する戦略」と「社会減に関する戦略」を推進することにより、出生数の増加による自然動態の改善とあわせ、転入促進・転出抑制による社会動態の改善を図ることを目指しています。

これらの戦略により、合計特殊出生率※が段階的に改善するとともに、転出超過傾向が見られる年齢階層を中心に転入促進（転出抑制）が図られると仮定して推計し、令和6（2024）年の総人口の目標を30,000人と設定しました。また、年少人口（0～14歳）割合はほぼ横ばいで推移し、老年人口（65歳以上）の増加率は緩やかになり、人口構成のバランスは改善方向に向かうという見通しでした。

【総人口】

令和2（2020）年の国勢調査による人口は30,383人となっており、平成27（2015）年の33,199人と比べると、8.5%減少しています。

地域別の状況は、新井地域では△7.2%（△1,778人）となっているのに対し、妙高地域では△11.3%（△432人）、妙高高原地域では△12.7%（△606人）となっており、妙高地域・妙高高原地域の減少が特に顕著であることが伺えます。



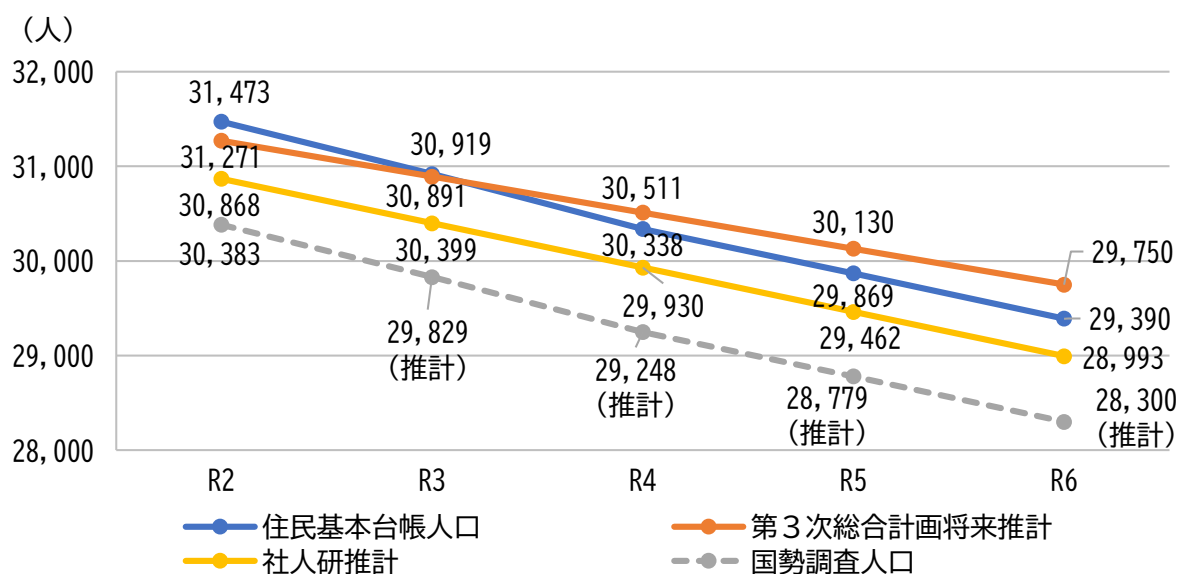
出典：総務省 国勢調査

※）合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数。

【第3次総合計画期間における人口推移】

国勢調査人口（令和3（2021）年以降は推計）は、第3次総合計画の期間中、第3次総合計画将来推計と社人研推計（平成30（2018）年推計）を常に下回っている状況です。

住民基本台帳人口は、令和4（2022）年から第3次総合計画将来推計を下回っており、本市の人口減少は、いずれの推計より早いペースで進んでいることがわかります。



	R2	R3	R4	R5	R6
住民基本台帳人口 (A)	31,473	30,919	30,338	29,869	29,390
第3次総合計画将来推計 (B)	31,271	30,891	30,511	30,130	29,750
社人研推計 (C)	30,868	30,399	29,930	29,462	28,993
国勢調査人口 (D) ※	30,383	29,829	29,248	28,779	28,300
第3次総合計画将来推計比 (D) - (B)	-888	-1,062	-1,263	-1,351	-1,450
社人研比 (D) - (C)	-485	-570	-682	-683	-693

※) 国勢調査人口のR2は実績。R3～R6は、調査を行わない年のためR2の住民基本台帳人口(A)と国勢調査人口(D)の差(1,090)を各年の住民基本台帳人口から引いた推計値。

(A) 住民基本台帳人口：住民基本台帳に登録されている人口

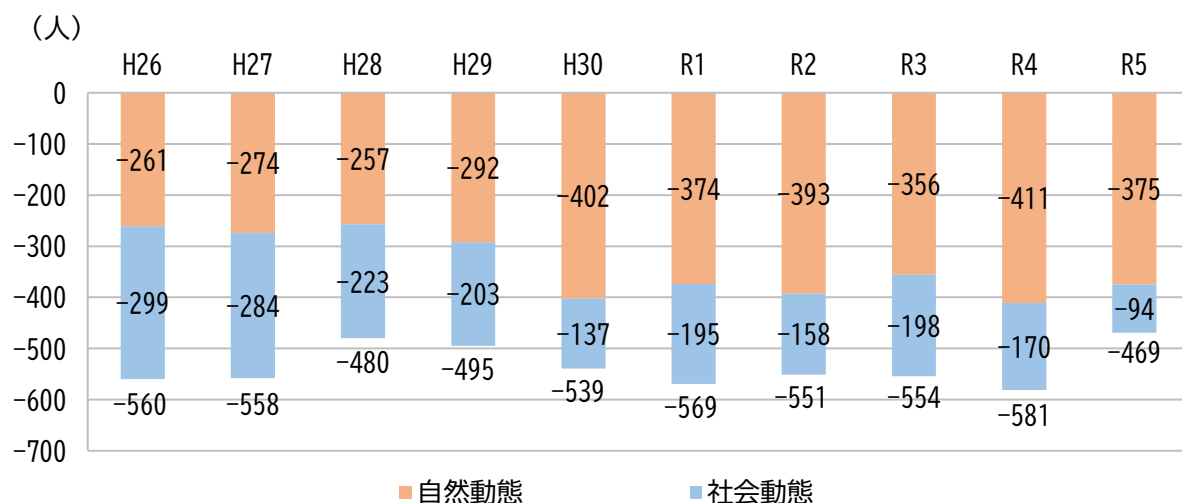
(B) 第3次総合計画将来推計：社人研推計に準拠し、独自の仮定を加え将来の人口推移を推計

(C) 社人研推計：国勢調査の確定数から複数の仮定に基づき将来の人口推移を推計

(D) 国勢調査人口：住民基本台帳の登録に関係なく普段住んでいるところで数えられた人口（5年ごとに実施）

【人口動態】

平成 26（2014）年から令和 5（2023）年までの人口動態を見ると、自然減と社会減が続いています。自然減の幅は拡大傾向にありますが、社会減の幅については近年、縮小傾向が見られます。

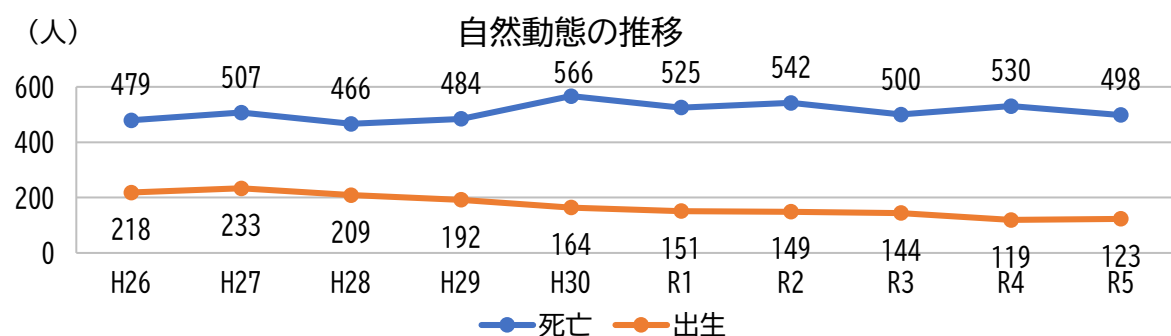


	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口動態	-560	-558	-480	-495	-539	-569	-551	-554	-581	-469
自然動態	-261	-274	-257	-292	-402	-374	-393	-356	-411	-375
社会動態	-299	-284	-223	-203	-137	-195	-158	-198	-170	-94

出典：新潟県人口移動調査

○自然動態

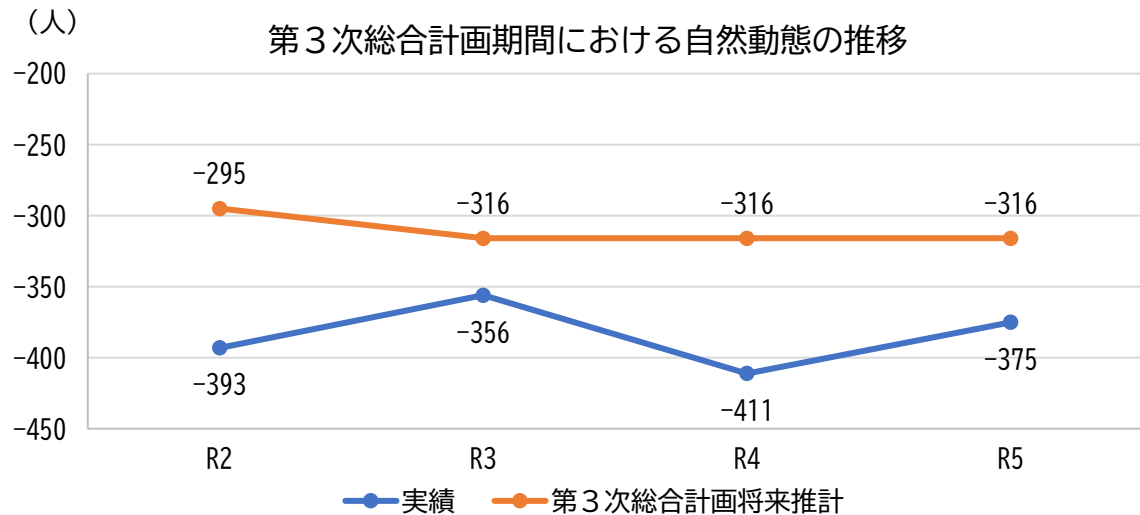
自然減が続いている上、年々その幅が大きくなってきており、令和 4（2022）年において市町村合併（以下「合併」という。）以降最大となっています。年間出生数は令和 2（2020）年に初めて 150 人を割り込み、令和 4（2022）年では 119 人にまで落ち込んでいます。合併後の平均では出生数は 208 人に対して、死亡数が 486 人となっており、死亡数は出生数の 2 倍強で推移しています。



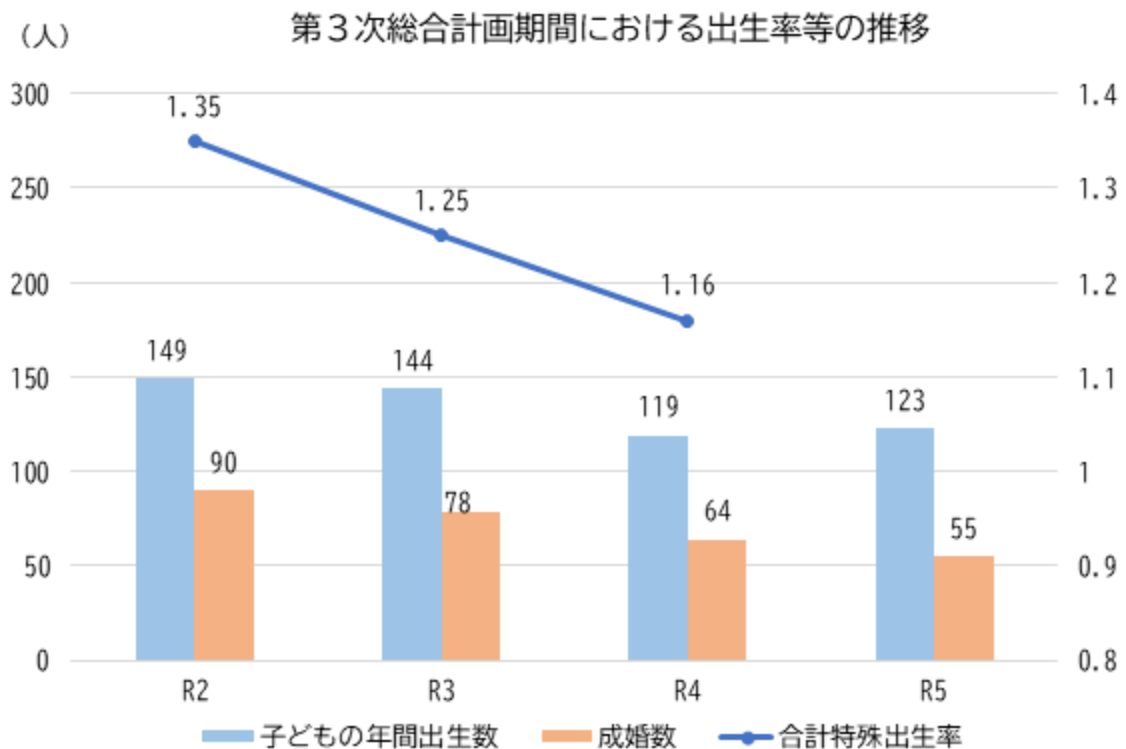
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
死亡	479	507	466	484	566	525	542	500	530	498
出生	218	233	209	192	164	151	149	144	119	123

出典：新潟県人口移動調査

第3次総合計画では合計特殊出生率が令和22（2040）年までに人口置換水準（2.07）まで段階的に上昇すると仮定していましたが、令和4（2022）年実績は1.16と、大幅に下回っています。また、人口減少問題に関する戦略目標において設定した出生数と成婚数の目標についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、いずれも下回っています。



	R2	R3	R4	R5
実績	-393	-356	-411	-375
第3次総合計画将来推計	-295	-316	-316	-316



（仮定値・目標値） 合計特殊出生率：R2,3…1.72、R4…1.73、R5…1.74

出生数：年 200 人

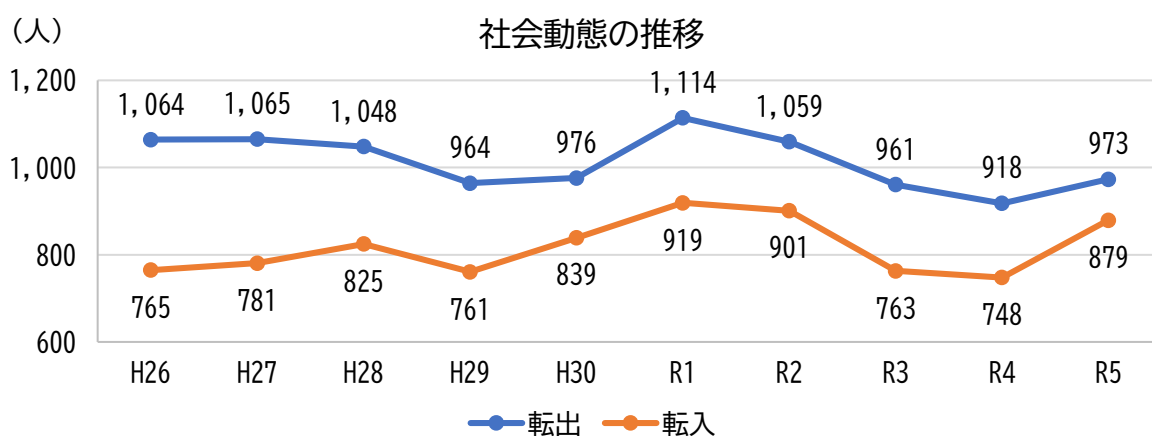
成婚数：年 100 組

○社会動態

社会減が続いていますが、近年はその幅は縮小し、改善傾向が見られます。転入者数は合併後平均で 878 人、過去 5 年平均では 842 人と減少傾向にあります。転出者数は合併後平均で 1,090 人、過去 5 年平均では 1,005 人と、転入者数と同様に減少傾向にあります。

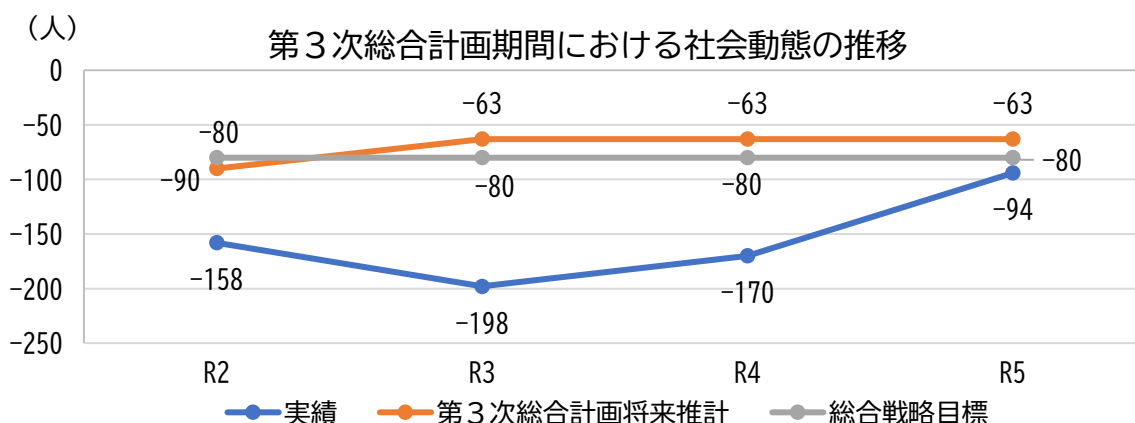
転出理由を見ると、20 歳から 40 歳までの若い世代が市外に職業や生活の拠点を求めて転出している傾向が続いています。また、学業や就職を理由に、10 代後半から 20 代前半の若者の転出が多い傾向となっています。

第 3 次総合計画では、転入促進（転出抑制）によって社会減を年間 50 人抑制すると仮定していました。これまでの移住・定住支援策の拡充などにより、令和 5（2023）年における社会減は 100 人を下回っており、人口減少問題に関する戦略目標で設定した目標値に近づいています。



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
転出	1,064	1,065	1,048	964	976	1,114	1,059	961	918	973
転入	765	781	825	761	839	919	901	763	748	879

出典：新潟県人口移動調査

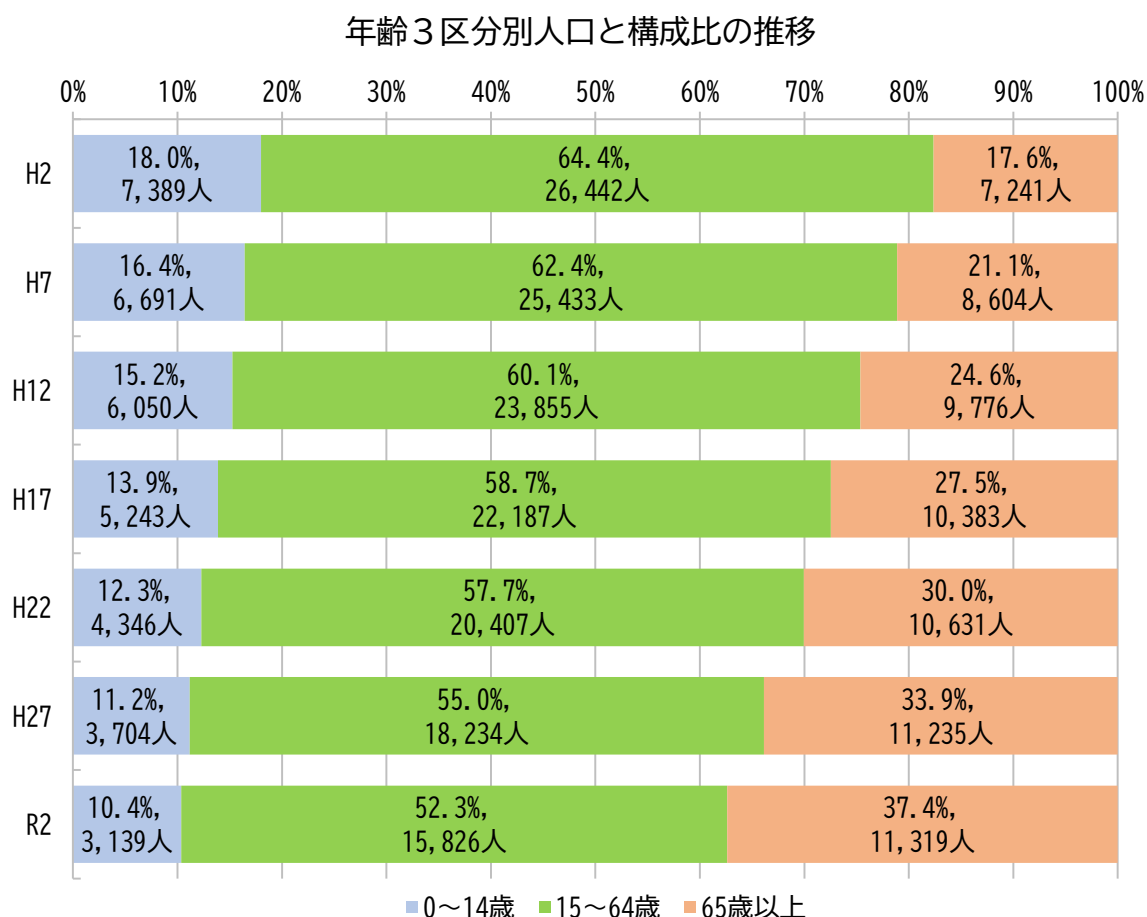


	R2	R3	R4	R5
実績	-158	-198	-170	-94
第 3 次総合計画将来推計	-90	-63	-63	-63
総合戦略目標	-80	-80	-80	-80

【年齢3区分別人口の推移】

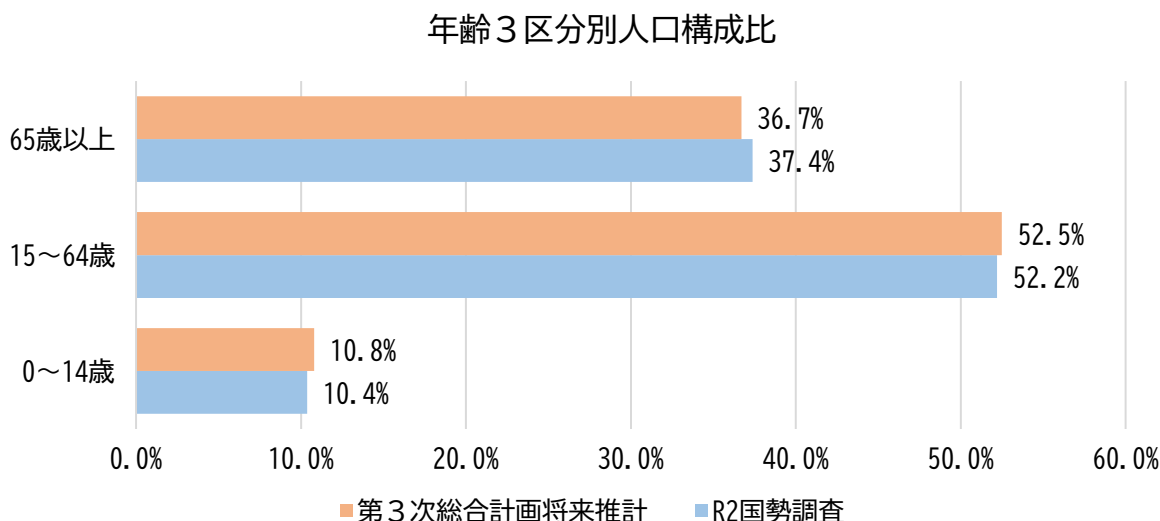
年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)の年齢3区分別人口の構成比を見ると、年少人口と生産年齢人口の構成比はいずれも減少傾向にあり、第3次総合計画の推計値をわずかに下回っています。

一方、老年人口の構成比は増加傾向で、第3次総合計画の推計値を上回っており、少子高齢化が進んでいる状況です。



出典：総務省 国勢調査

※年齢不詳を除いて算出しているため(1)総人口とは若干数値が異なる。



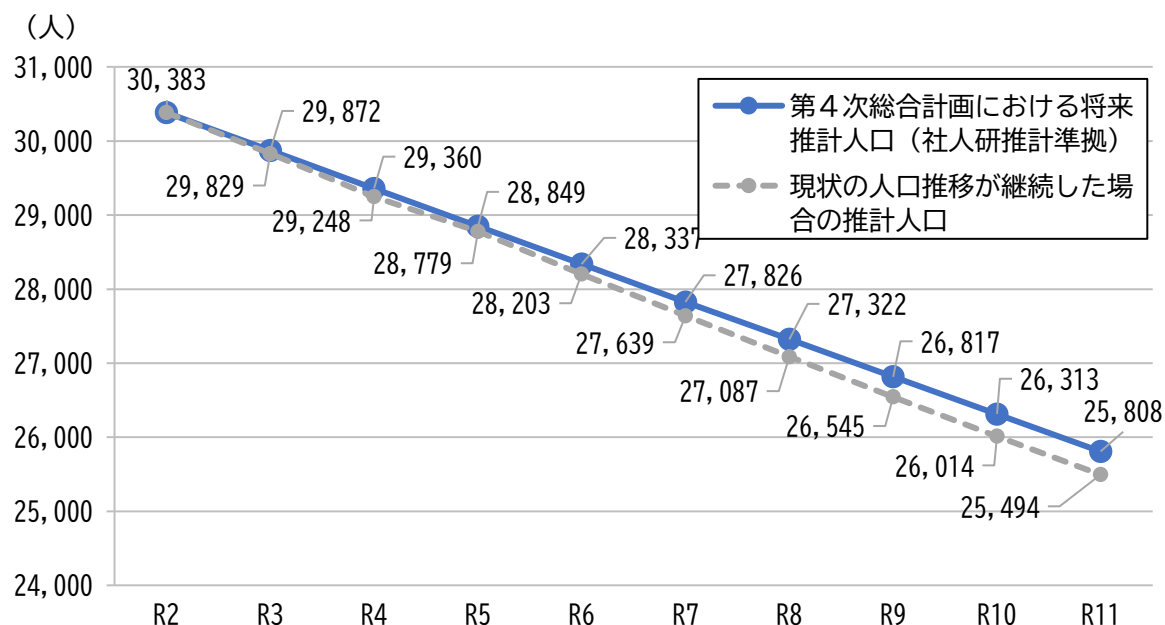
(2) 人口の将来展望

【将来推計人口】

第3次総合計画期間においては、国勢調査人口、住民基本台帳人口とも社人研推計（平成30(2018)年推計）を下回る見込みとなっています。

本計画における人口の将来展望は、第3次総合計画における人口の将来展望の検証結果を踏まえ、より実態に即したものとするため、**社人研推計（令和5(2023)年推計）に準拠することとし、計画期間が終了する令和11(2029)年の将来推計人口を25,808人とします。**

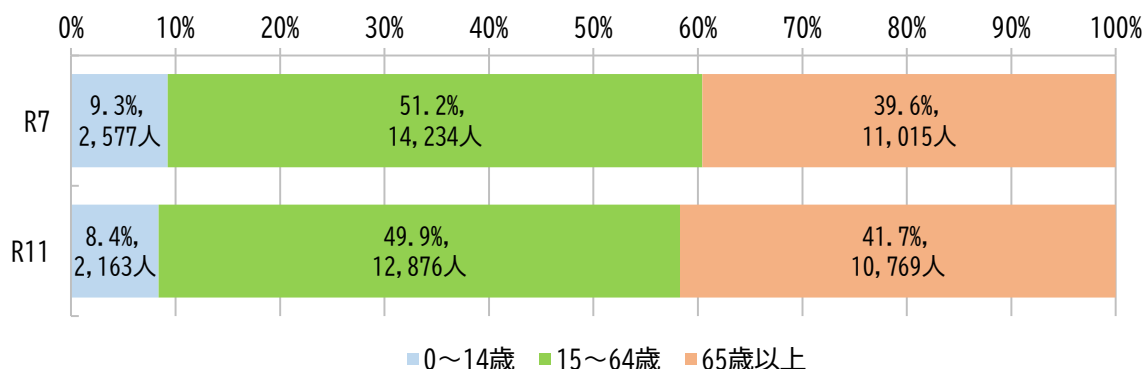
現状の人口推移が継続した場合、令和11(2029)年の人口は25,494人になる見込みですが、将来推計人口（25,808人）を目指し、本計画に基づいて出生数の増加、女性や若年層の定着・流入促進をはじめとした分野横断的な人口減少対策を推進します。



≪社人研における推計値≫子どもの年間出生数：115人 合計特殊出生率：1.35

【将来推計人口における年齢3区分別人口】

社人研推計（令和5(2023)年推計）から見る年齢3区分別人口の構成比では、今後も年少人口と生産年齢人口の構成比は減少、老年人口の構成比は増加していくことが見込まれています。



(3)「まちづくり人口」の活力向上

【持続可能なまちづくりにおける人口の考え方】

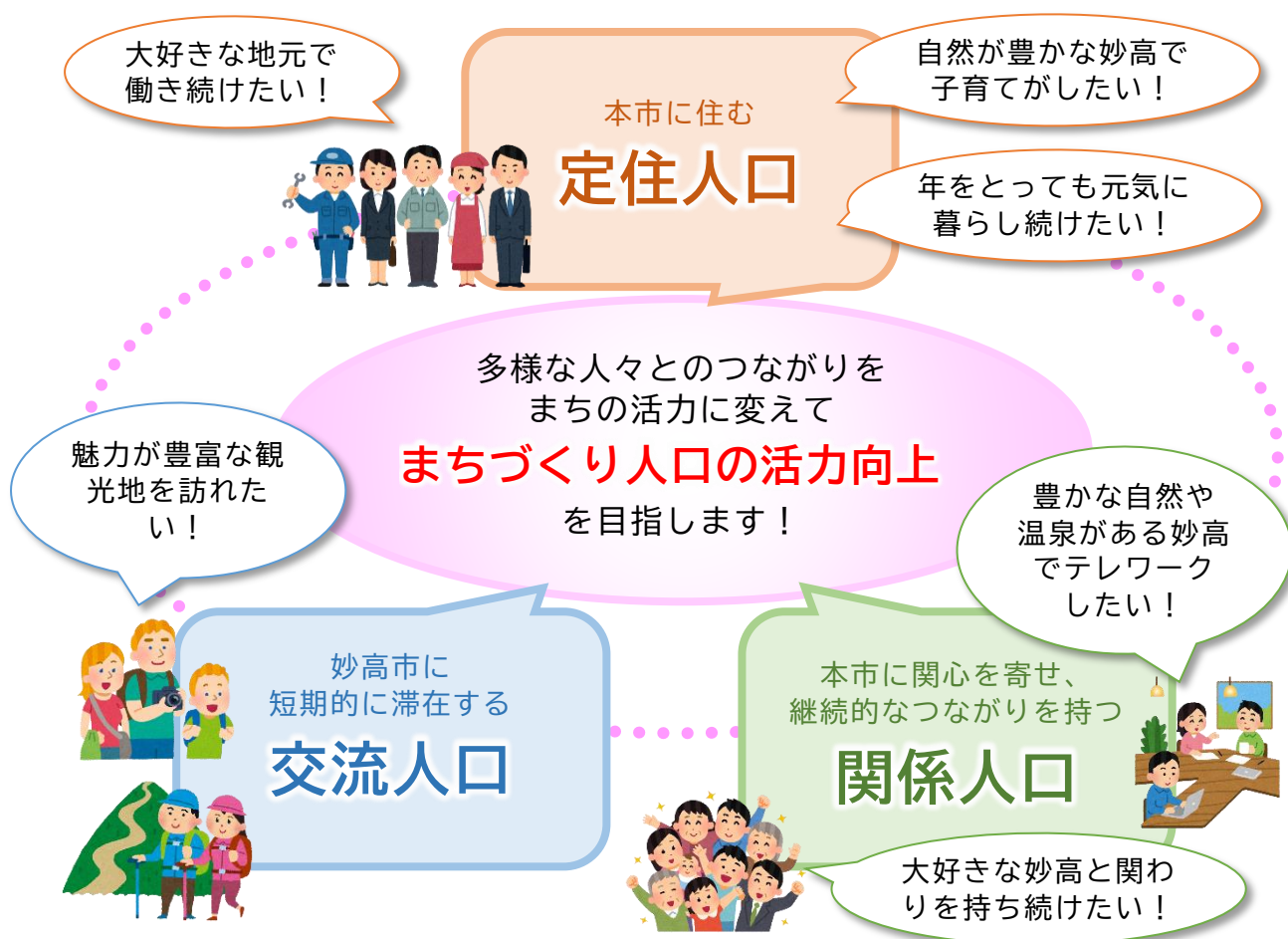
人口減少が避けられない中、定住人口に目を向けるだけでは、まちの活力を維持し、持続可能なまちづくりを進めることは困難な時代を迎えています。一方、リモートワークの導入や二地域居住の増加など、コロナ禍を経て都市部住民の働き方や暮らし方が多様化し、地方と多様な形で関わることに對するニーズが高まってきています。

本市も、定住人口に加えて、こうした多様な人々を「まちづくり人口」と捉え、これらの活力を活かして持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

【「まちづくり人口」の活力向上に向けた取組の方向性】

人口減少スピードを緩やかにすることが重要なことから、本計画に基づいて分野横断的に社会減・自然減を抑制する取組を推進するとともに、市民のまちづくりへの参画を促進します。また、短期的に本市を訪れ滞在する「交流人口」を増やし、地域経済の活性化を図るとともに、本市に関心を寄せ、継続的なつながりを持つ「関係人口」の輪を広げることで、地域課題の解決につなげていきます。

そして、「定住人口」「交流人口」「関係人口」をあわせた「まちづくり人口」の活力を高め、持続可能なまちづくりを進めます。



第3章 まちの将来像

第1節 まちづくりの基本姿勢

これからのまちづくりを進めていくうえで、各分野共通の基本姿勢を次のとおり定めます。

まちづくりの基本姿勢

- (1) 次代を担う「人」を育てる
- (2) 市民が多様な暮らしやいきがいを「選べるまち」をつくる
- (3) 全ての人との「つながり」を大切にする
- (4) 「誰一人取り残さない、自然と共生した持続可能なまち」を追求する

(1) 次代を担う「人」を育てる

次代の妙高市で輝き、自分らしく活躍する「人」を育て、「人」がまちを育てる好循環を生み出します。

(2) 市民が多様な暮らしやいきがいを「選べるまち」をつくる

多様な選択肢があり、自分が思い描く未来に向かって進むことができ、誰もが住みたい、移り住みたいと思うまちをつくります。

(3) 全ての人との「つながり」を大切にする

市民や市内企業等をはじめ、妙高市に関わりのある全ての人がつながりを深め、力を結集してまちづくりを進めます。

(4) 「誰一人取り残さない、自然と共生した持続可能なまち」を追求する

SDGs の理念のもと、環境負荷の軽減やデジタル技術の導入など、持続可能性を追求したまちづくりを進め、次代につなぎます。

第2節 まちの将来像

まちの将来像

みんなでつくる“自分の好きを選べるまち” 妙高

～つくろう！住みたい、子育てしたい、働きたいをかなえられるまち～

「まちの将来像」は、計画期間が終了する時点で目指すべき都市像です。

人口減少と少子高齢化が加速する中にあるからこそ、これまで以上に市民、地域、事業者、行政が想いをひとつにし、力をあわせてまちづくりを進めていかなければなりません。

また、コロナ禍を経て人々の価値観がより一層多様化し、自分の思い描く未来を実現したいという志向が高まってきており、居住、子育て・教育、就労などにおいて様々な選択肢をつくることが求められています。

一方、人口減少と少子高齢化に伴い、歳入減少・歳出増加などが見込まれる中、これまで以上に施策を選択・重点化することが必要です。

そこで、まちの将来像「みんなでつくる“自分の好きを選べるまち” 妙高」は、市民、地域、事業者、行政など多様な主体が力を結集し、自分に合った選択ができ、住みたい、子育てしたい、働きたいと思うまちをつくることで、若者等の定着・回帰、移住・定住を目指すとともに、市民等の「共感」と「納得」を得ながら、持続可能なまちづくりを進めようという願いを込めたものです。

第3節 目指すまちの姿

「目指すまちの姿」は、まちの将来像の実現に向け、政策分野ごとに目指す姿を具体化するものです。

目指すまちの姿1【結婚、子育て、教育】

みんなが安心して子育てができ、子どもたちがたくましく育つまち

子どもや子育て家庭を地域全体で支え、育てていく機運を高め、子どもや若者が未来を切り拓き、たくましく生きる力を育むまちを目指します。

目指すまちの姿2【市民参画、地域コミュニティ、生涯学習、スポーツ、文化・芸術、人権、ジェンダー平等、多文化共生】

みんなが個性と能力を発揮し、つながりを深め、ともにつくるまち

市民をはじめ、民間事業者や教育機関、関係人口など多様な主体との連携・協働により、地域社会を支えながら、魅力ある地域をつくるまちを目指します。

目指すまちの姿3【健康、福祉】

みんなが健康でいきいきと、支え合って住み続けられるまち

心身ともに健康で、生きがいを持ち、みんなで支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

目指すまちの姿4【産業、交流】

みんなで活力と魅力ある産業を育み、にぎわいと交流が生まれるまち

地域産業の競争力を強化するとともに、起業・創業の機運を高め、活力と魅力ある産業を育成することにより、雇用を創出し、にぎわいと交流が生まれるまちを目指します。

目指すまちの姿5【安全・安心】

みんなで備え、助け合い、安全に安心して暮らせるまち

災害や犯罪等に対して自ら備える意識を高めるとともに、みんなで助け合いながら対応できる体制をつくり、安全・安心に暮らせるまちを目指します。

目指すまちの姿6【自然環境、都市基盤、生活機能】

みんなで豊かな自然環境を守り、快適な生活がおくれるまち

一人ひとりの環境意識を高め、自然環境の保全と環境負荷の軽減を図るとともに、地域公共交通や、道路、ライフラインなどの維持・整備により、自然環境と人々の暮らしが調和したまちを目指します。

第4章 リーディングプロジェクト

1. リーディングプロジェクトとは

まちの将来像の実現に向け、計画期間において特に重点的かつ先駆的に取り組む施策として位置づけるもので、それぞれの施策を横断的に関連づけ、総合的な推進によって相乗効果を高めていくことを目的にしています。

2. リーディングプロジェクトの概要

リーディングプロジェクト

次代を担う「子ども・若者」の 成長・交流・つながりの場づくり

本市においては、年少人口・生産年齢人口の減少により、労働力不足や消費の後退による経済規模の縮小、地域コミュニティの担い手不足等が懸念されており、市内経済や地域社会の持続的な発展を図るため、地域の未来を支える重要な担い手である「子ども・若者」に対する施策を重点的に展開する必要があります。

また、子ども・若者が、心身の状況や置かれている環境等に関わらず、将来にわたって幸せな生活が送れるように、それぞれの状況に応じて必要な支援を社会全体で切れ目なく実施していくことが重要となっています。

そこで本市では、子ども・若者の声を聴きながら、様々な学びや体験活動等を通じ、豊かな人間関係の中で健やかに成長できる環境づくりを進めるとともに、多世代との交流を通じ、つながりを深められるように、地域全体で「成長・交流・つながりの場づくり」に取り組み、子ども・若者の地域への安心感や信頼感、愛着を育んでいきます。

また、市内外の多様な人との出会いにより、子ども・若者が、地元ならではの魅力を実感できる場づくりを進め、まちの未来に想いを巡らせ、まちづくりに参画しながら、地域課題の解決や新たな価値の創造に挑戦する人材育成に取り組んでいきます。

3. 子ども・若者の範囲

本計画においては、0歳から中学生年代を「子ども」とし、高校生年代から概ね30歳代前半までを「若者」としています。

4. 成長・交流・つながりの場の範囲

子ども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性の全てが、成長や交流、つながりの場になり得るものであり、本計画においては、公共施設や屋外の遊び場などの物理的な場のほかに、多様な体験活動や地域活動、インターネット上のオンライン空間等も対象としています。

5. 基本的な視点

子ども・若者の成長・交流・つながりの場づくりにあたっては、次の4つの視点を重視して取り組みます。

基本的な視点

- 子ども・若者の好奇心と自由な発想を大切にする。
- 子ども・若者を地域全体で見守り、育てていく。
- 多世代がつながり、絆を育み、地域文化を継承する。
- 多様な関係性を築き、新たな価値の創造に挑戦する。

●子ども・若者の好奇心と自由な発想を大切にする。

成長・交流・つながりの場に行きたいと感じるかどうかは、子ども・若者本人が決めるものであり、主体性を大切にした環境づくりが重要となります。子ども・若者が自由に考え、表現し、創造する機会を充実するとともに、多様な個性を尊重しながら、子ども・若者と共に考え、共に場づくりを進めます。

●子ども・若者を地域全体で見守り、育てていく。

子ども・若者は、地域の未来を担い、持続可能な社会を築いていく大切な存在です。子ども・若者を保護者だけでなく、地域全体で見守り、育てていくことで、地域への安心感を育み、安らぎと信頼、愛着を感じられる場づくりを進めます。

●多世代がつながり、絆を育み、地域文化を継承する。

成長・交流・つながりの場は、子ども・若者のためだけではなく、そこに関わる全ての人にとっても大切な場となります。子どもと保護者、若者や大人、高齢者などが気軽に集い、世代や立場を超えてつながり、地域文化を受け継ぎながら、誰もが活躍できる場づくりを進めます。

●多様な関係性を築き、新たな価値の創造に挑戦する。

生産年齢人口の減少により、地域の労働力や担い手の不足が懸念されています。未来を担う人材の育成・確保を進め、持続的な発展を図るため、子ども・若者が、市内外の多様な人材とつながり、様々な主体との連携・協働により、地域の課題解決や地域資源を活かした新たな価値の創造に挑戦できる場づくりを進めます。

6. 成長段階に応じた成長・交流・つながりの場づくり

地域コミュニティや NPO 法人、民間事業者や行政等が関わってきた様々な場の継続や充実を図るとともに、新たな担い手の発掘や育成、関係者のネットワークづくりを進めながら、子ども・若者の成長段階に応じて、多様な人材との連携・協働による場づくりに取り組みます。

それぞれの場の対象年齢は、概ね未就学児、小学生・中学生、高校生、高校卒業後～30 歳代前半とし、それらの年代を中心としつつも、前後のつながりを大切にした場づくりを進めます。

未就学児

◆のびのびと過ごせる場づくり

●親子のふれあい・子ども同士の遊び場の充実

季節や天候に関わらず、屋内で小さな子どもでも安全に過ごせる遊び場を充実し、親子でのふれあいや同年代の子ども同士、親同士の交流が自然に進み、心地よく過ごせる場づくりを行います。

◆わくわくとひらめきの場づくり

●自由に遊べる野外の遊び場の充実

ブランコやシーソー等の遊具だけでなく、自然の地形や樹木などを利用し、子どもたちの自由な発想や遊び心を大切にしながら、創意工夫で楽しく遊べる場づくりを進めます。

◆子どもと保護者を見守る場づくり

●家庭に寄り添うきめ細かな子育て支援

全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援等を行うとともに、安全で快適な保育環境で、子ども一人ひとりの状態にあわせた柔軟な育児支援を行い、子どもと保護者に寄り添いながら、温かく見守る場づくりを進めます。

小学生・中学生

◆仲間と夢中になれる場づくり

●自由なスタイルのスポーツ・文化の普及促進

音楽やファッション、アートなどの要素も加わった新しいスポーツ分野である「アーバンスポーツ」等を自らが楽しみ、仲間や観る人たちとも一緒になって楽しめる場づくりを進めます。

◆夢と可能性を広げる教育の場づくり

●生きる力を育む教育環境の充実

児童生徒一人ひとりの学習状況にあわせた個別最適な学びや、学年を超えた協働的な学びの深化を図るとともに、日常生活や地域での様々な体験活動等を通じ、生きる力を育む環境づくりを進めます。

◆時代の先を見据えた教育の場づくり

●予測困難な社会を生き抜く力の育成

自ら課題を見つけ、多様な人材と協力しながら、主体的に解決策を探求する機会を充実し、発想力や創造性、コミュニケーション能力等を高めつつ、将来の予測が困難で、変化の激しい時代を生き抜く力を育む環境づくりを進めます。

高校生

◆まちの未来を考える場づくり

●協働による課題解決の推進

地元の高校生が、地域住民や首都圏の大学生、専門人材等とまちの未来を思い描き、地域課題について語り合い、つながりを深めながら、協働で解決策を形にしていく場づくりを進めます。

◆関係性を深めるつながりの場づくり

●若者同士の対面・ネット上の交流促進

市内外の同世代や、多様な知識や経験を持つ専門人材等と、いつでも気軽に出会い、交流し、関係性を深められるように、若者が自由に集まれる場所のほか、インターネット上のオンライン空間での場づくりを進めます。

◆自分らしく自由に過ごせる場づくり

●居心地のいい ゆるやかな空間を創出

放課後や休日などに気軽に集まり、過ごし、自由に活動することができる場づくりを進め、多様な人や世界と出会い、自分がやりたいことに、自分らしいやり方で挑戦できる環境づくりを進めます。

高校卒業後～30 歳代前半

◆新たな価値を創り出す挑戦の場づくり

●地域資源を活かした事業化支援

地域課題の解決に必要な知識の習得や、専門的な知見や経験を有する人材とのつながりを深める機会を充実し、多様な主体との協働により、地域の特色を活かした事業や新たな価値の創造に挑戦しやすい場づくりを進めます。

◆出会い・結婚・子育て支援の場づくり

●ライフスタイルに応じた切れ目のない支援

イベント等を通じた出会いの機会のほか、結婚や出産、子育てにかかる負担の軽減や支援サービスの充実に加え、子育てしながら安心して働くことができる環境づくりを進めます。

7. 成長・交流・つながりの場の情報発信

子ども・若者が、市内で展開される成長・交流・つながりの場を簡単に見つけ、選ぶことができるように、主な対象年齢や開設時間、場所、行き方等の基本的な情報のほか、それぞれの場の特徴や活動内容、最新のイベント情報や参加者の声など、子ども・若者が「行ってみたい」「やってみたい」と思えるような情報を継続的に発信します。

第5章 基本施策・主要施策の推進

まちの将来像を実現するため、6つの目指すまちの姿を設定し、さらに16の基本施策と33の主要施策を体系化しました。

主要施策ごとに施策の基本方針と目標値を掲げ、施策の推進を図ります。

目指すまちの姿1【結婚、子育て、教育】

みんなが安心して子育てができ、子どもたちがたくましく育つまち

子どもや子育て家庭を地域全体で支え、育てていく機運を高め、子どもや若者が未来を切り拓き、たくましく生きる力を育むまちを目指します。

基本施策1 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- <主要施策>
- 1) 結婚の希望をかなえる支援
 - 2) こども家庭センターを中心とした切れ目のない支援
 - 3) 安心して子育てができる環境づくり

基本施策2 魅力ある学校教育の推進

- <主要施策>
- 1) 「自己実現していく力」の育成
 - 2) 学習環境の整備・充実

目指すまちの姿2【市民参画、地域コミュニティ、生涯学習、スポーツ、文化・芸術、人権、ジェンダー平等、多文化共生】

みんなが個性と能力を発揮し、つながりを深め、ともにつくるまち

市民をはじめ、民間事業者や教育機関、関係人口など多様な主体との連携・協働により、地域社会を支えながら、魅力ある地域をつくるまちを目指します。

基本施策 1 市民が主役のまちづくり

- ＜主要施策＞ 1) 持続可能な地域コミュニティの構築
2) 市民のまちづくりへの参画促進

基本施策 2 豊かな心身をつくる環境づくり

- ＜主要施策＞ 1) 誰もが気軽に学べる環境づくり
2) 誰もが親しめるスポーツの推進

基本施策 3 地域の文化・芸術の振興

- ＜主要施策＞ 1) 特色ある文化芸術施策の推進

基本施策 4 多様性を認め合う社会の形成

- ＜主要施策＞ 1) 誰もが社会参加しやすい環境づくり

基本施策 5 つながりの基盤づくり

- ＜主要施策＞ 1) 多様な主体との連携・協働
2) 移住・定住の促進

目指すまちの姿3【健康、福祉】

みんなが健康でいきいきと、支え合って住み続けられるまち

心身ともに健康で、生きがいを持ち、みんなで支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

基本施策 1 市民主体の健康づくり

- <主要施策> 1) 健康づくりの推進
2) 地域医療体制の確保

基本施策 2 いつまでも住み続けられるまちの実現

- <主要施策> 1) 介護予防・高齢者福祉の充実
2) 障がい者福祉の充実
3) 生活困窮者等の自立支援

目指すまちの姿4【産業、交流】

みんなで活力と魅力ある産業を育み、にぎわいと交流が生まれるまち

地域産業の競争力を強化するとともに、起業・創業の機運を高め、活力と魅力ある産業を育成することにより、雇用を創出し、にぎわいと交流が生まれるまちを目指します。

基本施策 1 世界を視野に入れた観光地域づくり

- <主要施策> 1) 地域が一体となった観光地域づくりの実践
2) 国際リゾートとしての受入環境の整備

基本施策 2 活力ある地域産業づくり

- <主要施策> 1) 市内事業者の維持発展と活気づくりへの支援
2) チャレンジできる環境づくりと働く場の創出
3) 持続可能な農業の振興

目指すまちの姿5【安全・安心】

みんなで備え、助け合い、安全に安心して暮らせるまち

災害や犯罪等に対して自ら備える意識を高めるとともに、みんなで助け合いながら対応できる体制をつくり、安全・安心に暮らせるまちを目指します。

基本施策 1 災害に強いまちづくり

＜主要施策＞ 1) 防災対策の強化

基本施策 2 安全・安心な地域社会づくり

＜主要施策＞ 1) 安全な市民生活の確保

目指すまちの姿6【自然環境、都市基盤、生活機能】

みんなで豊かな自然環境を守り、快適な生活がおくれるまち

一人ひとりの環境意識を高め、自然環境の保全と環境負荷の軽減を図るとともに、地域公共交通や、道路、ライフラインなどの維持・整備により、自然環境と人々の暮らしが調和したまちを目指します。

基本施策 1 人と自然が共生するまちづくり

＜主要施策＞ 1) 自然環境の保全と活用

基本施策 2 環境にやさしいまちづくり

＜主要施策＞ 1) 循環型社会の形成

2) 脱炭素社会の構築

基本施策 3 安全で快適な都市基盤づくり

＜主要施策＞ 1) 居住・都市機能の適正立地の促進

2) 地域公共交通の確保

3) 道路ネットワークの強靱化

4) 雪に強いまちづくりの推進

5) 安全で安定したライフラインの維持

◆基本施策・主要施策の推進とリーディングプロジェクト・総合戦略・SDGs との関連表

目指すまちの姿・政策分野		基 本 施 策	
1	みんなが安心して子育てができ、子どもたちがたくましく育つまち 【結婚、子育て、教育】	1	結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
		2	魅力ある学校教育の推進
2	みんなが個性と能力を発揮し、つながりを深め、ともにつくるまち 【市民参画、地域コミュニティ、生涯学習、スポーツ、文化・芸術、人権、ジェンダー平等、多文化共生】	1	市民が主役のまちづくり
		2	豊かな心身をつくる環境づくり
		3	地域の文化・芸術の振興
		4	多様性を認め合う社会の形成
		5	つながりの基盤づくり
3	みんなが健康でいきいきと、支え合って住み続けられるまち 【健康、福祉】	1	市民主体の健康づくり
		2	いつまでも住み続けられるまちの実現
4	みんなで活力と魅力ある産業を育み、にぎわいと交流が生まれるまち 【産業、交流】	1	世界を視野に入れた観光地域づくり
		2	活力ある地域産業づくり
5	みんなで備え、助け合い、安全に安心して暮らせるまち【安全・安心】	1	災害に強いまちづくり
		2	安全・安心な地域社会づくり
6	みんなで豊かな自然環境を守り、快適な生活がおくれるまち 【自然環境、都市基盤、生活機能】	1	人と自然が共生するまちづくり
		2	環境にやさしいまちづくり
		3	安全で快適な都市基盤づくり

	主 要 施 策	リーディング プロジェクト	総合戦略区分				SDGs の ゴール（目標）番号
			I	II	III	IV	
	1 結婚の希望をかなえる支援	●			●		1, 3, 4, 5, 10
	2 こども家庭センターを中心とした切れ目のない支援	●			●		1, 2, 3, 4, 16
	3 安心して子育てができる環境づくり	●			●		4, 5, 8, 10
	1 「自己実現していく力」の育成	●			●		2, 3, 4
	2 学習環境の整備・充実	●			●		1, 4
	1 持続可能な地域コミュニティの構築	●				●	11, 17
	2 市民のまちづくりへの参画促進	●				●	5, 10, 17
	1 誰もが気軽に学べる環境づくり	●					4, 10
	2 誰もが親しめるスポーツの推進	●					3, 11, 17
	1 特色ある文化芸術施策の推進	●					4, 11
	1 誰もが社会参加しやすい環境づくり	●					1, 5, 10, 11, 16
	1 多様な主体との連携・協働	●		●			8, 9, 11, 17
	2 移住・定住の促進	●		●			8, 11, 17
	1 健康づくりの推進						3
	2 地域医療体制の確保						3
	1 介護予防・高齢者福祉の充実						3, 10
	2 障がい者福祉の充実						3, 8, 10
	3 生活困窮者等の自立支援						1, 3, 10
	1 地域が一体となった観光地域づくりの実践		●	●			8, 9, 11, 17
	2 国際リゾートとしての受入環境の整備			●			8, 9, 11, 17
	1 市内事業者の維持発展と活気づくりへの支援	●	●				8, 9
	2 チャレンジできる環境づくりと働く場の創出	●	●				5, 8, 9, 10, 11, 17
	3 持続可能な農業の振興		●				2, 8, 9, 17
	1 防災対策の強化						11, 13
	1 安全な市民生活の確保						3, 11, 16
	1 自然環境の保全と活用					●	3, 11, 12, 13, 14, 15
	1 循環型社会の形成					●	11, 12, 13
	2 脱炭素社会の構築					●	7, 11, 12, 13
	1 居住・都市機能の適正立地の促進						9, 10, 11
	2 地域公共交通の確保						9, 10, 11
	3 道路ネットワークの強靱化						9, 11
	4 雪に強いまちづくりの推進						9, 11
	5 安全で安定したライフラインの維持						6, 9, 11

【総合戦略区分凡例】

I：地方に仕事をつくる

II：人の流れをつくる

III：結婚・出産・子育ての希望をかなえる

IV：魅力的な地域をつくる

主要施策 1

結婚の希望をかなえる支援

リーディング
プロジェクト

施策の方向性

結婚の希望をかなえるため、独身男女の希望に沿った出会いの場を提供するとともに、結婚したかたの定住を促進します。

(1) 出会い・結婚への支援

現状と課題

- 出会いの機会の提供や結婚に関する情報発信などを行っていますが、未婚化や晩婚化に歯止めがかからないことから、引き続き結婚を後押しするとともに、結婚をきっかけに市内で定住してもらえるよう取組を進める必要があります。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連 戦略
(1)	イベント参加者数	出会い・サポートセンター主催イベントの年間参加者数	98 人	120 人	Ⅲ
(1)	成婚数	出会い・サポートセンター事業を介しての年間成婚数	2 組	5 組	Ⅲ

目指すまちの姿 1【結婚、子育て、教育】

みんなが安心して子育てができ、子どもたちがたくましく育つまち

総合戦略区分

Ⅲ：結婚・出産・子育ての希望
をかなえる



SDGs



具体的な取組

- 各種団体と連携しながら結婚を希望するかたに出会いの機会を提供し、成婚に向けてサポートするとともに、結婚を機に定住するかたへ経済的支援を行います。
 - ・ 県や各種団体と連携したイベントの開催や結婚に関する相談対応
 - ・ 新婚世帯の定住に向けた経済的支援

こども家庭センターを中心とした
切れ目のない支援リーディング
プロジェクト

施策の方向性

こども家庭センターの機能を活かし、妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援と安心して子育てできる環境づくりに努めます。

(1) 妊娠期から子育て期までの相談支援等の充実

現状と課題

- 核家族化や地域社会の変化により、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきているため、妊娠期から出産、子育て期まで、それぞれのライフステージにおいて様々な専門職が連携し、切れ目のない支援を行うとともに、子育ての不安を解消できる環境づくりなどを進める必要があります。

(2) 子ども・子育て世帯の交流機会の充実

現状と課題

- 人間関係の希薄化や少子化の進行により、子育て家庭や子どもたちが他者と積極的に交流する機会が減少しているため、身近な地域においてライフスタイルに応じた交流の場づくりが必要です。

(3) 高校卒業までの経済的支援の充実

現状と課題

- これまで、第三子以降の出産費用の助成、小・中学生の給食費の無償化など経済的な支援を行っていますが、特に中学校卒業後は、子育てに係る経済的な負担が大きくなることから、妊娠期から高校卒業までの国による基礎的支援に加え、市独自の経済的な支援を充実し、負担を軽減する必要があります。

目指すまちの姿 1【結婚、子育て、教育】

みんなが安心して子育てができ、子どもたちがたくましく育つまち

総合戦略区分

Ⅲ：結婚・出産・子育ての希望をかなえる



SDGs



関連する個別計画

○第3次妙高市子ども・子育て支援事業計画

具体的な取組

- こども家庭センターを中心として妊娠期から子育て期まで、面談や訪問など切れ目のない伴走型の支援を行います。また、子育て支援団体等と連携し、子育てしやすい地域づくりを目指します。
 - ・妊娠期から気軽に相談できる体制づくりと健診や訪問等による保健指導等の充実
 - ・SNS※等による子どもの成長段階に応じた子育て支援等に関する情報発信
 - ・子育て支援団体等の活動支援

具体的な取組

- 地域人材を活用しながら地域で子育てを支え合う体制づくりを進めます。
 - ・子どもや子育て世帯の多様なニーズに応じた交流の場づくり
 - ・NP0 法人等との連携による新図書館等複合施設での子育て広場の充実

具体的な取組

- 不妊治療や、妊産婦から子育て期に加え、義務教育終了後にも経済的支援を広げ、保護者の負担軽減を図ります。
 - ・不妊治療に対する経済的支援
 - ・出産に伴う宿泊費等の助成
 - ・妊産婦医療、出生から高校卒業までの医療費の無償化
 - ・園、小中学校の給食費の無償化
 - ・高校生の通学に対する助成

※) SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称であり、Web（インターネットを使用して様々なデータの閲覧・公開を可能にするシステム）上で社会的ネットワークの構築を可能にするサービス。

(4) 支援を必要とする子ども・家庭を支える環境づくり

現状と課題

- 子どもやその家庭を取り巻く環境が複雑化する中で、様々な問題により配慮や支援が必要な子ども・若者・その家族の精神的・経済的な不安や負担が大きいため、一人ひとりの状況に応じた支援が必要です。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連 戦略
(1)～(4)	この地域で子育てをしていきたいと思っている人の割合	「この地域で今後も子育てをしていきたいですか」に対する保護者の回答	98.4%	100%	Ⅲ
(1)～(4)	出産・子育て支援の満足度	子ども・子育て支援に関するアンケート回答割合	83.1%	90.0%	Ⅲ
(1)	育児への不安や心配が軽減した人の割合	乳幼児健診アンケート集計結果	99.8%	100%	Ⅲ
(2)	子育て広場の利用者数	子育て広場の年間利用者数	4,731 人	5,000 人	Ⅲ
(4)	ひばり園の利用者の満足度	保護者等からの事業評価の集計結果	94.0%	100%	Ⅲ

具体的な取組

- 子どもの発達、家庭環境、不登校等やひきこもりなどの問題を抱える世帯への相談対応や、ひとり親家庭等の子どもの生活向上に向けた支援などを行います。

- ・ 発達に特性のある子どもやその保護者に対する相談支援と療育支援
- ・ 子どもの権利擁護に関する市民等への啓発の充実
- ・ 関係機関との連携強化による、児童虐待やヤングケアラーの未然防止と早期発見
- ・ ひとり親家庭や低所得の子育て世帯などに対する経済的支援や資格取得、就職に対する支援
- ・ 民間団体との連携や国・県の支援制度の活用促進

安心して子育てができる
環境づくりリーディング
プロジェクト

施策の方向性

保護者の就労形態の多様化などに対応し、働く保護者が安心して子育てできる環境づくりに努めます。

(1) 保育・幼児教育の質の向上

現状と課題

- ① こども園・保育園では、慢性的な保育士不足に加え、0～2歳児の入園増加等に対応するため、引き続き人材の確保に努める必要があります。また、保育・幼児教育の維持・向上や受入体制の強化に向け、保育士の資質向上や、ICT※の活用、体験活動の充実などを図る必要があります。
- ② 生活習慣の多様化による偏った食事や運動不足、不規則な生活リズムなどの影響により園児の肥満や痩せが増加していることから、保護者や園児に対して生活習慣や食習慣に関する教育が必要です。

(2) 多様な子育て支援サービスの提供

現状と課題

- 共働き世帯や核家族の増加により、子育てのあり方が多様化してきています。これに伴い、従来の家族構成や育児サポートの枠にとらわれない柔軟な支援が求められているため、これらの実態に応じたきめ細やかなサービスの充実が必要です。

※) ICT: Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略称であり、情報・通信に関連する技術一般の総称。

目指すまちの姿 1【結婚、子育て、教育】

みんなが安心して子育てができ、子どもたちがたくましく育つまち

総合戦略区分

Ⅲ：結婚・出産・子育ての希望をかなえる



SDGs



関連する個別計画

○第3次妙高市子ども・子育て支援事業計画

具体的な取組

- ①子どもの健やかな成長を支えるため、必要な人材確保に努め、質の高い保育を提供します。
 - ・保育・幼児教育支援に係る人材の確保と資質向上に向けた研修の充実や保育士等の資格取得に対する支援
 - ・ICTの活用による保育サービスの充実や事務の効率化
 - ・各園の特色を活かした「ほんもの教育」の推進
 - ・森や水辺、里山などの自然に親しむ体験活動の充実
- ②子どもの心と体の健康を維持するため、保護者や園児に対する生活習慣や食に関する教育を推進します。
 - ・子どもの生活習慣や食習慣に関する意識啓発

具体的な取組

- 子どもの放課後や急な病気のほか、共働きなどで、家庭で保護者等が不在であっても、子どもが安全・安心に過ごせる場所を確保します。
 - ・一時保育、病児・病後児保育などの受入体制の充実
 - ・和田にじいろこども園の未満児の受入体制の充実
 - ・新井小学校区放課後児童クラブの総合コミュニティセンターへの移転など、放課後児童クラブの受入環境の充実
 - ・近隣自治体と連携したサービスの調査・検討

(3) 地域ぐるみでの子育て支援

現状と課題

- 共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭だけでは育児を担うことが難しくなっている中でも身近な地域で安心して子育てができるよう、切れ目のない子育て支援サービスの提供が求められているため、子育て世帯の実態にあわせた支援の質と量の確保が必要です。

(4) 保育・幼児教育施設の整備

現状と課題

- こども園・保育園は、施設の老朽化の進行やゼロカーボン等の環境負荷軽減への対応が求められていることから、計画的な改修や、社会環境の変化に対応した施設整備が必要です。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連 戦略
(1)	園運営（園の役割遂行）に対する満足度	保護者等へのアンケート回答割合	97.0%	100%	Ⅲ
(2)	放課後児童クラブの利用者の満足度	保護者等へのアンケート回答割合	—	80.0%	Ⅲ
(3)	ファミリー・サポート・センター会員数	提供会員、両方会員の合計（前計画からの累計）	191 人	250 人	Ⅲ

具体的な取組

- 保護者の就労形態の多様化などに対応して、地域住民の相互支援などによる、きめ細やかな子育て支援サービスの充実を図ります。
 - ・ ファミリー・サポート・センターによる子育ての助け合い活動の推進
 - ・ NPO 法人等との連携による、地域全体での子育て支援に向けた意識啓発

具体的な取組

- 園児が安心して活動できるよう、環境負荷軽減に配慮した計画的な施設改修を行うとともに、園児数の変化に対応した適切な施設の改修と利活用を進めます。
 - ・ ゼロカーボン等に配慮した施設・設備の計画的な改修
 - ・ 園児数の推移に対応した施設の改修と廃園施設等の利活用

主要施策 1

「自己実現していく力」の育成

リーディング
プロジェクト

施策の方向性

子どもたちが自らの人生を切り拓き、たくましく、**しなやかに**生きていくための資質・能力である基礎的な知識・技能や、それらを活用した思考力・判断力・表現力の向上と定着を図ります。

(1) 時代を生き抜く力の育成

現状と課題

- ① 全国標準学力検査において、全国平均を下回る特定の領域が見られることから、児童生徒の基礎学力の向上を図るとともに、将来の社会的な自立に向けた資質・能力の育成のため、学びの基礎となる読解力の育成や、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進する必要があります。
- ② 目まぐるしく変化する情報化社会に対応するためには、単に新しい技術やツールを使いこなすだけでなく、それらを的確に理解し効率的に活用する力の定着が求められていることから、引き続き児童生徒の情報活用能力の向上を図る必要があります。
- ③ 様々な体験学習や地域資源を活用した自然学習、職場体験学習などにより、生きる力の醸成に取り組んできました。今後もさらに、一人ひとりの児童生徒が、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう育成する必要があります。
- ④ 園での外国語活動の取組や ALT の増員により外国語教育の充実を図ってききましたが、特に「話す力」の育成が十分とは言えない状況があります。今後は、英語力やコミュニケーション能力の習得のため、幼児期から小中学校まで連続性のある外国語教育を推進するとともに、その成果と課題を明らかにして、小中学校の授業改善等につなげる必要があります。
- ⑤ 各学校では、ICT を活用した海外の児童生徒との交流など、新たな学習活動を通じて、海外への関心を高めています。グローバル化が進む中、外国人とのコミュニケーションや異文化を学ぶ機会がますます必要であることから、国際姉妹都市との継続的な交流や外国人と触れ合う機会の提供が求められています。

総合戦略区分

SDG s

関連する個別計画

Ⅲ：結婚・出産・子育ての希望
をかなえる



○第Ⅴ期妙高市総合教育基本計画

具体的な取組

- ①児童生徒が主体的に学ぶ授業づくりを進めるとともに、ICTの活用により、個別最適な学びや協働的な学びを推進することで、授業や家庭学習の質を高め基礎学力の定着を図ります。
 - ・指導主事による校内授業研究支援訪問の実施
 - ・クラウド型の授業支援アプリやデジタルドリルの活用
- ②教育アプリやソフトを積極的に導入し授業や教育活動全般におけるICT利活用を促すとともに、民間企業や専門家と連携したプログラミング教育※1を推進します。
 - ・クラウド型の授業支援アプリやデジタルドリルの活用
 - ・ドローン等を活用したプログラミング教育の実践
- ③子ども一人ひとりを主語にした授業づくり、学校づくりを促進し、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を育成します。
 - ・妙高型イエナプラン教育の充実と市内全小中学校への普及促進
 - ・ESD※2の視点に立った「ほんもの教育」の推進と市内小中学校への拡充
 - ・小学生からの将来の働き方や生き方の学びを得るキャリア教育の推進
- ④ALTの配置や指導状況の検証により、実生活に役立つ英語力を育成するための授業の充実を図り、英語力やコミュニケーション能力を高めます。
 - ・ALTの配置によるこども園・保育園、小中学校まで一貫したコミュニケーション能力の向上
 - ・指導主事（英語教育）の配置による授業改善や、英語検定の実施による基礎的な英語力の向上
- ⑤外国人観光客や国際姉妹都市との交流など、子どもたちが外国人と触れ合う場を多く提供して、異文化を肌で感じる機会を拡大し、異文化理解の促進を図ります。
 - ・放課後や長期休業を利用した外国語活動や異文化理解への取組の実施
 - ・国際姉妹都市ツェルマット等との交流によるグローバルマインド※3の醸成

※1)プログラミング教育：児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動。

※2)ESD：Education for Sustainable Development（エデュケーション・フォー・サステナブル・デベロップメント）の略称であり、持続可能な開発のための教育。

※3)グローバルマインド：自分の価値観だけでなく、多様な価値観を尊重し理解すること。

(2) 地域と連携・協働による地域人材の育成

現状と課題

- ① 学校運営協議会を全校に設置し、保護者や地域が学校運営に参画、連携するなど、地域文化を生かした活動を進めています。今後も自分の地域の特色を知り郷土愛を育むため、地域や民間企業、来訪者等と連携しながら地域の自然や文化などを学ぶ必要があります。
- ② 学校における従来の「正解主義」や「同調圧力」から脱却し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進するため、モデル校を指定し妙高型イエナプラン教育の取組を進めてきました。たくましく生きる力を育むため、学校と地域が力をあわせて特色ある教育を推進する必要があります。

(3) 豊かな心と健やかな体の育成

現状と課題

- ① 人権感覚を高め、差別や偏見を許さない態度を育てる部落問題学習の実施などを通じて、児童生徒の豊かな心を育む教育を実践しています。社会の価値観が多様化する中、人間関係においても互いの違いや個性を認め合い、協力し合い支え合おうとする心情や態度を育成する必要があります。
- ② 児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、学校給食を通じた食文化の学習、地産地消・食育を継続して行っていますが、肥満傾向にある児童生徒の増加が見られます。食育を推進するとともに、肥満傾向にある児童生徒の早期の対策、予防が重要であるため、個々に応じた適切な対応が必要です。
- ③ 教育委員会と学校との情報共有を密にした対応、スクールロイヤーによる研修会を実施するなど、いじめの早期発見、早期対応に努めてきました。いじめ発生防止と早期解消に向けて、引き続き教育委員会や学校、家庭や地域、関係機関との一層の連携強化、協力体制づくりが必要です。また、インターネットや SNS などのメディアの普及が著しい中、判断力が十分醸成されていない児童生徒がネットトラブルに遭遇する件数が増加していることから、情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ※教育のさらなる充実に努めていく必要があります。

※) デジタル・シティズンシップ教育：デジタル技術を用い積極的に社会に参加し、健全で責任ある市民となるための資質・能力を育成する教育のこと。

具体的な取組

- ①地域や民間企業と連携し、自然・文化・スポーツなどの体験学習を通じた郷土愛の醸成と、来訪者との交流活動による多様性教育への理解の促進を図ります。
 - ・各学校の地域の特色や個性を活かした「ほんもの教育」の推進
 - ・民間企業や人材等の発掘と、教育活動への利活用の推進
- ②自校のよさや特色と妙高型イエナプラン教育を融合した独自の教育システム・スタイルの構築を推進するとともに、学校と地域住民が一体となった特色ある学校運営を進めます。
 - ・各学校の特色を活かした妙高型イエナプラン教育の促進
 - ・コミュニティスクール制度を利用した教育活動の推進

具体的な取組

- ①人権意識を高め、自他の生命を尊重し共に生きようとする心と態度を育む授業や教育活動を促進します。
 - ・人権への意識を高め、差別や偏見を許さない態度を育てる部落問題学習の実践や、自分とは異なる意見を持つ他者との対話を通じて、自己のより良い生き方を考える「考え、議論する道徳」授業の実践
 - ・インクルーシブ教育システム※構築の推進
- ②学校給食を通じて地域の食文化の学習や地産地消・食育を進めます。また、子どもたちの豊かな心と健やかな体を育むため、学校と家庭の連携により、基本的な生活習慣や望ましい食習慣の定着を図ります。
 - ・肥満の状態が著しい児童生徒とその保護者に対する個別指導
- ③いじめの解消に向けて、定期的な実態調査により早期発見・早期対応に努めるほか、いじめ予防の啓発、情報モラルについて指導・啓発に取り組みます。
 - ・不登校等の児童生徒の早期復帰に向けた教育支援センターの設置や、スクールソーシャルワーカーの配置、本人・保護者に寄り添った相談対応
 - ・児童生徒や保護者に対する情報モラル等の指導・啓発

※) インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連 戦略
(1)	標準学力検査(CRT)と知能検査の相関	アンダーアチーバー(知能水準から期待される正答率よりも低い正答率の児童生徒)の割合	—	小学校:10.0% 中学校:20.0%	Ⅲ
(1)	デジタルドリルの活用率	WAU率(週に1回以上デジタルドリルを活用した児童生徒の割合)	30.0%	80.0%	Ⅲ
(1)・ (2)	妙高型イエナプラン教育導入校数	妙高型イエナプラン教育による年間指導計画を作成している学校数	1 校	10 校	Ⅲ
(1)・ (2)	民間企業・地域人材等を活用した教育活動数	年間で各小中学校が地域の企業や人材を活用した教育	—	50 回	Ⅲ
(1)・ (2)・ (3)	「自分には良いところがある」「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「自分には良いところがある」「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答した児童生徒の割合	89.3%	100%	Ⅲ
(3)	人権教育の実施回数	部落差別に関する授業を年3回以上実施した学校数	10 校	10 校	Ⅲ

主要施策 2

学習環境の整備・充実

リーディング
プロジェクト

施策の方向性

保護者の経済的負担を軽減し、学習機会を確保するとともに、今後の児童生徒数を見据えた学校の適正配置、施設の長寿命化への対応をはじめ、通学時の見守り、通学手段の確保などにより、安全・安心で快適な学習環境の充実を図ります。

(1) 子どもの学習機会の確保

現状と課題

- 市の奨学金制度の運用による学ぶ機会の確保と地元への定着を図ってきましたが、社会の変化に対応した制度見直しが必要となっています。また、学ぶ意欲のある子どもの学習機会を確保するため、保護者の経済的負担を軽減する必要があります。

(2) 学校施設の計画的な改修・整備と安全安心な教育環境の確立

現状と課題

- ①学校施設の老朽化が進む中、長寿命化計画に基づいた計画的な改修が必要ですが、十分に対応できていない状況にあることから、各施設の老朽化や環境、安全対策に配慮した、計画的な改修に取り組む必要があります。
- ②全国各地で通学時の事件や事故が多発していることから、児童生徒の安全を最優先に通学路の点検や整備を行っているほか、地域の自主的な取組として、見守り活動が行われています。今後さらに地域全体での児童生徒に対する見守り体制の強化や、安全・安心なスクールバスの運行が必要です。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連 戦略
(1)	教育にかかる経済的負担が軽減したと感じている保護者の割合	子ども・子育て支援に関するアンケート回答割合	80.4%	90.0%	Ⅲ

目指すまちの姿 1【結婚、子育て、教育】

みんなが安心して子育てができ、子どもたちがたくましく育つまち

総合戦略区分

Ⅲ：結婚・出産・子育ての
希望をかなえる



SDGs



関連する個別計画

- 第3次妙高市子ども・子育て支援事業計画
- 妙高市学校施設長寿命化計画
- 第Ⅴ期妙高市総合教育基本計画
- 妙高市公共施設等総合管理計画

具体的な取組

- 奨学金の貸与や私立高等学校費の助成、就学援助制度などを継続し、学ぶ意欲のある子どもの学習機会の確保に努めます。
 - ・奨学金の貸与対象者の貸付条件の緩和や、市内就業時の返還額の見直しの検討
 - ・就学援助制度などによる経済的支援

具体的な取組

- ①長寿命化計画に基づき、学校施設の定期的な点検・診断を行い、その結果に基づき、計画的な改修・改築等を実施します。
 - ・施設の経年劣化状況等を踏まえた計画的な改修工事や設備更新
 - ・学校施設の経年劣化状況や、児童生徒数の推移を踏まえた学校施設の改築の検討
- ②児童生徒の安全・安心な通学を確保するため、スクールバスの運行と地域全体で子どもを見守る活動を進めます。
 - ・効率的で安全・安心なスクールバスの運行体制の確立
 - ・家庭や学校、地域、事業所等との連携による通学時の見守り体制の維持・強化

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連 戦略
(2)	児童生徒が安全・安心に学習できると感じている保護者の割合	子ども・子育て支援に関するアンケート回答割合	79.0%	100%	Ⅲ

主要施策 1

持続可能な地域コミュニティの構築

リーディング
プロジェクト

施策の方向性

「自分たちの地域は、自分たちで守る」ということを地域づくりの基本に置き、地域と行政がそれぞれの立場で役割を担い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる持続可能な地域コミュニティを構築します。

(1) 地域の自主性・主体性を尊重した地域運営組織※の構築

現状と課題

- ①人口減少や少子高齢化の進展、住民同士のつながりの希薄化などにより、地域コミュニティ活動が弱まっていることから、住民一人ひとりが地域の将来を考え、地域の一員として自らの手で地域を守り、つくるという自覚を持つよう意識改革を進める必要があります。
- ②自治会の中には、人口減少や高齢化に伴い、共同作業などの継続が困難になるなど、今までの仕組みが限界を迎えつつある状況も見受けられることから、こうした単体の自治会だけでは解決できない課題に対応するため、自治会同士の連携のほかに、従来の枠組みを超えた広い範囲の新たな仕組みとして「地域運営組織」の構築が必要です。

(2) 地域を支える人材の発掘や育成支援

現状と課題

- 役員のなり手不足等により短期間で役員が交代するなど、地域組織としての思いや考えが継承されず、前例踏襲の活動の繰り返しとなるケースや地域が抱える課題に対応できないケースが増えていることから、地域づくり活動の継続性と担い手を確保するため、活動の中心となる人材の確保と育成が必要です。

※) 地域運営組織：地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

総合戦略区分

Ⅳ：魅力的な地域をつくる



SDG s



関連する個別計画

○妙高市地域コミュニティ振興指針

具体的な取組

- ①従来の地域運営においては、年配者が参画し意思決定することが多かったため、地域の若者や女性なども参画し、自由に意見が言える話し合いの場づくりを促進します。
 - ・地域のことを知るために、若者等も含めた住民向けの地域づくりや地域運営についての勉強会開催への支援
- ②単体の組織では活動が困難になった部分を補完しあう地域コミュニティの推進を図るとともに、地域運営組織の構築に向けて取り組みます。
 - ・地域が共同で自ら地域の将来ビジョンを考え、共有する場として座談会を開催し、課題解決する取組を支援
 - ・地域や市民活動団体等が取り組む自主的・主体的な活動に対する財政的支援

具体的な取組

- 地域課題の解決には、様々な世代の意見反映と協働が必要なことから、地域活動やイベント等を通じて、地域に住む若者や女性など多様な人材の掘り起こしや、育成を支援します。
 - ・地域を支える人材を育成するための研修会の開催
 - ・高校生をはじめ、若者が主体的に行う活動に対する支援の充実
 - ・地域づくりに関する実践活動や先進的な取組に関する情報共有・意見交換の場の提供
 - ・地域支援員、地区担当職員による人的支援の充実

(3) 自主財源確保に向けた支援

現状と課題

- 世帯数の減少や支援が必要な高齢者の増加などにより、地域コミュニティ活動を支える資金が不足し、今後、町内会活動の低下も懸念されることから、地域コミュニティとして持続可能な地域運営を進めるため、収入（財源）の確保が必要です。

施策の主な目標値

関連施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連戦略
(1)～(3)	地域運営組織の設立・運営数	地域住民が主体となり地域の課題解決に向けた取組を開始している組織数（前計画からの累計）	4 組織	9 組織	IV
(1)	全住民アンケート等、地域の課題把握を行った地区数	地域課題を把握するために活動した地区数（前計画からの累計）	7 地区	12 地区	IV
(2)	地域づくりに関する研修会等の開催数	地域課題の把握、解決に向けた勉強会、座談会や先進的な取組活動を実践している地域、団体等の取組発表会などの年間開催数	13 回	15 回	IV
(2)	高校生や若者が実施したプロジェクト数	My o k o 夢チャレンジ事業の年間補助件数	1 件	3 件	IV
(3)	小水力発電に取り組む自治組織数	計画期間における小水力発電事業に主体となって取り組む自治組織数	0 組織	2 組織	IV

具体的な取組

- 地域コミュニティの新たな収入（財源）の確保に向け支援します。
 - ・ 小水力発電などのコミュニティビジネスに関する調査研究や情報提供、地域が主体となる起業などの支援

基本施策 1

市民が主役のまちづくり

主要施策 2

市民のまちづくりへの参画促進

リーディング
プロジェクト

施策の方向性

市民一人ひとりが地域や市政に関心を持ち、まちの課題を「自分ごと」としてとらえ、その解決に向けた行動につながるよう、広報・広聴を充実します。

(1) 市政への理解と参画を促進する広報の充実

現状と課題

- 市政情報については、市報や SNS の活用などにより、市内外への情報発信を行っています。さらなる市民の市政への参画を促進していくためには、戦略的な情報発信と市民目線の分かりやすい情報提供により、市政に関する理解度と関心度を高め、行動変容につなげていく必要があります。

(2) 市民との信頼構築につながる広聴の充実

現状と課題

- 「市長への手紙」や「市長とふれあいトーク」などにより、市民の声の把握に努めていますが、市民のまちづくりへの関心や参画を促進していくには、行政から一方的な情報発信だけではなく、様々な手法や機会を通じて市民や団体と情報を共有し、意見等を市政に反映していく必要があります。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連 戦略
(1)・(2)	広報・広聴に対する満足度	アンケート調査での広報・広聴に対する満足度(市報、HP、SNSの平均値)	39.0%	50.0%	IV
(1)	ホームページアクセス数	市ホームページの年間閲覧数(全ページのプレビュー数)	238.5 万件	300 万件	IV
(2)	ふれあいトーク参加者数	ふれあいトーク年間参加者数	201 人	450 人	IV
(2)	アンケート回答率	主要計画等の市民アンケートの回答率	38.8%	50.0%	IV

目指すまちの姿 2【市民参画、地域コミュニティ、生涯学習、スポーツ、文化・芸術、
人権、ジェンダー平等、多文化共生】

みんなが個性と能力を発揮し、つながりを深め、ともにつくるまち

総合戦略区分

IV：魅力的な地域をつくる



SDG s



具体的な取組

- 市民目線からの親しみやすく、分かりやすい行政情報の発信に努めます。
 - ・ 戦略的な広報基本方針の策定
 - ・ 様々な広報媒体を活用した情報発信の充実
 - ・ 市民による SNS 等での妙高の情報発信

具体的な取組

- 開かれた市政の実現に向けて広聴活動を充実し、市民や団体との対話等を通じ、さらなる相互理解と信頼しあえる関係性の構築を図ります。
 - ・ 市長への手紙、市長と市民の懇談会等の実施
 - ・ パブリックコメントの周知方法の改善と充実
 - ・ 市民の声を迅速に拾い上げるための LINE 等を活用したアンケートの実施

主要施策 1

誰もが気軽に学べる環境づくり

リーディング
プロジェクト

施策の方向性

選択できる多様な学びを提供し、市民の主体的な生涯学習を推進することにより、ウェルビーイング※の実現と、学びを通じた達成感や充実感を得ることが出来る社会を目指します。

(1) 共に学び、支え合う生涯学習の推進

現状と課題

- ①気軽に参加できる学習機会として「まなびの杜」を開催していますが、定員に満たない講座があることなどから、より多くのかたから関心を持ってもらえるよう、魅力ある多様な生涯学習プログラムの提供に努める必要があります。
- ②市民がもつ知識や技能等が地域課題の解決などに十分に活かされるよう、一人ひとりが生涯にわたり学び、輝き、活躍できるような仕組みづくりが必要です。

(2) 多様な学びを支える拠点施設の運営

現状と課題

- ①生涯学習や市民活動の参加者が固定化、高齢化しているため、学びの拠点施設である「新図書館等複合施設」等を活用した、若者や子育て世代などの新たな参加者拡大を図る必要があります。
- ②建設から年数が経過した社会教育施設（青少年学習施設、勤労者研修センター、コミュニティセンターなど）の老朽化が進む中、時代に見合った学習教材や設備にリニューアルするほか、長寿命化に向けた予防保全などに取り組む必要があります。

※) ウェルビーイング：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。本施策では「心豊かに健康でいきいきと暮らす」という意味で使用。

目指すまちの姿 2【市民参画、地域コミュニティ、生涯学習、スポーツ、文化・芸術、
人権、ジェンダー平等、多文化共生】
みんなが個性と能力を発揮し、つながりを深め、ともにつくるまち

SDG s



関連する個別計画

○第Ⅴ期妙高市総合教育基本計画

具体的な取組

- ①学ぶ喜びや生きがいにつながる多様で魅力的な学びを提供します。
 - ・参加者の希望に応じた講座開設と選択できる多種多様な学びの提供
- ②生涯にわたり活躍できる社会に向け、共に学び、支え合う生涯学習を推進します。
 - ・学びの成果を社会や地域に活かす地域活動人材制度の活用促進

具体的な取組

- ①「知の拠点」「生涯学習の拠点」「交流の拠点」として新図書館等複合施設などを活用し、市民が自分のやりたいことに挑戦できるよう多様な切り口による学びを提供し、女性、若者、子育て世代などの生涯学習やまちづくりへの参加拡大を図ります。
 - ・新図書館等複合施設などを活用した若者が自主的・主体的に活動できる環境づくり
- ②社会教育施設への市民ニーズを踏まえた学習教材や設備等のリニューアル、長寿命化に向けた予防保全などを進めます。
 - ・社会教育施設のリニューアルや改修計画の検討

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)・(2)	社会教育関係団体登録数	社会教育関係団体の登録 団体数（前計画からの累 計）	147 団体	175 団体
(1)	生涯学習講座受講者数	生涯学習講座「まなびの 杜」の年間受講者数	294 人	350 人
(1)	地域活動人材制度活用件 数	地域活動人材制度の学校 や地域などにおける年間 活用件数	1,140 件	1,360 件
(2)	社会教育施設利用者数	社会教育施設の年間利用 者数	157,182 人	221,000 人

施策の方向性

スポーツ活動の実践を通じて運動習慣の定着化を図るとともに、幅広い市民が競技スポーツから生涯スポーツまで、それぞれの目的やライフプランにあった活動を展開できる環境づくりを進めます。

(1) 生涯スポーツの推進による運動習慣の定着

現状と課題

- 体育施設や各種スポーツ教室の利用者数が減少するなど市民の運動する機会が少なくなっていることから、誰でも取り組みやすい運動機会の提供と意識啓発により、運動習慣の定着を図ることが必要です。

(2) 競技スポーツにおける選手育成と競技力向上

現状と課題

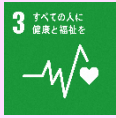
- スポーツに取り組むジュニア選手が減少していることから、競技スポーツ人口の底辺拡大に向けてスポーツに触れ合う機会の創出を図るとともに、スキーをはじめ各種競技における選手の育成、指導者の確保に対する支援が必要です。

(3) 多様で快適なスポーツ環境の整備

現状と課題

- ① 施設の老朽化が進んでいるため、施設・設備について利用状況や安全性を考慮した計画的な改修・修繕が必要です。
- ② 中学校の休日の部活動が段階的に休止となることから、中学生の活動機会の場となる地域クラブ活動の充実が必要です。

SDG s



関連する個別計画

○第Ⅴ期妙高市総合教育基本計画

具体的な取組

- 誰もが各ライフステージにわたって、体力や年齢、目的に応じてスポーツや運動に親しむことができる機会を創出し、市民の運動習慣の定着を図ります。
 - ・民間企業や関係団体等と連携・協働したウォーキングの推進による運動習慣の定着
 - ・スケートボード等のアーバンスポーツやeスポーツなど新たなスポーツ機会の創出
 - ・スポーツ推進委員が主体となって行うユニバーサルスポーツ※の推進

具体的な取組

- ジュニア層の競技人口を拡大し、競技団体等とともに、競技スポーツに取り組む選手の育成と競技力向上を目指します。
 - ・競技スポーツの選手育成と指導者確保
 - ・ジュニアスキー育成団体への支援と選手強化育成事業の実施
 - ・競技人口の底辺拡大に向けたトップアスリートによる体験会の開催

具体的な取組

- ①利用者が安全・安心で快適にスポーツを楽しめる施設の計画的な整備と適切な維持管理を行います。
 - ・スポーツ施設の長寿命化と適切な管理運営
- ②中学生の休日における地域クラブ活動の場の拡充に向けて、受入団体への支援を行います。
 - ・指導者研修や指導者資格・審判員資格取得等の支援と中学生の受入体制の整備・充実

※) ユニバーサルスポーツ：年齢や性別、国籍、障がいの有無に関わらず、その場に集まった様々な人たちが一緒に楽しむことができるスポーツのこと。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)	スポーツ大会、教室 の参加者数	市が主催するスポーツ大会、教 室の年間参加者数	4,911 人	5,200 人
(2)	全国大会等の出場 者数	市民等の全国規模の各種スポー ツ大会年間出場者数	94 人	100 人
(3)	社会体育施設利用 者数	社会体育施設の年間利用者数	259,318 人	311,000 人

主要施策 1

特色ある文化芸術施策の推進

リーディング
プロジェクト

施策の方向性

本市が育んできた文化芸術や歴史を活かした施策を総合的に展開し、地域のさらなる活性化や教育文化の向上を図ります。

(1) 多様な文化芸術活動の推進

現状と課題

- ①文化芸術に対する社会の興味関心が低下し、活動人口が減少に向かっているため、文化芸術の再興が必要です。
- ②中学校の休日の部活動が段階的に休止となることから、中学生の活動機会の場となる地域クラブ活動の充実が必要です。

(2) 歴史文化資料の保存と活用

現状と課題

- 市内に点在する歴史文化資料の収蔵公開施設が老朽化していることから、資料を確実に継承していくための施設のあり方を検討するとともに、収蔵公開施設の展示の改善や機能の充実に取り組む必要があります。

(3) 新たな視点による妙高市史の編さん

現状と課題

- 旧3市町村史が刊行されて以降、新たな歴史的発見や資料が増加してきていることから、それぞれのあゆみを妙高市史として統合、整理し、本市の特長や妙高らしさを捉え直すことが必要となっています。

目指すまちの姿 2【市民参画、地域コミュニティ、生涯学習、スポーツ、文化・芸術、
人権、ジェンダー平等、多文化共生】

みんなが個性と能力を発揮し、つながりを深め、ともにつくるまち

SDG s



関連する個別計画

- 第Ⅴ期妙高市総合教育基本計画
- 妙高市歴史文化基本構想
- 歴史文化保存活用計画（大字関川、関山地区、斐太地区）
- 妙高市史編さん計画

具体的な取組

- ① 妙高の文化芸術の特色を活かした魅力的な文化芸術事業を推進するとともに、子どもたちが気軽に参加できる文化芸術体験の場づくりを進めます。また、文化芸術活動の拠点施設の長寿命化に向けた施設の改修に取り組みます。
 - ・文化芸術の振興に向けた検討会議の開催と基本計画の策定
 - ・文化芸術団体との連携による体験型プログラムの提供
- ② 中学生の休日における地域クラブ活動の場の拡充に向けて、受入団体への支援を行います。
 - ・指導者研修や中学生の受入体制の整備・充実

具体的な取組

- 地域とともに歴史文化資料の保存と活用に取り組むとともに、時代のニーズにあった効果的な活用を見据えながら収蔵公開施設の再編や既存施設の改修等に取り組みます。
 - ・歴史文化資料収蔵公開施設の再編に向けた検討
 - ・デジタル技術を活用した展示改修等の実施

具体的な取組

- 妙高市の歴史文化の特長や魅力を未来に伝えるために、従来の自治体史とは異なるテーマ性を重視した市史編さんに取り組みます。
 - ・地域に埋もれた史資料を発掘するための現地調査の実施
 - ・市史専門委員会による調査研究とその成果に基づく市史の執筆・編集

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)～(3)	文化施設等の来 場者数	道の歴史館・斐太歴史の里・妙高芸 術祭等の年間来場者数	40,949 人	43,050 人
(1)	妙高芸術祭の出 品点数	四季彩芸術展・妙高市美術展覧会 の年間出品点数	344 点	360 点
(2)	歴史文化資料の 収蔵公開施設の 来館者数	道の歴史館と斐太歴史民俗資料館 の年間来館者数	3,597 人	5,000 人
(3)	妙高市史の刊行 巻数	刊行巻数（全4刊の予定）	0 巻	1 巻

誰もが社会参加しやすい
環境づくりリーディング
プロジェクト

施策の方向性

市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され、互いに認め合い、誰もがあらゆる差別を受けない、いきいきと暮らせる地域社会の実現を目指します。

(1) 人権教育、啓発活動の推進

現状と課題

- 子どもへの虐待行為やインターネット上の人権侵害、外国人や性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見など複雑で多様な人権問題が依然として存在していることから、市民が互いを認め合い、尊重しあいながら自分らしく生きることができる環境づくりが必要です。

(2) 男女共同参画と女性活躍の実現

現状と課題

- ① 男女共同参画に対する意識が浸透しつつありますが、職場や社会通念などにおいて、男性優遇と感じている人が一定割合いることから、性別による固定的役割分担意識の解消や性別に関わらず活躍できる環境づくりを進める必要があります。
- ② 女性のキャリアに対する志向や働き方に関するニーズが高まっている中で、女性が希望に応じて社会参加し、個性と能力を発揮できる環境を整える必要があります。

(3) 多文化共生の推進

現状と課題

- インバウンド需要の高まりや外国人労働者等が増加していることから、互いの文化や風習等を理解する市民意識の醸成と、外国人が地域社会の一員として受け入れられ、生活できるような環境整備が必要です。

目指すまちの姿 2【市民参画、地域コミュニティ、生涯学習、スポーツ、文化・芸術、
人権、ジェンダー平等、多文化共生】

みんなが個性と能力を発揮し、つながりを深め、ともにつくるまち

SDGs



関連する個別計画

- 第4次妙高市人権教育・啓発推進基本計画
- 第3次妙高市男女共同参画計画

具体的な取組

- 各種人権課題や、新たな人権問題、偏見解消に向け、人権教育・啓発のための施策の実施に努めます。
 - ・幼少期からの一貫した人権教育・啓発等の充実
 - ・性的マイノリティ等の多様な人権問題に対する学びの機会確保や啓発による個人の意識変革・行動変容の促進
 - ・新潟県パートナーシップ制度※と連携した行政サービスの運用

具体的な取組

- ①男女がともに活躍する社会の実現を目指し、方針決定過程など様々な場面への女性参画の促進を図ります。
 - ・企業や自治会などの役員への女性登用を推進するための活動を実施
 - ・夫婦が協力して働き、子育てのできる環境づくりに向けた情報発信や講演会などの開催
- ②女性がいきいきと活躍できる環境づくりに向けた啓発活動に取り組みます。
 - ・女性活躍推進に向けた情報発信や講演会などの開催

具体的な取組

- 互いの文化や風習等の違いを理解し、地域で暮らす全ての人が多様な価値観を認め、互いに支え合い、ともに地域づくりを進める「多文化共生社会」の実現を目指します。
 - ・外国人支援協力員と地域と関係機関が連携した外国籍市民と住民との相互理解に向けた支援
 - ・行政サービスや地域情報等の多言語対応や日本語指導等の支援

※)新潟県パートナーシップ制度：双方又は一方が性的マイノリティのパートナーシップ関係にあるかたが、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力しあうことを約した二者間の関係について届出を受理したことを証明する制度。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)～(3)	市民一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	人権に関する市民意識調査における回答の割合	69.6%	75.0%
(1)	人権講演会等への参加者数	市が実施した各種人権講演会への年間参加者数	433 人	1,000 人
(2)	市の審議会などにおける女性登用率	市が設置する審議会などへの女性の登用率	30.0%	35.4%
(3)	外国人支援協力員活動件数	市内外国人等に対し協力員が支援した年間件数	15 件	100 件

主要施策 1

多様な主体との連携・協働

リーディング
プロジェクト

施策の方向性

国・県・近隣市町村のほか、民間企業や教育機関等との連携を強化し、協働によるまちづくりを推進するとともに、本市に関心を寄せ、継続的なつながりを持つ「関係人口」の輪を広げることで、「定住人口」「交流人口」「関係人口」によって生まれる「まちづくり人口の活力」を高めます。

(1) 国・自治体、民間企業、教育機関との連携の推進

現状と課題

- 限られた資源の中で、従来型の手法でのまちづくりは限界を迎えているため、多様な主体とのつながりを深めながら、連携・協働して柔軟でスピード感のある取組を展開していく必要があります。

(2) 妙高ファン獲得につながる魅力発信の充実

現状と課題

- 自然や歴史文化等の地域資源をはじめ、子育てや住まいなどの妙高の暮らしに係る魅力等を発信していますが、統一感が十分でなく、届けたい人に届くプロモーションになっていないことから、戦略的にプロモーションしていく必要があります。

(3) まちづくりを支える関係人口の創出・拡大

現状と課題

- 人口減少と少子高齢化が進み、まちの活力が低下していることから、働く場所や住む場所に捉われず、様々な地域とつながりたいというニーズの高まりをとらえ、多様な人々の力を取り込み、持続的なまちづくりを進める必要があります。

目指すまちの姿 2【市民参画、地域コミュニティ、生涯学習、スポーツ、文化・芸術、
人権、ジェンダー平等、多文化共生】

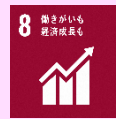
みんなが個性と能力を発揮し、つながりを深め、ともにつくるまち

総合戦略区分

Ⅱ：人の流れをつくる



SDG s



具体的な取組

- 国、県、近隣市町村のほか、民間企業や教育機関等と連携を強化するとともに、それぞれが持つ情報、技術、新たな発想等を活かし、協働によるまちづくりに取り組みます。
 - ・国と連動した施策の推進
 - ・県や先進自治体、近隣自治体との連携強化
 - ・高等学校や専門学校、大学、民間企業との協働

具体的な取組

- 目的にあわせてメインターゲットを設定し、伝えたいまちの魅力・価値や政策などを明確にしつつ、効果的な方法で情報を発信します。
 - ・目的に応じた対象者や対象地域の設定、伝える情報の掘り起こし
 - ・効果的な情報発信ツールの活用

具体的な取組

- テレワーク研修交流施設の活用をはじめ、新たな人の流れを生み出し、つながりをつくる機会を設けることで、本市に多様な形で継続的に関わる「関係人口」の創出・拡大を図ります。
 - ・地域内外での情報発信、交流イベント等の開催
 - ・官民共創による地域課題解決の推進
 - ・対面やインターネット上のつながりの仕組みづくり
 - ・ふるさと納税の寄付者増加に向けた返礼品の充実等
 - ・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄付額増加に向けた企業訪問等

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連 戦略
(1)	新たに民間企業・高等教育機関等と連携して創出されたプロジェクト数	計画期間における新たに民間企業・高等教育機関等と連携して創出されたプロジェクト数	0 件	10 件	Ⅱ
(2)	オンラインコミュニティ会員数	計画期間におけるオンラインコミュニティ会員数	—	250 人	Ⅱ
(2)	ホームページアクセス数	市ホームページの年間閲覧数（全ページのプレビュー数）	238.5 万件	300 万件	Ⅱ
(3)	本市に関心を寄せているかたの人数	官民共創施設※の妙高イベント年間参加者数	156 人	300 人	Ⅱ
(3)	ふるさと納税（妙高山麓ゆめ基金）寄附者数	妙高市を応援してくれる年間寄附者数	12,600 人	24,000 人	Ⅱ

※）官民共創施設：官（国や自治体などの公的機関）と民（企業や市民団体などの民間セクター）が協力し、行政だけでは解決が難しい社会的課題に取り組むために設置された施設。

主要施策 2

移住・定住の促進

リーディング
プロジェクト

施策の方向性

妙高の魅力や移住・定住支援制度などの情報発信と支援の充実を図るとともに、若い世代の安定的な雇用を確保しながら、移住・定住人口の増加を目指します。

(1) 情報発信と相談体制の充実・強化

現状と課題

- 移住支援員による総合的な情報発信と相談支援により、住宅支援や空き家バンク、家賃補助など住まいに関する制度を利用した転入者は増加傾向にあるとともに、市内在住者の転出抑制も図られていることから、引き続き、移住・定住を促進していく必要があります。

(2) 空き家等の活用によるお試し移住支援

現状と課題

- 地方移住や二地域居住への関心が高まる一方、地方での「環境の変化」や「移住へのイメージができない」などハードルが高いため、移住検討段階で妙高での暮らしを肌で感じられる機会の提供が必要です。

(3) 移住・定住を促進するための雇用の創出

現状と課題

- 若い世代を中心に地域の人口が急減している中、若い世代の移住・定住を促進するためには、働く場が必要不可欠であることから、人手不足が深刻化している市内事業者が連携し、多様な雇用の場の創出を図る必要があります。

目指すまちの姿 2【市民参画、地域コミュニティ、生涯学習、スポーツ、文化・芸術、
人権、ジェンダー平等、多文化共生】

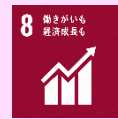
みんなが個性と能力を発揮し、つながりを深め、ともにつくるまち

総合戦略区分

Ⅱ：人の流れをつくる



SDG s



具体的な取組

- 移住検討者に寄り添った各種支援制度の情報発信や移住相談のほか、増加する外国人からの相談に対応できる支援員を配置します。
 - ・ 移住支援員等による情報発信と相談支援の充実
 - ・ 空き家バンクによる中古住宅の紹介や住宅取得、家賃補助など住宅の確保に関する支援
 - ・ 多言語対応支援員の配置

具体的な取組

- 妙高での暮らしをよりイメージしやすくするため、一定期間、本市での生活を体験できる機会や施設の充実を図ります。
 - ・ 空き家見学ツアーや移住体験ツアー、ワーキングホリデー等による本市を訪れるための支援
 - ・ 民間事業者と連携した、お試し居住施設等の提供

具体的な取組

- 移住者等のニーズにあった雇用機会を確保するため、複数の仕事を組み合わせ、年間を通じて安定した雇用を創出しつつ、事業者のニーズにあった人材を派遣する特定地域づくり事業協同組合の運営等を支援します。
 - ・ 特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営支援

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連 戦略
(1)～(3)	移住支援窓口を通じた移住者数	移住支援窓口を通じて市外から移住した年間の人数	158 人	180 人	Ⅱ
(1)	移住・定住に関する相談件数	空き家バンクや定住等に関する全般的な年間新規相談件数	380 件	450 件	Ⅱ
(2)	移住促進に向けたお試し居住施設数	移住促進に向けたお試し居住施設数（前計画からの累計）	3 棟	6 棟	Ⅱ
(3)	特定地域づくり事業協同組合員への職員のマッチング割合	特定地域づくり事業協同組合の職員を同組合員へ派遣している割合	100%	100%	Ⅱ
(3)	特定地域づくり事業協同組合の組合員数	特定地域づくり事業協同組合に加入し、職員派遣を受ける事業者数（前計画からの累計）	11 事業者	15 事業者	Ⅱ

主要施策 1

健康づくりの推進

施策の方向性

「自分の健康は自分で守り、つくる」という意識を高め、市民が主体的に健康づくりに取り組むことで、生活習慣病の発症及び重症化を予防し、健康寿命の延伸を目指すとともに、関係機関と連携し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を図ります。

(1) 市民の主体的な健康づくりの推進

現状と課題

- ①生活様式の多様化による食生活の変化や運動不足により、肥満、高血圧、糖尿病などの生活習慣病のある人が高い割合で推移しているほか、高齢期におけるフレイル※予防が重要視されていることから、市民の主体的な健康づくり活動の推進に取り組む必要があります。
- ②自殺死亡率は国や県を上回っているため、市民が身近な人の変化に気づき、支え合う意識の醸成に取り組む必要があります。

(2) 生活習慣病の発症・重症化予防とがんとの共生

現状と課題

- 脳血管疾患や胃がん、大腸がんなどによる死亡比が全国平均に比べて高い状況であるため、健康診断・がん検診の受診や、結果に応じた保健指導、医療機関への早期受診を促す必要があるとともに、がん治療時の社会参加に向けた支援が求められています。また、多様な感染症の発症が懸念される中、罹患時の重症化を予防するため、生活習慣病及び肥満の予防・改善に取り組む必要があります。

※）フレイル：年齢とともに筋肉や心身の活力が低下し、介護が必要となりやすい健康と介護の間の虚弱な状態。

目指すまちの姿 3【健康、福祉】

みんなが健康でいきいきと、支え合って住み続けられるまち

SDG s



関連する個別計画

- 妙高市すこやかライフプラン21
- 妙高市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画

具体的な取組

- ①食生活改善推進委員の育成などを通じ、地域での健康づくり活動の支援を行うとともに、事業所及び関係機関等と連携し、健康づくりに関する情報を発信します。また、市民の運動習慣の定着に向けた取組などにより、健康づくりと介護予防を一体的に推進します。
 - ・地域での健康づくり活動の支援とバランスのよい食生活及び減塩意識の普及
 - ・民間企業等と連携した健康状態を可視化したデータに基づく健康づくり活動の促進
 - ・生活習慣病、低栄養及び口腔疾患の予防の取組強化
- ②こころの健康づくりとして、社会的・経済的な視点も含めた自殺対策の推進とネットワークの強化を図り、生きることの包括的な支援を推進します。
 - ・こころと命のネットワーク会議の開催による関係機関の連携強化
 - ・自殺予防のための啓発活動の実施

具体的な取組

- 生活習慣病の重症化予防やがんの早期発見・早期治療のため、健康診断・がん検診の受診率を向上させるとともに、かかりつけ医と連携した保健指導や早期受診等の勧奨の強化に取り組みます。がん治療と社会参加の両立に向けては、医療用補正具等の購入費用を助成するとともに、治療に不安を抱えるかたが孤立しないための支援を行います。
 - ・生活習慣病の予防と早期発見のためのがん検診及び市民・特定健診の受診勧奨
 - ・生活習慣病のリスクが高いかたの重症化を予防する保健指導の取組強化
 - ・医療用補正具の購入費用の助成、及び同じ悩みを抱えるかたへの支援体制の構築

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)・ (2)	脳血管疾患 の標準化死 亡比の低下	R16年度(すこやかライフプラン21 目標年度)に国平均(100)を下回る ことを目標とする(人口動態統計)	男性:105.5 (R4) 女性:122.0 (R4)	男性:102.5 女性:110.0
(1)	運動習慣者 の増加	1日30分以上の軽く汗をかく運動 を週2日以上、かつ1年以上実施し ている人の割合	20-64歳男性:33.7% 20-64歳女性:24.7% 65歳以上男性:43.1% 65歳以上女性:41.0%	20-64歳男性:38.0% 20-64歳女性:28.3% 65歳以上男性:47.0% 65歳以上女性:45.1%
(1)	自殺死亡率 の減少	人口10万人当たりの自殺死亡者数	20.5 (R4)	20.0
(2)	特定健康診 査受診率の 増加	国保加入者のうち特定健康診査を 受診した人の割合	56.3% (R4)	60.0%
(2)	特定保健指 導実施率の 増加	国保加入者で特定保健指導対象者 のうち実施(終了)した人の割合	50.8% (R4)	60.0%
(2)	肥満者の割 合の減少	健診受診者のうちBMI25以上の人 の割合	20-69歳代男性: 29.6% 40-69歳代女性: 22.0%	20-69歳代男性:29%未 満 40-69歳代女性:20%未 満

主要施策 2

地域医療体制の確保

施策の方向性

市民が安心して受けられる医療提供体制を維持するため公的病院等への支援を行うとともに、上越医療圏域全体における持続可能な地域医療を支える体制づくりを進めます。また、夜間休日の救急医療について、二次医療圏域での救急医療体制を維持します。

(1) 持続可能な医療提供体制の確保

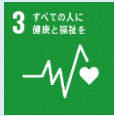
現状と課題

- ①人口減少や少子高齢化に伴う患者の減少や、医師偏在などによる医師確保が困難な状況となっており、市民が安心して適切に医療を受けることができる体制を維持していくため、常勤医師の確保を図り、病院運営を支援する必要があります。
- ②患者の減少による公立・公的病院等の経営改善や医療従事者の確保などの医療課題について協議を進めているところですが、今後さらに厳しい状況が見込まれることから、上越地域全体で医療再編や人材確保の仕組みづくりを進めていく必要があります。また、市民に身近なかかりつけ医の高齢化が進んでいる中で、診療所機能の確保も重要であることから、医療関係等と連携して医師確保に取り組んでいく必要があります。

施策の主な目標値

関連施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)	上越地域の医療機関利用率	市民意識調査における回答割合	96.5%	96.5%
(1)	市内病院数	市内病院数	2 病院	2 病院
(1)	市内病院の常勤医師数	市内病院の常勤医師数	12 人	12 人
(1)	市内病院の診療科目数	市内病院の診療科目数	16 科目	16 科目
(1)	市内診療所の数	市内診療所の数	8 か所	8 か所

SDG s



具体的な取組

- ①市内病院の医療提供体制を維持していくため、大学等関係機関と連携しながら医師確保に取り組めます。また、救急医療体制については上越市や関係機関と連携しながら体制の確保に努めます。
 - ・市内病院における医療提供体制の維持に向けた支援
 - ・医師確保に向けた要望活動等の実施
 - ・夜間休日等の医療提供体制の確保
- ②上越医療圏域における医療提供体制については、県や三市、医療機関による協議を進め、市民が安心して生活できるよう持続可能な医療提供体制の構築を目指します。
 - ・上越地域における医療構想を踏まえた医療従事者派遣の仕組づくりなどの取組の推進
 - ・診療所の医師確保に向けた取組の実施

主要施策 1

介護予防・高齢者福祉の充実

施策の方向性

高齢者のかたが、住み慣れた地域でその人らしい生き方を尊重され、安心して自立した生活が送れるよう、関係者が連携・協働し、高齢者を支えるための体制づくりを進めます。

(1) 介護予防・元気づくりの推進

現状と課題

- ① 高齢者一人ひとりが、年齢を重ねても介護を必要とせず、自立した生活を送ることが求められているため、虚弱高齢者の早期発見や生活習慣病予防と連動した介護予防・認知症対策の取組を進める必要があります。
- ② 高齢者がこれまで培ってきた知識や技能を活かした活動が社会的な役割や生きがいづくりにつながることから、高齢者の社会参加機会を提供する必要があります。

(2) 誰でも安心して暮らせる地域づくり

現状と課題

- 高齢者の生活を介護保険などの公的なサービスだけで支えることが難しくなっており、高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるためには、住民同士が支え合い、助け合いながら課題を解決していく仕組みづくりが必要です。

目指すまちの姿 3【健康、福祉】

みんなが健康でいきいきと、支え合って住み続けられるまち

SDG s



関連する個別計画

- 第9期妙高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 第4次妙高市地域福祉計画

具体的な取組

- ①虚弱高齢者を早期に把握し、訪問を行いながら適切なサービスにつなげるとともに、高齢者が集う出前講座などの開催により、参加者の健康づくりや介護予防に対する意識づけを行います。また、地域で介護予防を広める人材の養成・育成を進めます。
 - ・虚弱高齢者の早期把握に向けた調査の実施
 - ・フレイルを予防するため出前講座などへの積極的な参加の呼びかけ
 - ・介護予防サポーターや認知症キャラバン・メイト※の育成
- ②シルバー人材センターと連携しながら、高齢者の経験等を活かした場や交流の場など生きがいややりがいを持てる居場所づくりを進めます。
 - ・空き公共施設や空き店舗などを活用した元気で活躍できる場の充実

具体的な取組

- いつまでも住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域住民が中心となり、福祉事業所や企業、各種団体など、地域の様々な社会資源とつながりながら、地域課題を住民同士で解決していく仕組みを構築します。
 - ・住民や社会福祉協議会と連携し、地域が主体的に地域課題を解決していく生活支援体制、助け合いの仕組みづくり
 - ・高齢者等の権利擁護に向けて後見人を確保するため、学習会の開催や支援体制の強化

※) 認知症キャラバン・メイト：「認知症サポーター養成講座」を行うボランティア講師のこと。

(3) 持続可能な介護サービスの提供

現状と課題

- ①介護人材が不足する中、要介護者の状態・ニーズに応じた介護サービスの提供や、災害時でも継続したサービスが必要となることから、人材確保や業務の効率化を進める必要があります。
- ②高齢化の進行に伴い介護保険制度の持続可能な運営が求められることから、適切かつ公平な要介護認定や介護給付の適正化を図る必要があります。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)～(3)	要介護認定率	65歳以上人口における要介護認定者数の割合(予測される増加を抑制)	19.2%	20.0% (予測値は20.6%)
(1)	介護予防サポーター数	介護予防サポーター数(前計画からの累計)	22 人	34 人
(1)	認知症高齢者の割合	65歳以上に占める認知症の割合(軽度者含む)	16.8%	16.0%
(1)	シルバー人材センターで活動する会員数	シルバー人材センター会員数(前計画からの累計)	353 人	420 人
(2)	地域の福祉的課題の解決を検討している圏域数	生活支援コーディネーター及び生活支援協議体が設置され、福祉的課題を検討している圏域数(前計画からの累計)	1 圏域	4 圏域
(3)	介護人材確保等補助金を活用し採用した職員数	介護人材確保等補助金制度を利用した年間採用人数	0 人	8 人

具体的な取組

- ①介護人材の確保は喫緊の課題となっていることから、介護事業所が実施する人材確保に向けた取組を支援します。
 - ・介護人材の採用促進を図るための支援
 - ・介護現場の効率化を推進するためD Xを支援
- ②介護保険制度が持続可能な制度となるよう介護給付の適正化を図ります。
 - ・給付適正化を図るためのケアプラン点検等の実施

主要施策 2

障がい者福祉の充実

施策の方向性

障がい者（児）が、自分らしく、住み慣れた地域で安心して、暮らし続けられるよう、様々なニーズに応じた障がい福祉サービスの充実を図るとともに、市民の障がいに対する理解を深め、相互に人格と個性を尊重しあう地域共生社会の実現を目指します。

（１）障がいに対する理解と差別の解消

現状と課題

- ①障がいに対する理解不足により、障がい者が不当な差別を受けることがあるため、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域や関係団体と連携し、一層の広報、啓発活動等が必要です。
- ②手話が日本語と同じ言語であるという認識がされていないため、より多くの市民が様々な場面において手話に触れ合える環境づくりを推進していく必要があります。

（２）一人ひとりに寄り添った障がい福祉サービスの充実

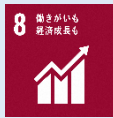
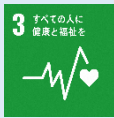
現状と課題

- 障がい福祉サービスの利用者数が増加傾向にあるため、事業所と連携しながら支援内容を充実していく必要があります。また、医療的ケアが必要な場合でも、市内できめ細やかな支援が受けられるよう体制の強化が必要です。

目指すまちの姿 3【健康、福祉】

みんなが健康でいきいきと、支え合って住み続けられるまち

SDG s



関連する個別計画

- 第5期妙高市障がい者福祉計画
- 第4次妙高市地域福祉計画

具体的な取組

- ①障がい者（児）への偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深めることができるよう、関係機関と連携、啓発活動を進めます。
 - ・ 障害者差別解消法の趣旨や重要性などについて広報・啓発活動の実施
- ②手話言語条例で定める目的や理念に基づき、手話の普及啓発や意思疎通支援の施策を推進するとともに、手話奉仕員の確保、育成を進めます。
 - ・ 各種講演会やイベント等を通じた手話言語の普及・啓発
 - ・ 手話奉仕員の確保と養成支援

具体的な取組

- 障がい者（児）が、自らの選択により自分らしく生きることができるよう、個々の状況に応じた日常活動と自立に向けた就労支援のサービスが提供できる体制の確保と充実を図ります。また、医療的ケアが必要な場合についても、多様なニーズを踏まえながら必要なサービスの提供体制を整備します。
 - ・ 日常生活や社会生活を送るための支援の円滑な実施
 - ・ 支援が必要な障がい者（児）に対する日中の活動の場の整備

(3) 就労機会の充実

現状と課題

- 就労支援施設で得られる工賃と障害年金では、自立した社会生活をしていくための十分な収入が得られないかたもいることから、関係機関と連携した就労機会の充実を図るとともに、企業等の障がい者に対する偏見等を払拭するための取組を進めることで雇用促進につなげる必要があります。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)	障がい者を理由に嫌な思いをしたかたの割合	障がい者福祉計画の策定のためのアンケート調査結果	26.6%	15.0%
(1)	手話奉仕員者数	手話奉仕員者数（前計画からの累計）	4人	8人
(2)	障がい福祉サービスに対する満足度	手帳保持者の障がい福祉サービスに対する満足度	—	30.0%
(3)	障がい福祉事業所数	市内障がい福祉サービス事業所数（前計画からの累計）	18 事業所	20 事業所

具体的な取組

- ハローワークや就労支援事業者、特別支援学校等の関係機関が連携し、障がい者の就労に向けた支援体制をより一層強化します。また、市内事業所に対し、職場環境における障がい者への合理的配慮の提供義務等について、周知・啓発に取り組めます。
- ・ 関係機関と連携した就労機会の充実
- ・ 雇用分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止事項など、企業等への理解促進を図る取組の実施

主要施策 3

生活困窮者等の自立支援

施策の方向性

生活困窮者や生活保護受給者、ひきこもりのかたなどが経済的・社会的に自立できるよう、相談支援や就労支援の充実を図ります。

(1) 生活困窮者等の就労支援と健康保持

現状と課題

- ①生活困窮者及び就労可能な生活保護受給者の中には、就労意欲が低いかたもいることから就労につながりにくく、就職できても短期間で離職してしまうケースが多いため、自立支援に加え、定着支援の強化が必要です。
- ②生活保護受給者の健診（検診）受診率は低く、また、扶助費の約半分が医療扶助費であることから、健康管理の徹底が必要です。

(2) ひきこもり等の社会参加と就労支援

現状と課題

- ひきこもりのかたやその家族が不安を抱えていることから、民間の支援団体と連携しながら、気軽に相談できる体制や環境づくりなど、ひきこもり状態や孤立から脱却することができるための支援が必要です。

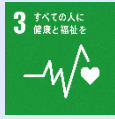
施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)	生活保護受給者の割合	推計人口に対する生活保護受給者の割合	7.8‰	7.5‰
(1)	就労支援による被保護者の就労者数の割合	支援対象者に対する就労者数の割合	31.6%	50.0%
(1)	生活保護受給者の健診（検診）受診率	生活保護受給者の健診（検診）受診率	11.0%	30.0%
(2)	ひきこもり相談人数	民間のひきこもり支援団体への年間相談実人数	8人	20人

目指すまちの姿 3【健康、福祉】

みんなが健康でいきいきと、支え合って住み続けられるまち

SDG s



関連する個別計画

○第4次妙高市地域福祉計画

具体的な取組

- ①生活困窮者は生活保護の受給に至らないように、また、生活保護受給者は早期に生活を再建して、生活保護から脱却できるように、経済的・社会的な自立に向け、**市内の協力事業所と連携し、**就労を目指した支援を行います。
 - ・就労相談と求職活動及び就労後の定着を目指した支援の実施
- ②生活保護受給者の健診（検診）の受診勧奨を徹底し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に努め、医療扶助費の削減を図ります。
 - ・健診未受診者への受診勧奨の徹底

具体的な取組

- 自立や社会参加を目指し、本人や家族の不安を解消できる相談体制の構築と充実を図ります。
 - ・ひきこもり支援を行う民間団体の活動支援と連携の強化
 - ・ひきこもりのかたの居場所及び本人や家族が気軽に相談できる場づくり

主要施策 1

地域が一体となった観光地域づくりの実践

施策の方向性

地域の多様な事業者と一体となって、妙高ならではの魅力を磨き上げ、時代や市場ニーズに即したマーケティングやプロモーションを展開し、観光入込客数と観光消費額の増加を図ります。

(1) 観光地域づくり団体との協働

現状と課題

- 観光地域づくり法人である妙高ツーリズムマネジメントと連携し、観光の魅力づくりに取り組んでいましたが、多様な事業者を巻き込んだ事業推進には至っていないことから、観光を軸とした市内産業のさらなる振興を図るため、地域が一体となった「稼ぐ」仕組みをつくる取組を支援する必要があります。

(2) 多様な地域資源を活かしたコンテンツの創出

現状と課題

- ①妙高の魅力を活かした誘客や域内消費額を増やす取組を行ってきた結果、外国人観光客は、過去最高となりましたが、全体の観光入込客はコロナ禍以前の状態に戻っていないことから、今後、さらなる魅力発信やターゲットを絞った情報発信により妙高を訪れてもらうとともに、年間を通じた誘客が図られるよう観光資源の発掘・磨き上げを行い、それらを組み合わせた着地型・滞在型観光を充実する必要があります。
- ②近隣地域との観光連携に取り組んでいますが、インバウンドをはじめ、観光客の行動範囲の拡大やニーズの多様化が進んでいることから、これまで以上にそれぞれの地域の魅力ある観光資源のネットワーク化を図り、長期滞在・周遊型観光を充実する必要があります。

目指すまちの姿 4【産業、交流】

みんなで活力と魅力ある産業を育み、にぎわいと交流が生まれるまち

総合戦略区分

I：地方に仕事をつくる II：人の流れをつくる



SDGs



関連する個別計画

- 第4次妙高市観光振興計画
- 道の駅あらいりニューアル整備基本計画

具体的な取組

- 観光地経営の舵取り役となる妙高ツーリズムマネジメントと連携し、域内の統計データや決済情報等の各種データを活用して、観光客のニーズを捉えた商品・サービスを企画開発し、地域で「稼ぐ」仕組みをつくります。
 - ・専門人材の登用を含めた観光地域づくり法人の体制強化への支援
 - ・各種データの分析結果に基づく魅力的な商品・サービスの造成への支援

具体的な取組

- ①妙高ならではの観光資源の磨き上げを行うとともに、着地型・滞在型観光の充実を図り、四季を通じて幅広い世代の誘客に取り組みます。
 - ・地域資源を活かした着地型・滞在型プログラムの磨き上げと開発
 - ・合宿誘致による地域の魅力発信と誘客の推進
- ②広域的な受入環境の充実を図るとともに、各地域の観光資源をつなぐ魅力ある旅行商品の造成や各種ツーリズムの構築による誘客の促進を図ります。
 - ・「佐渡島の金山」の世界遺産登録を契機とした広域観光周遊ルートの造成
 - ・長野県北信地域や上越地域、佐渡島等のそれぞれの魅力的なアクティビティを楽しめる長期滞在・周遊型観光商品の造成
 - ・近隣自治体と連携したサイクルツーリズム※1の推進
 - ・民間企業等と連携したウェルネスツーリズム※2の推進

※1)サイクルツーリズム：自転車を活用した旅行のこと。

※2)ウェルネスツーリズム：旅を通じて心と体をリフレッシュしたり、地域の自然・資源に触れ合うことで健康増進を図ることを目的とした旅行のこと。

(3) 観光施設の維持管理及び整備

現状と課題

- ①市が管理する遊歩道や公衆トイレなどは、適切な維持管理を実施していますが、より来訪者に満足していただけるよう、観光施設等の機能強化や整備を進める必要があります。
- ②道の駅あらいは、地域の玄関口や交流、防災拠点として整備・活用されてきましたが、建物の老朽化や機能の劣化が著しく、今後も地域の拠点となる重要な施設であることから、再整備をする必要があります。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連 戦略
(1)～(3)	観光売上額	年間観光売上額	173 億円	206 億円	I・II
(1)～(3)	観光入込客数	年間観光入込客数	511 万人	610 万人	I・II
(1)	域内循環額	観光産業における年間 域内循環額	29 億円	35 億円	I・II
(2)	旅行商品造成数	造成した旅行商品数 (前計画からの累計)	3 件	10 件	I・II
(3)	観光施設等整備数	整備した施設数(前計 画からの累計)	4 施設	9 施設	I・II

具体的な取組

- ①観光客が安全・安心に施設を利用できるよう、必要な施設の改修を計画的に進めます。
 - ・計画的な観光施設等の整備と維持管理
- ②国が提唱する地方創生の考え方や市民ニーズ等を踏まえ、新たな観光交流拠点や地域産業振興施設として整備・改修等に取り組みます。
 - ・整備基本計画等に基づく建物の整備や機能の強化

主要施策 2

国際リゾートとしての受入環境の整備

施策の方向性

多様化するニーズに対応し、誰もが安心かつ快適に滞在できるような受入環境整備を強化するとともに、上質なおもてなしで選ばれる国際観光都市の実現を図ります。

(1) わかりやすく利便性の高い滞在環境の整備

現状と課題

- 多様なスキー場が一体となったスノーリゾートとしての誘客促進により、多くの外国人観光客が訪れていますが、コロナ禍を受けてよりスムーズに旅行を楽しめる環境が求められていることから、キャッシュレス決済やWi-Fiなどのデジタルインフラの整備や、安定的な二次交通などの滞在環境を充実することで、観光客の利便性を高める必要があります。

(2) 受入体制の充実と有事への備え

現状と課題

- ①観光客の満足度やリピーター率の向上を図るため、観光施設等の機能強化や整備を進めるだけでなく、地域住民が一体となって観光客を受け入れる意識を高めるとともに、近隣自治体とも連携しながら受入体制の充実を図る必要があります。
- ②災害の激甚化を踏まえ、インバウンドや国内観光客に対し災害関連情報等を適時適切に提供できる体制を整えておくことや、新型コロナウイルス感染症のような新興感染症の発生に備え、受入体制を構築しておくことが必要です。

施策の主な目標値

関連施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連戦略
(1)・(2)	外国人観光宿泊者数	外国人観光客の年間宿泊者数	12 万人	18 万人	Ⅱ
(1)	観光DX事業所数	キャッシュレス決済等DX対応済みの宿泊・交通等の観光事業所数（前計画からの累計）	142 事業所	190 事業所	Ⅱ

目指すまちの姿 4【産業、交流】

みんなで活力と魅力ある産業を育み、にぎわいと交流が生まれるまち

総合戦略区分

Ⅱ：人の流れをつくる



SDGs



関連する個別計画

○第4次妙高市観光振興計画

具体的な取組

- 外国人観光客の視点からも利便性の高い滞在環境を整備します。
 - ・上質なスノーリゾートの形成に向けた受入環境の整備
 - ・誰にでも分かりやすい情報発信と快適な滞在環境の充実
 - ・外国人への案内対応の充実に向けた人材育成
 - ・交通事業者と連携した安定的な二次交通の確保

具体的な取組

- ①観光客に対する「おもてなしの心」を深めるとともに、広域連携による受入体制を充実します。
 - ・サービスの向上に向けた観光ガイドや案内人材の育成
 - ・広域連携による案内表示等の受入体制の充実
- ②災害や新興感染症に関する知識を高め、被害の未然防止に努めるとともに、発生時に適切に対応できるよう備えます。
 - ・観光施設や宿泊施設による災害や緊急時対応に関する研修の実施

関連施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連戦略
(1)	二次交通の路線数	妙高への来訪や市内を周遊する二次交通路線数(前計画からの累計)	8 路線	10 路線	Ⅱ
(2)	緊急時対応に関する研修の実施数	市の観光施設における研修の実施数(前計画からの累計)	1 施設	3 施設	Ⅱ

主要施策 1

市内事業者の維持発展と
活気づくりへの支援リーディング
プロジェクト

施策の方向性

市内事業所や関係団体等への支援を通じて、街なかのにぎわい創出と地域経済の活性化を図ります。

(1) 事業継続・発展と労働力確保に向けた支援

現状と課題

- 市内事業所における事業承継や事業継続に対して県内関係団体と連携を図り支援を行っていますが、今後、後継者不足等による廃業の増加が懸念されることから、市内事業所の維持・発展につながる新たな支援が必要です。また、人材不足が深刻化してきていることから、外国人を含めた労働力確保に対する支援の充実を図る必要があります。

(2) 魅力あるにぎわい活動の推進

現状と課題

- 店舗改修や新たな取組に対して支援を行っていますが、人口減少や少子高齢化に伴い商店数が減少してきており、まちの活気が低下してきているため、にぎわい創出につながる取組を推進することが必要です。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連 戦略
(1)・(2)	市内事業所数	市内の事業所数（前計画からの累計）	950 事業所	800 事業所 （予測値は 790 事業所）	I
(1)	外国人材受入件数	計画期間における市の支援制度を活用して市内事業所が雇用した外国人材数	-	30 人	I
(2)	にぎわいづくりイベントの開催回数	商工会議所・商工会等が主体となる年間イベント数	5 回	10 回	I

目指すまちの姿 4【産業、交流】

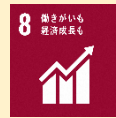
みんなで活力と魅力ある産業を育み、にぎわいと交流が生まれるまち

総合戦略区分

I：地方に仕事をつくる



SDGs



具体的な取組

- 関係団体と連携した事業承継や事業継続・発展に対する相談対応や支援制度を充実するとともに、外国人労働者の雇用に対する支援を行うことで人材不足の解消を図ります。
 - ・ 事業承継や事業継続・発展に対する各種支援制度の充実と活用促進
 - ・ 労働力確保に向けた市内事業所への情報提供と相談支援の充実
 - ・ 外国人材の受入事業所に対する支援

具体的な取組

- 新図書館等複合施設と連携した街なかのにぎわいづくりや、市内の駅周辺での活性化イベントなどを支援し、まちのにぎわいを創出します。
 - ・ 新図書館等複合施設で活動する市民活動団体や地域づくり団体のほか、子育て支援サークル、若者などと連携によるにぎわいづくりイベントへの支援

主要施策 2

チャレンジできる環境づくりと働く場の創出

リーディングプロジェクト

施策の方向性

起業を志す若者等の挑戦を後押しするための各種支援制度を拡充するとともに、企業誘致等を推進し、多様な働く場の創出を図ります。

(1) 起業・就労支援と積極的な企業誘致の実施

現状と課題

- ① 企業誘致や創業支援に取り組んでいますが、依然として市内で働く場の選択肢が限られていることや、起業をサポートする環境が十分ではないため、定住やふるさと回帰につながっていません。今後も起業・創業や企業進出を促進し、特に若者や女性が戻って来れるような多様な就労機会を確保することが必要です。
- ② 個々の特産品を認定し、地域内外に発信していますが、国内では同様の産品が多いことから、消費拡大や地域内の経済循環につながっていません。そのため、妙高ならではの地域資源を活かした特産品を開発し、ブランドを確立していくことが必要です。
- ③ 地元企業の人手不足や働く人への支援として、これまで資格取得に対する支援を実施してきましたが、働き方が多様化していることから、今後は、育児や介護など個々の状況に応じて安心して働くことができる環境を整備することが必要です。

施策の主な目標値

関連施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連戦略
(1)	起業件数	市内で新たに創業・起業した数（前計画からの累計）	5 件	20 件	I
(1)	資格取得支援助成制度利用件数	1年間に制度を利用して資格取得した数	25 件	30 件	I
(1)	就労支援システム登録事業者数	計画期間における就労支援システムに登録を行った事業者数	-	50 事業者	I

目指すまちの姿 4【産業、交流】

みんなで活力と魅力ある産業を育み、にぎわいと交流が生まれるまち

総合戦略区分

1：地方に仕事をつくる



SDGs



関連する個別計画

○妙高市創業支援等事業計画

具体的な取組

- ①起業等に関する学習機会の提供や、起業等や企業進出に対する支援制度の充実を図るとともに、若者や女性のニーズに合った企業の誘致に努めます。
 - ・創業支援セミナーの開催や交流の場づくり、各種支援制度による起業・創業支援
 - ・雇用の場の創出に向けた企業誘致の推進
- ②関係団体と連携し、地域資源を活用した特産品開発を推進します。
 - ・市の魅力発信、ブランディング※につながる商品開発の支援
- ③働きたい人のスキルアップを支援するとともに、市内事業所における雇用環境の充実・改善への支援を行います。
 - ・スキルアップのため資格取得に対する支援
 - ・就労支援システム（求人・求職ポータルサイト）の運用
 - ・市内事業所の労働力確保や雇用環境の充実などに向けた取組への支援

※）ブランディング：地域産業の活性化や地域自体の魅力・競争力を高めるために戦略、活動。

主要施策 3

持続可能な農業の振興

施策の方向性

需要に応じた米生産や園芸拡大、農業生産活動の効率化をはじめ、多様な担い手の確保と育成、農地の集積・集約化と大規模化、農産物の高付加価値化などを推進し、持続可能な農業の振興を目指します。

(1) 安定した農業経営の推進

現状と課題

- ① 農業経営の安定化を図るため、非主食用米や園芸作物への転換を進めてきましたが、園芸作物については、地域特性や収益性を踏まえた品目の選定などの課題もあることから、引き続き、農業経営の複合化に向けた支援を行う必要があります。
- ② 担い手不足や耕作放棄地の発生が課題となっているため、地域計画を踏まえた認定農業者及び農業法人への農地の集積・集約のほか、新規就農者や外国人材活用など多様な担い手の確保に取り組む必要があります。
- ③ 大規模ほ場整備等により農業生産基盤の強化を進めてきましたが、農業従事者の減少が続いていることから、今後さらに ICT を活用したスマート農業※を推進し、農業生産活動の効率化・省力化を進める必要があります。
- ④ 集落内の住民の高齢化や転出などにより、農村の維持が難しくなっていることから、継続的に農業生産、維持活動ができるよう取組を進める必要があります。

※) スマート農業：ロボット技術や ICT 等の先端技術の活用による新たな農業。

目指すまちの姿 4【産業、交流】

みんなで活力と魅力ある産業を育み、にぎわいと交流が生まれるまち

総合戦略区分

1：地方に仕事をつくる



SDGs



関連する個別計画

- 第5次妙高市農業・農村基本計画
- 妙高市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン（毎年度）
- 地域計画（法定化された人・農地プラン）

具体的な取組

- ①需要に応じた妙高産米の生産と農家所得の向上に向けた収益性の高い園芸作物の導入による複合経営を拡大します。
 - ・需要に応じた水稻・園芸作物の生産の推進と支援
- ②地域計画を踏まえた認定農業者及び農業法人への農地の集積・集約と多様な担い手の確保・育成を進めるとともに、優良農地の確保と耕作放棄地の発生抑制に取り組みます。
 - ・地域計画の推進による農地の集積・集約化
 - ・外国人材、半農半X※等の多様な人材の確保に向けた農業体験ツアー等の実施
 - ・農業生産活動の継続と農地・農業用施設の適切な保全管理への支援
- ③ほ場整備等による農業生産基盤の強化と、スマート農業の推進による農業生産活動の効率化・省力化に取り組みます。
 - ・ほ場整備の推進と農地・農業用施設の適切な維持管理
 - ・農業生産活動の効率化と経営規模拡大に向けたドローン等の導入によるスマート農業の推進
- ④中山間地域等直払支援制度の集落協定の統合（広域化）や共同活動の促進による農村の維持などの取組を進めます。

※）半農半X：農村で副業・兼業等の多様なライフスタイルを実現するための、農業とほかの仕事を組み合わせた働き方。

(2) 環境に配慮した農業生産と農産物の高付加価値化の推進

現状と課題

- ①地球温暖化対策や貴重な生態系の保全に向け、農薬や化学肥料の使用量の低減を図るなど環境保全型農業を進めてきましたが、今後さらに資源循環の地域社会づくりを進めるため、有機農業等の環境と調和した持続可能な農業を推進する必要があります。
- ②市内産農産物等の差別化を図るため、これまでに市内農産物の特色を生かした特産品開発を進めてきましたが、十分な収量の確保や、販路の拡大に至っていないことから、引き続き消費者ニーズを捉えた農産物の生産や商品化に取り組むとともに、消費者の地産地消への理解及び市内外における販売の促進や拠点施設の整備が必要となっています。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連 戦略
(1)・(2)	農業算出額	生産農業所得統計において推計した都道府県別産出額を農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別に按分したもの	2,840 百万円 (R4 数値)	2,840 百万円 (R4 以上)	I
(1)	園芸作物の栽培拡大面積	園芸作物の栽培拡大支援面積	17a	78a	I
(1)	新規就農者の人数	認定新規就農者、法人就農者の人数を毎年確保するもの	5 人	5 人	I
(2)	環境保全型農業の取組面積	環境保全型農業直接支払制度による取組面積	68.01ha	115ha	I
(2)	市内農産物直売所の年間売上額	市内直売所の売上額（四季彩館ひだなん、四季彩館みょうこう、直売センターとまと）	5 億 2960 万円	6 億 8305 万円	I

具体的な取組

- ①農薬や化学肥料の使用量の低減や有機農業等、環境保全型農業を推進し、生産段階における環境負荷低減に取り組めます。
 - ・みどりの食料システム戦略※に沿った適正な施肥や防除、有機栽培等の取組推進
- ②農産物の高付加価値化や六次産業化など収益の増加につながる取組を戦略的に進めます。
 - ・農産物の有機栽培や地域ブランド化等による高付加価値化や地産地消化の推進
 - ・新たな農産物の栽培等による魅力的な特産品づくりと販路拡大
 - ・地域活性化施設の整備と地域内外の人材による活用の推進

※) みどりの食料システム戦略：食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するための方針。

主要施策 1

防災対策の強化

施策の方向性

激甚化・頻発化する災害等から市民の生命と財産を守るため、市民や自主防災組織、行政、関係機関が「自助」「共助」「公助」の役割を果たし、連携を深めることにより、災害に強いまちづくりを目指します。

(1) 自主防災組織や関係機関との連携強化

現状と課題

- 災害等に備えるためには、「自助」「共助」「公助」による取組の推進が重要であることから、市民や自主防災組織が防災意識を高め、災害時に迅速に行動ができるよう、より実践的な訓練を実施し、地域防災力の充実と強化を図っていく必要があります。

(2) 地域消防力の確保

現状と課題

- 地域における若年層の減少等に伴い、消防団員の高齢化や団員数の減少が進んでおり、火災、災害等での活動（出動）や団員の安全な活動が困難となることが懸念されることから、地域消防力の充実・強化を図っていく必要があります。

目指すまちの姿 5【安全・安心】

みんなで備え、助け合い、安全に安心して暮らせるまち

SDGs



関連する個別計画

- 妙高市地域防災計画
- 妙高市国民保護計画

具体的な取組

- 市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織や関係機関と連携した訓練を強化します。
 - ・自主防災組織や防災士会、消防団等と連携した活動の促進
 - ・指定避難所の円滑な開設・運営に向けた研修会・訓練の実施
 - ・ハザードマップを活用した防災啓発と災害時マイタイムライン策定の推進
 - ・避難行動要支援者の個別避難計画の策定と支援体制の強化

具体的な取組

- 消防団員の処遇改善等による団員確保に努めるとともに、地域の実態に即した組織再編等の検討、実践的・効率的な訓練等の実施に取り組みます。
 - ・消防団活動の周知、啓発と消防団員や機能別消防団員※の確保と拡大
 - ・消防団員の活動環境の改善と負担軽減
 - ・消防署と消防団との連携強化
 - ・消防施設や資機材の適正規模かつ計画的な更新

※) 機能別消防団員：火災や災害時の防御活動、後方支援に活動するなど特定の活動や役割にのみ参加する消防団員。

(3) 危機管理体制の向上

現状と課題

- 風水害や大規模地震、武力攻撃事態、新たな感染症などの非常事態に迅速に対応していくことが求められており、市民生活の安全を確保していくために、総合的な危機管理体制を強化していく必要があります。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)	自主防災組織の実践的な 防災訓練の実施率	自主防災組織による訓練 の実施状況	58.3%	85.0%
(1)	避難行動要支援者の個別 避難計画の策定率	個別避難計画の策定状況	39.9%	100.0%
(2)	消防団員の充足率	定員に占める実員の充足 状況	86.7%	91.0%
(3)	防災協定数	民間事業者との防災協定 の締結先数	54 件	60 件

具体的な取組

- 災害時に市民や観光客等の迅速な避難ができる防災拠点施設の機能の充実・強化を進めるとともに、ライフラインやインフラが被害を受けた場合にも、日常生活を維持できる機能や備蓄品を確保し、危機管理体制の向上を図ります。
 - ・ 防災道の駅の機能の充実と強化
 - ・ 災害時の情報伝達手段の多重化と、外国人支援体制の充実
 - ・ ライフライン被害を想定した備蓄品等の整備
 - ・ 国、県、防災関係機関との連携体制や災害時の応援・受援体制の強化
 - ・ ドローンを活用した物資輸送体制の確保
 - ・ 国民保護措置や様々な危機に対する備えの確保

主要施策 1

安全な市民生活の確保

施策の方向性

犯罪や交通事故、公害、空き家問題等から市民を守るため、市民への意識啓発や地域と関係機関の連携・協力のもと、被害等を未然に防ぐ施策の充実を図りながら、地域ぐるみで安全・安心なまちづくりを目指します。

(1) 防犯力・防犯意識の向上

現状と課題

- 核家族化や生活様式の多様化により、地域の人間関係や規範意識が希薄化し、お互いの生活に無関心な傾向が強まっていることから、「地域の安全は自分たちで守る」という意識を高める必要があります。特に特殊詐欺や悪徳商法等の被害を未然に防ぐために、適時の情報提供や、市民一人ひとりの意識啓発、地域全体で地域住民を守っていく取組の継続が必要です。

(2) 交通安全意識の高揚と安全対策の推進

現状と課題

- 交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、事故全体に占める高齢者事故の割合が高くなっているため、高齢者・運転者の交通安全意識の啓発を強化していくとともに、引き続き、子どもたちの安全確保に向けた取組を進めていく必要があります。

(3) 空き家等の適正管理

現状と課題

- 特定空き家はなかなか減少しない傾向にあり、空き家を適正に管理しないことにより倒壊等の危険や衛生面での環境悪化が生じる恐れがあるため、今後も所有者等に対し、管理の徹底を促していく必要があります。

目指すまちの姿 5【安全・安心】

みんなで備え、助け合い、安全に安心して暮らせるまち

SDGs



関連する個別計画

- 第5次妙高市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画
- 第11次妙高市交通安全計画
- 妙高市空き家等対策計画

具体的な取組

- 地域の防犯意識や防犯力を高めるため、防犯組織の活動支援等を進めるとともに、詐欺被害の未然防止に向けた情報提供、高齢者世帯への通話録音装置の貸し出し、消費生活に係る相談機会を提供するなど防犯対策を推進します。
 - ・関係機関と連携した防犯講座や広報活動の充実
 - ・高齢者世帯への通話録音装置の貸し出し支援
 - ・消費生活相談員や弁護士による相談体制の推進

具体的な取組

- 子どもや高齢者、運転者の交通安全意識の啓発を図るとともに、歩行者及び自転車の安全確保対策を推進します。
 - ・交通安全指導所の開設や街頭立哨等の実施
 - ・こども園・保育園や学校、地域における交通安全教室の開催
 - ・高齢者の運転免許証の自主返納の促進
 - ・PTAや学校、関係機関による通学路合同点検を通じた交通安全対策施設等の整備

具体的な取組

- 適切な管理を行わない所有者には、必要に応じて、適切な管理を求め指導を行うとともに、空き家及び特定空き家の適正な管理に対する支援や空き家の利活用促進により管理不全な空き家の発生抑制に努めます。
 - ・空き家の件数等の調査把握、特定空き家の認定調査
 - ・空き家の適正管理に係る活動支援や特定空き家の解体支援
 - ・空き家の利活用の促進

(4) 快適な生活環境の維持（公害の発生予防、環境保全の維持）

現状と課題

- 大気汚染、水質汚濁などの状況を監視測定するなど、公害の発生防止に努めていますが、今後も良好な環境保全や生活環境を保つため、関係機関と連携した監視、指導を継続していく必要があります。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)～(4)	安全な市民生活の確保 に向けた施策の満足度	市民意識調査における回 答の割合	53.9%	60.0%
(1)	刑法犯罪発生件数	妙高警察署が把握してい る市内発生件数	110 件 (暦年)	100 件以内 (暦年)
(2)	交通事故発生件数	妙高警察署が把握してい る年間の市内発生件数	23 件	15 件以内
(3)	管理不全な特定空き家 等の解体・改修数	1年間に解体・改修された 特定空き家等の件数	6 件	6 件
(4)	公害苦情件数	市内における公害苦情の 年間受付件数	10 件	9 件以内

具体的な取組

- 事業活動の状況を監視し、立入調査等を通じて改善や予防に努めます。また、快適な生活環境の意識向上や関係機関と連携し、苦情や通報の解消・解決に努めます。
 - ・ 河川水質等の監視測定の実施
 - ・ 公害防止協定等に基づく監視及び指導

施策の方向性

国立公園エリアをはじめ、里地・里山・里川の自然環境を官民一体で保全し、後世に引き継ぐとともに、誰からも愛される地域を目指します。

水源涵養、二酸化炭素排出量の削減など、森林の多面的機能が発揮できるよう適切に森林の管理・保全を行うとともに、環境にやさしい資源として木材の利活用を図り、自然と共生できるまちづくりを目指します。

電気柵の設置や緩衝帯整備など地域主体の鳥獣被害防止対策や、地域と有害鳥獣捕獲従事者との連携による捕獲活動を継続し、有害鳥獣被害の軽減を目指します。

(1) 官民共創による自然環境保全活動の推進

現状と課題

- ①国立公園エリアをはじめとした里地・里山・里川における自然環境の保全活動に取り組んでいますが、開発や乱獲、外来種などの持ち込みによる生物多様性への影響が危惧されており、良好な自然環境を後世に引き継ぐため、自然環境を脅かす課題解決に向けた各種保全活動を継続していく必要があります。
- ②絶滅が危惧されている国立公園妙高の象徴である火打山周辺のライチョウの調査や保護活動を行っていますが、将来にわたりこの地で生息できる環境づくりを推進するため、活動を継続する必要があります。

(2) 持続可能な保護・利用の仕組みづくり

現状と課題

- 国立公園をはじめとした自然環境の保全と磨き上げに努めていますが、利用者自身が自然環境を守る活動や金銭的支援ができる体制を構築するため、妙高の貴重な自然資源の適正な「利用」を自然環境の「保護」と直結させる仕組みを確立し、この美しい妙高の自然環境を次代に継承していく必要があります。

目指すまちの姿 6【自然環境、都市基盤、生活機能】

みんなで豊かな自然環境を守り、快適な生活がおくれるまち

総合戦略区分

IV：魅力的な地域をつくる



SDGs



関連する個別計画

- 妙高山・火打山地域自然資産地域計画
- 新潟県地域森林計画
- 妙高市森林整備計画
- 妙高市鳥獣被害防止計画

具体的な取組

- ①妙高の自然環境を官民一体で保全するため、生命地域妙高環境会議の取組強化のほか、環境サポーターズの活動促進、妙高高原ビジターセンターでの情報発信の拡充などを図り、国立公園エリアをはじめとした市域全体の自然資源の保全と磨き上げを図ります。
 - ・国立公園利用者参加型のボランティア活動の充実
 - ・妙高高原ビジターセンターと連携したツアー商品の造成や情報発信の拡充
- ②有識者との連携により高山帯における植生保全の手法を検討し、ライチョウが棲み続けられる環境保全活動の推進を図ります。
 - ・ライチョウの生息状況や周辺環境を確認するための調査の実施
 - ・ライチョウ保護対策としての生息地回復事業の実施

具体的な取組

- 登山道の整備や貴重な動植物の保護などにより、自然体験プログラムなどを通じて国立公園等を訪れる人を増やすとともに、十分な整備や保護を実現するため、利用料を寄附する仕組みによって利用者自身が自然環境を守るという意識を醸成します。
 - ・国立公園利用者を増やす取組の強化
 - ・入域料（登山者の協力金）などの利用者負担を求める取組

(3) 適切な森林整備と資源の利活用

現状と課題

- ①担い手不足や木材価格の低迷等により管理不全な森林が増加していることから、森林所有者に適正管理を促すとともに、木材の利活用を図るため、代替エネルギーや環境に配慮した素材などの活用を検討していく必要があります。
- ②市内沿道の雑木林は管理が行き届かず倒木の危険性や景観阻害が懸念されていることから適切な森林整備を進める必要があります。

(4) 地域のニーズに合った鳥獣被害対策の推進

現状と課題

- 有害鳥獣による農作物被害等の軽減と人身被害の未然防止に努めていますが、引き続き地域・住民主体の鳥獣被害防止対策と、鳥獣対策専門員^{※1}・鳥獣被害対策実施隊^{※2}との連携による捕獲活動を継続する必要があります。また、有害鳥獣捕獲者の高齢化が進んでいることから、持続可能な鳥獣対策の実現のため、担い手を確保していく必要があります。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連 戦略
(1)・(2)	国立公園利用者数	国立公園内の施設を利用した年間人数	155.1 万人	180 万人	IV
(1)	環境サポーターズの登録者数	環境サポーターズの登録者数 (前計画からの累計)	223 人 17 団体	350 人 25 団体	IV
(2)	入域料の金額	自然環境保全協力金の年間額	486 万円	500 万円	IV
(3)	森林整備面積	森林整備面積 ※市以外の分収造林も含む(前計画からの累計)	511.13ha	750ha	IV
(4)	有害鳥獣による人身被害件数	有害鳥獣による人身被害件数	0 件	0 件	IV

※1)鳥獣被害対策専門員：市が、鳥獣対策や害獣防除対策を担う専門員として雇用している者。

※2)鳥獣被害対策実施隊：鳥獣被害防止特措法に基づき、市が、被害防止計画に基づく捕獲や防護柵の設置といった実践的活動を担ってもらうために設置しているもの。

具体的な取組

- ①国・県の森林整備に対する支援事業を活用し、森林所有者や林業経営体、地域などと連携して適切な森林整備を行うとともに、代替エネルギーや環境に配慮した素材としての木材の利活用に向けた調査研究を進めます。
 - ・環境に優しい資材への転換に向けた木材利活用の調査研究
- ②市内沿道の雑木林の伐採、間伐により通行の安全性と眺望景観の確保や、森林機能の保全強化を図ります。
 - ・関係者と連携した森林整備の促進

具体的な取組

- 自ら地域の被害を防ぐという主体的な意識のもとで対策を実施し、被害防止に努めるとともに、有害鳥獣捕獲の新たな担い手の確保に取り組めます。
 - ・有害鳥獣被害防止対策としての電気柵の設置や緩衝帯の整備等の推進
 - ・地域と鳥獣対策専門員・鳥獣被害対策実施隊との連携による捕獲活動
 - ・狩猟免許取得等の支援による有害鳥獣捕獲に携わる従事者の確保

主要施策 1

循環型社会の形成

施策の方向性

ごみの減量・分別の徹底と3Rの推進により、資源循環型社会の構築を図るとともに、廃棄物処理施設の適正な維持管理により施設の延命化に努めます。

(1) ごみの減量化・資源の再利用（3Rの推進）

現状と課題

- 家庭・事業所における3Rの促進や、食品ロス削減・プラスチックごみの再資源化を図る取組を進めていますが、一人1日あたりの燃えるごみの排出量が削減目標に達していないことから、さらなるごみの減量化・資源化を図る必要があります。

(2) 環境保全に関する意識の向上

現状と課題

- 地域の不法投棄監視員と連携し、定期的な巡回パトロールを実施していますが、不法投棄が後を絶たないため、引き続き、地域等と協力連携を図る取組を強化する必要があります。

(3) 環境美化活動の推進

現状と課題

- 沿道のごみ拾いや花の植栽など、市民との協働による美しい景観づくりに取り組んでいますが、引き続き地域の自然環境保持、環境美化活動の推進を図るため、市民との協働によるクリーンパートナー制度の登録団体数を増やしていく必要があります。

(4) 廃棄物処理施設の適正な維持管理

現状と課題

- 妙高高原最終処分場の埋立完了後の最終処分方法の検討やあらい再資源センターの主要な大型機器の交換が必要な状況になっているため、今後の受入量及び受入体制を見据える中で、両施設の方向性やあり方を検討する必要があります。

目指すまちの姿 6【自然環境、都市基盤、生活機能】

みんなで豊かな自然環境を守り、快適な生活がおくれるまち

総合戦略区分

Ⅳ：魅力的な地域をつくる



SDGs



関連する個別計画

○一般廃棄物処理基本計画

具体的な取組

- 様々な機会を通じて市民や事業所の3Rに対する意識を啓発し、ごみの減量化・資源化を図ります。

- ・市報やHP、SNS、ごみ減量説明会、施設の見学会等を通じた意識啓発
- ・生ごみの減量化を図るためキエーロ、コンポスト等の普及啓発と推進
- ・ガイドブックの充実によるプラ製品やプラ製容器包装の分別の徹底

具体的な取組

- 監視体制やパトロール活動などの不法投棄防止対策の徹底により、不法投棄の抑制に努めます。

- ・地域での監視体制の強化
- ・不法投棄監視員によるパトロール活動の強化

具体的な取組

- クリーンパートナー登録団体の活動を広く周知することで登録団体を増やし、官民協働による継続的な環境美化活動の推進を図ります。

- ・登録団体によるクリーンパートナーの推進

具体的な取組

- 最終処分場と再資源センターのあり方について検討を行います。

- ・安全で適正な維持管理と将来に向けた方向性の検討

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連 戦略
(1)	家庭系可燃ごみ一人 1日あたり排出量	家庭から発生した燃えるごみ の一人1日あたりの排出量	447 g	402 g	IV
(1)	資源化率	一般廃棄物総量のうち資源化 された量の割合	32.8%	35.0%	IV
(3)	クリーンパートナー 活動団体数	クリーンパートナー活動団体 数	27 団体	30 団体	IV

主要施策 2

脱炭素社会の構築

施策の方向性

二酸化炭素排出量実質ゼロに向け、公共施設における省エネ活動、再エネ設備の導入などを率先して進めるとともに、市民や事業者等の主体的な取組を促進するための環境学習や支援制度を通じて、官民連携の取組構築・展開による脱炭素化を推進します。

(1) 公共施設の脱炭素化

現状と課題

- 公共施設からの二酸化炭素排出量を削減するため、エネルギー使用量の見える化やペーパーレス化などに取り組んでいますが、さらなる削減に向け、高効率設備への転換や再エネの導入など、公共施設等の脱炭素化を進めていく必要があります。

(2) 環境学習の推進

現状と課題

- 環境教育や体験活動を通じた環境学習などの機会を提供していますが、引き続き、地球温暖化対策や環境保全の重要性をはじめとした環境に対する市民の意識醸成を図る必要があります。

(3) 住宅・事業所における省エネ化・再エネ導入の推進

現状と課題

- 市民や市内事業所に対して脱炭素に向けた取組の啓発や支援を行っていますが、市民生活や事業活動におけるさらなる二酸化炭素排出量削減が求められていることから、引き続き、省エネの取組を普及啓発し実践を促していくとともに、地域特性を活かした再エネ導入を推進する必要があります。

目指すまちの姿 6【自然環境、都市基盤、生活機能】

みんなで豊かな自然環境を守り、快適な生活がおくれるまち

総合戦略区分

IV：魅力的な地域をつくる



SDGs



関連する個別計画

- 妙高市環境基本計画
- 妙高市ゼロカーボン実行計画
- 妙高市役所地球温暖化対策実行計画

具体的な取組

- 公共施設の二酸化炭素排出量の削減目標の達成に向け、公共施設における脱炭素化の取組を推進します。
 - ・公共施設の照明設備のLED化
 - ・公共施設への太陽光発電設備の導入に向けた調査
 - ・庁用車の電動車への切り替え

具体的な取組

- ゼロカーボンや自然環境保全の重要性について理解促進を図るため、関係機関と連携して環境に関する学びの機会を提供します。
 - ・環境に関する講座の実施

具体的な取組

- 市民、事業者、市が連携しながら、再エネ設備の導入や省エネの取組の推進を図ります。
 - ・広報紙やHP、SNSを活用した省エネの取組の普及啓発
 - ・ゼロカーボン推進に寄与する住宅整備への支援
 - ・ゼロカーボンチャレンジ事業所への再エネ設備の導入や省エネ設備への更新支援

(4) 再エネ事業者への支援と地域活性化策の推進

現状と課題

- 民間事業者主導による地熱発電や小水力発電などの再エネ開発に向けた調査が市内各地で進められていることから、事業が円滑に実施されるよう、地域との調整などの側面的支援を行うとともに、地域に利益をもたらす仕組みを構築していく必要があります。

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)	関連 戦略
(1)～(4)	妙高市の二酸化炭素排出量の削減率	2013年度比二酸化炭素排出量削減率	21.0% (R3 実績; 299 千 t)	41.0% (200 千 t)	IV
(1)	公共施設からの二酸化炭素排出量の削減率	2013年度比二酸化炭素排出量削減率	23.0% (7,057t)	48.0% (4,762t)	IV
(2)	環境講座の実施回数	環境講座の年間実施回数	49 回	55 回	IV
(3)	住宅・事業所における雪国型太陽光発電設備導入件数	計画期間における住宅・事業所における雪国型太陽光発電設備導入件数	0 件	167 件	IV

具体的な取組

- 民間事業者が行う発電事業等を支援するとともに、電力の地産地消や余剰電力の活用などについて協議します。
 - ・ 民間事業者によるエネルギー事業の実現に向けた支援

施策の方向性

少子高齢化社会にあっても、市民が安心して快適に暮らせるよう、市街地に魅力ある商業空間の形成や多世代による交流の創出などにより、利便性の高いコンパクトなまちづくりを進めます。

(1) 市街地への都市機能と居住人口の誘導

現状と課題

- 立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域に都市機能施設の集約化と、民間が行う道路整備への支援を通じて居住誘導が図られましたが、郊外への市街地拡散が進行しており、街なかの人口密度や中心市街地のにぎわいが低下しているため、市街地の中心拠点に日常生活に必要な都市機能の維持・確保を図りながら居住人口を誘導する必要があります。

施策の主な目標値

関連施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)	居住誘導区域内の人口密度	居住の誘導を図る区域の人口密度	22.1 人/ha	22.1 人/ha ※8,856 人÷ 400.5ha
(1)	都市機能施設の誘導件数	都市機能施設（統合園、図書館、子育て支援施設、商業施設等）の誘導件数（前計画からの累計）	2 件	4 件

目指すまちの姿 6【自然環境、都市基盤、生活機能】

みんなで豊かな自然環境を守り、快適な生活がおくれるまち

SDG s



関連する個別計画

- 妙高市都市計画マスタープラン
- 妙高市立地適正化計画

具体的な取組

- 市街地での安心して快適な生活環境の維持とにぎわいの創出に向けた、都市機能と居住人口の誘導を図ります。
 - ・中心市街地活性化による多世代交流の創出
 - ・居住誘導区域への居住人口の誘導
 - ・中心市街地への事業所等の誘導促進

地域住民の生活や、観光などの産業活動の基盤として重要な役割を果たしている公共交通の確保に努めます。

(1) 誰もが使いやすく利便性の高い地域公共交通網の整備 (バス・乗合タクシー)

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化に伴う公共交通の利用者減少に対し、市営バス運行や NPO 法人によるコミュニティバス運行、AI デマンド乗合タクシー※の導入などに取り組んできているところですが、持続可能な公共交通網の構築のために、引き続き効率性と利便性を損なわないバス・乗合タクシーの運行形態への見直しや転換が必要です。

(2) 地域間や市外への移動手段としての公共交通の確保（鉄道）

現状と課題

- 通勤・通学など市民の重要な移動手段であるえちごトキめき鉄道が、利用者の減少などによって厳しい経営状況にあるため、利用促進と利便性向上に向けた支援を継続する必要があります。

施策の主な目標値

関連施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)	公共交通利用圏域の維持	300m以内にバス・乗合タクシーの停留所がある自治会のカバー率	96.0%	96.0%
(2)	市民一人あたりの年間鉄道利用回数	市民一人あたりの年間鉄道利用回数	15.4 回(R4)	16 回

※) AI デマンド乗合タクシー：予約内容（乗降する時間や停留所）にあわせて、AI が最適なルートを作成し運行する乗合タクシー。

目指すまちの姿 6【自然環境、都市基盤、生活機能】

みんなで豊かな自然環境を守り、快適な生活が出来るまち

SDGs



関連する個別計画

○妙高市地域公共交通計画

具体的な取組

- 利用者の利便性の向上と運行形態の効率化に重点をおいて、公共交通の確保維持を図ります。
 - ・鉄道との乗継ぎなど公共交通機関相互の調整・見直し
 - ・ライドシェア※、自動運転など新たな運行形態の検討
 - ・地域の実情に応じた効率的な運行への転換
 - ・AI デマンド乗合タクシー「チョイソコみようこう」の利用促進

具体的な取組

- 沿線市等と連携し、利用促進と駅利用者の安全確保・利便性向上の取組を推進するほか、老朽化が進む設備や施設の更新について支援のあり方を検討・要望していきます。
 - ・安定経営に向けた支援
 - ・沿線市等との連携による利用促進
 - ・駅利用者の安全確保と利便性向上に向けた支援
 - ・大規模設備や施設の更新に対する支援の検討・要望

※）ライドシェア：「ライド＝乗る」を「シェア＝共有」することで、一般的には「相乗り」や「配車サービス」を指す。タクシー不足を解消するため、「自家用車活用事業（日本型ライドシェア）」と「自家用有償旅客運送（自治体ライドシェア）」、2つのライドシェアが許可されることになった。

「自家用車活用事業（日本型ライドシェア）」：地域の自家用車や一般ドライバーがタクシー事業者の管理の下で安心・安全な運送サービスを有償で提供することを可能とする制度。

「自家用有償旅客運送（自治体ライドシェア）」：自治体が主導し、特定の交通空白地において、自家用車を利用して有償で旅客を運送することを可能にする制度。

主要施策 3

道路ネットワークの強靱化

施策の方向性

市民生活の安全・安心を支える幹線道路ネットワークの機能強化を図るとともに、地域特性や道路利用者ニーズなどを考慮した計画的な道路の整備と、修繕や適正な維持管理により、災害に強く安全で強靱な生活道路網の確保を目指します。

(1) 幹線道路の整備促進

現状と課題

- 幹線道路である国道 292 号の整備促進や、新井スマートインターチェンジの機能強化などを図ってきていますが、国内で頻発する各種災害に今後も対応していくため、国土強靱化に向けた広域的な道路ネットワークの整備が必要です。

(2) 生活道路網の計画的な整備と道路施設の適正な維持管理

現状と課題

- ① 生活道路については、地域要望などを踏まえ、利便性向上に向け、適宜改良や維持管理に努め、安全・安心な道路ネットワークの向上を図ってきましたが、依然、山間部など、生活道路として利便性の悪い箇所については、引き続き計画的な整備が必要です。
- ② 道路・橋梁においては、計画的に改築、修繕、架替などを実施してきましたが、引き続き、予防保全など適正な維持管理による長寿命化が必要です。

施策の主な目標値

関連施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)	国道 292 号整備率	改良計画延長に対し整備した割合	57.7%	66.2%
(1)	都市計画道路石塚町学校町線整備率	整備計画延長に対し整備した割合	63.4%	80.1%

目指すまちの姿 6【自然環境、都市基盤、生活機能】

みんなで豊かな自然環境を守り、快適な生活がおくれるまち

SDG s



関連する個別計画

- 妙高市橋梁長寿命化修繕計画
- 妙高市都市計画マスタープラン

具体的な取組

- 関係機関との連携により利用者の利便性が高く、災害に強い道路ネットワークの整備と幹線道路の整備を促進します。
 - ・関係機関と連携した幹線道路の早期整備

具体的な取組

- ①地域特性や道路利用者ニーズなどを考慮しつつ、幅員が狭い箇所、見通しの悪い箇所、除雪が困難な箇所などの改善を図り、高齢化に対応したきめ細やかで計画的な生活道路網を整備します。
 - ・通行等に支障のある道路の計画的整備
- ②将来にわたって市民が安全安心に通行できるよう、適正な維持管理及び計画的な改修や長寿命化を図るとともに、社会情勢の変化に応じて市道の廃止などを検討します。
 - ・道路及び橋梁の計画的な予防保全による長寿命化
 - ・長森橋架け替えによる防災道の駅と拠点避難所を結ぶ道路ネットワークの強化、主要幹線との交通アクセス向上
 - ・地域の実情や利用状況に応じた市道の廃止や橋梁の集約・撤去の検討

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(2)	市道整備率	総延長に対し整備した割合	57.5%	57.8%
(2)	橋梁修繕率	修繕必要橋梁数に対し修繕した割合	5.0%	70.0%

施策の方向性

冬期間の安全な道路交通を確保するため、持続可能な除雪体制を構築するとともに、雪処理に困らない快適な居住環境の確保を図り、豪雪地域でも安全・安心に暮らし続けられるまちを目指します。

(1) ICT を活用した除雪作業の省力化と持続可能な除雪体制の構築

現状と課題

- 大雪時でも市民生活に影響が及ばないように、冬期間の安全・安心な道路交通を確保してきていますが、引き続き、道路除雪のあり方を検証し、地域、除雪委託業者、関係機関と連携を図りながら、除雪作業の効率化やオペレーターの操作支援、負担軽減を図る新技術導入などの取組を進める必要があります。

(2) 克雪施設管理の新技術導入・拡大と克雪施設の長寿命化、適正な維持管理

現状と課題

- 市民の克雪対策に欠かせない、消雪パイプや流雪溝については、国の交付金を活用しながら、計画的に更新、整備を行ってきていますが、依然として、老朽化や機能低下が進んでいる施設が多くあることから、引き続き、施設の長寿命化を図っていく必要があります。また、高齢者世帯等の増加に伴い、除雪作業の負担軽減を図る必要があります。

(3) 雪国での良好な居住環境づくり

現状と課題

- 多雪・寒冷といった地域特性の中でも快適に暮らせるよう、住宅の克雪対策や除雪作業の安全対策のほか、ゼロカーボンを意識した住宅改修補助を実施していますが、引き続き、それらに配慮した住宅を普及させる必要があります。

目指すまちの姿 6【自然環境、都市基盤、生活機能】

みんなで豊かな自然環境を守り、快適な生活がおくれるまち

SDGs



関連する個別計画

- 消雪パイプ長寿命化計画
- 流雪溝長寿命化計画

具体的な取組

- 除雪オペレーターの確保・育成により安全な道路交通を維持するとともに、ICTを活用し、持続可能な除雪体制を維持します。
 - ・除雪支援システムの更新や利活用による除雪業務の負担軽減
 - ・大型特殊免許の取得助成など、関係者と連携した除雪オペレーターの確保・育成

具体的な取組

- 克雪施設管理に ICT を導入し、雪処理の省力化を図るとともに、老朽化や機能低下が進んでいる克雪施設の適切な維持修繕と計画的な更新により、施設の長寿命化を図ります。
 - ・流雪溝クラウド監視制御システムの導入、拡大による地域住民の除排雪作業の負担軽減
 - ・流雪溝長寿命化の整備など、克雪施設の機能確保と適正な維持管理の推進

具体的な取組

- 住宅の克雪化や断熱性、気密性、採光などの冬期の生活面に配慮した住宅の普及を図ります。
 - ・住宅の克雪化や断熱化等に対する支援の充実

施策の主な目標値

関連 施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)～(3)	克雪対策に関する施策 の満足度	市民意識調査における回答の割合	48.2%	50.0%
(1)	道路除雪満足度	除雪支部長アンケート調査にお ける回答の割合（過去10か年平均）	80.3%	82.0%
(2)	流雪溝クラウド監視制 御システム設置箇所数	設置したシステム箇所数（前計画か らの累計）	1 箇所	31 箇所
(2)	消雪パイプ更新施設数	更新した消雪パイプ施設数（前計画 からの累計）	1 施設	10 施設
(3)	住宅の克雪化数	克雪化した住宅数（前計画からの累 計）	1 戸	25 戸

上下水道施設や管路の計画的な更新と耐震化を進めるとともに、施設の効率的な運用や持続可能な事業運営により、災害に強く、安全、安定した水道、下水道サービスを提供します。

(1) 施設等の計画的な更新と効率的な運用

現状と課題

- ① 水道と下水道の施設・管路の老朽化が進んでいるとともに、大地震や気候変動による渇水等が頻発しています。安全・安心な水道・下水道のサービスを継続的に提供するために、施設や管路の計画的な更新や耐震化等の対策が必要です。
- ② 浄水場や下水処理場の中には、人口減少によって処理能力に余裕が生じている施設があるため、規模縮小や統合などによる効率的な運用が必要です。

(2) 持続可能な事業運営

現状と課題

- ① 人口減少によって水道と下水道の使用料や営業収入が減少していることや、施設・管路の老朽化などによって、維持管理経費や更新・耐震化費用が増大していることから、これらに対応し、将来にわたって持続できる事業運営を進める必要があります。
- ② 専門的人材の確保が困難となっていることから、官民連携による民間の人材や知見を活かした効率的、効果的な施設運用を進める必要があります。

施策の主な目標値

関連施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)	上下水道施設の更新・耐震化箇所数	主な浄水場、下水処理場の更新・耐震化箇所数(前計画からの累計)	1 か所	5 か所

目指すまちの姿 6【自然環境、都市基盤、生活機能】

みんなで豊かな自然環境を守り、快適な生活がおくれるまち

SDGs



関連する個別計画

- 妙高市水道事業経営戦略
- 妙高市簡易水道事業経営戦略
- 妙高市下水道事業経営戦略

具体的な取組

- ①老朽化した水道施設や経年管の計画的な更新と耐震化等を実施するとともに、気候変動等においても安定的に水を供給するため、水源の確保を図ります。
 - ・浄水場や配水池等の水道基幹施設や経年管の更新と耐震化の実施
 - ・渇水対策としての地下水源の確保
- ②老朽化した下水道施設の計画的な更新と耐震化を実施するとともに、下水処理場の統合を進めます。また、下水道事業区域外での合併処理浄化槽の設置を促進します。
 - ・下水処理場や管渠等の更新と耐震化の実施
 - ・下水処理場の統合
 - ・合併処理浄化槽設置補助の実施

具体的な取組

- ①安定した経営を維持するため、適正な水道料金、下水道使用料を設定します。
 - ・定期的な水道料金、下水道使用料の見直し・改定
- ②包括的民間委託による民間の人材や知見を活かし、技術力の維持や増大する経費の抑制に取り組みます。
 - ・包括的民間委託による施設維持管理技術の維持、改善

関連施策	項目	指標の説明	現況値 (R5 実績)	目標値 (R11)
(1)	水道管路耐震適合率 (簡易水道を除く)	耐震適合性がある水道管路の割合	44.0%	49.0%
(2)	上下水道事業の経常収支比率	事業収益で費用をどの程度まかなえているかを示し、100%以上が黒字で健全経営となるもの	水道:91.6% 下水道:115.8% 簡水:102.1%	水道:100.0% 下水道:108.0% 簡水:100.0%

第6章 計画の推進

第1節 持続可能な行財政運営

人口減少と少子高齢化の進行、デジタル化の加速、災害の激甚化、物価高騰と賃上げの動きなどを背景に、今後も複雑多様化・高度化していく行政課題に迅速かつ柔軟に対応することが求められています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機にデジタル化の動きが加速・拡大していることを踏まえ、行政分野においても各種手続きや業務にデジタル技術を活用し、利便性向上と効率化を図ることが必要となっています。加えて、生産年齢人口の減少によって税収が減少する一方で、老年人口の増加や賃上げに伴う社会保障関係の扶助費と人件費の増加のほか、老朽化した公共施設、インフラ設備等の大規模改修、デジタル技術の導入などに伴う投資の増加も見込まれています。

このように行政経営を取り巻く環境がさらに厳しくなると予想される中、本計画のまちの将来像を実現するためには、限りある経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報・時間）を最大限に活用しながら、行政サービスの最適化を図るとともに、これまでの手法にとらわれない柔軟な考え方のもと、持続可能な行財政運営を進めていくことが必要不可欠です。

そこで、次の3つの取組を重点的に推進し、持続可能な行財政運営の確立を目指します。

（１）変化に対応できる人材の育成と組織づくり

行政経営を担う職員を戦略的に確保し、多様な主体との連携・協働による変革を推進できる人材を組織的に育成するとともに、職員個々が求められる役割を認識し、能力を発揮できる人材マネジメントによる、職員力と組織力の向上を図ります。

- ・ 環境の変化と多様で高度な行政課題に対応できる職員の確保と育成
- ・ 機能的な行政経営の推進

（２）自治体DXの推進

行政サービスをはじめ、地域社会全体のデジタル化を推進していくことにより、スマートシティへの転換を実現し、市民生活のサービス向上と行政事務・手続きの効率化を図ります。

- ・ ICTを活用した市民生活の利便性向上と業務効率化
- ・ デジタル基盤、推進体制の構築

(3) 安定的な財政運営の推進

将来的に歳入減、歳出増が見込まれる中、創意工夫による歳入確保に一層努めるとともに、「安定した質の高い行政サービスの提供」と「持続可能な財政基盤の確立」の両立を目指し、健全な財政運営を維持します。

- ・事業等の徹底した見直しとスリム化
- ・計画的な財政運営、安定した財源の確保
- ・公有財産の適正管理と有効活用

第2節 計画の評価

本計画に基づく施策を効果的かつ効率的に推進していくため、毎年度、施策ごとに設定した目標値の達成状況をもとに施策の進捗状況と効果を検証するとともに、総合計画審議会での評価を実施し、継続的な改善を図ります。

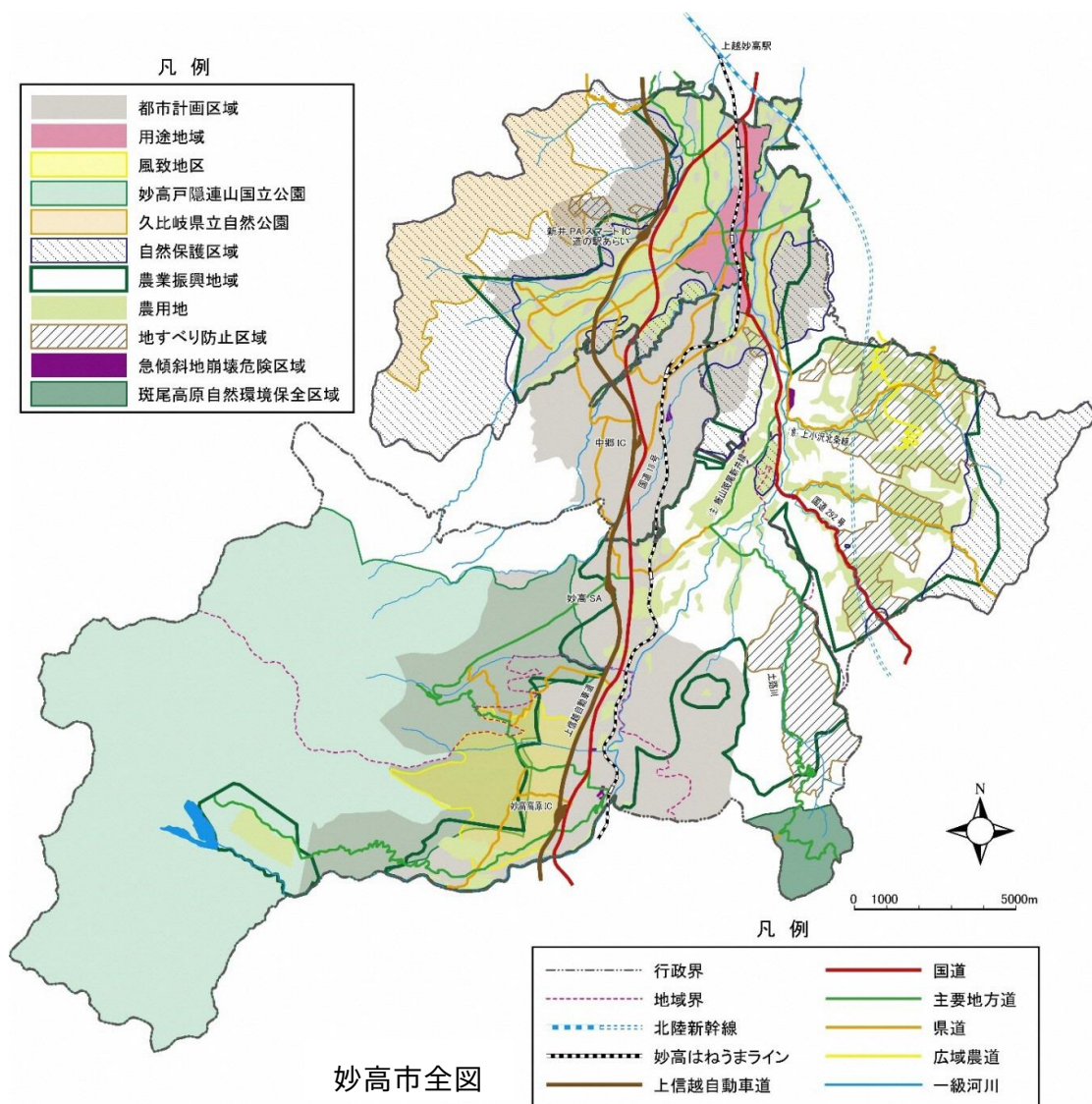
第7章 土地利用計画

第1節 土地利用の現状

本市は、四季折々の自然美と雄大な景観を誇り、秀峰妙高山を中心に妙高戸隠連山国立公園や久比岐県立自然公園があります。スキー場やゴルフ場も多く、観光地としても利用されています。

また、妙高山麓を源とする関川・矢代川に沿って、妙高はねうまライン（えちごトキめき鉄道）、国道18号・292号、上信越自動車道が南北に縦断しており、都市の骨格を形成しています。市域北部の新井駅・北新井駅周辺と南部の妙高高原駅周辺に市街地が形成されています。

市街地周辺の扇状地は優良農地で、田園集落が広がり、市域東部や南部の山間部の河川沿いには小規模集落が点在しています。総面積445.63平方キロメートルのうち、宅地が2.4%、農用地が6.9%、山林・原野・池沼が60.9%、雑種地・その他が29.8%となっており、県平均に比べて山林・原野の比率が高いです。



本市は大きく北側の新井地域と南側の妙高地域及び妙高高原地域に区分されます。

新井地域は、関川と矢代川に挟まれた区域が主に都市計画用途地域（約 571ha）に指定され、新井駅と北新井駅を中心に商工業地や住宅地が配置されており、周辺には田園集落や優良農地が広がっています。新井駅を中心としたエリアは、古くから街道の宿場町として発展し、公共施設や医療施設、商業施設などの都市機能が集積していますが、近年、北新井駅周辺に住宅団地の造成が相次ぎ、和田地区に商業施設も増加しています。

人口減少や郊外への市街地拡散により、「まちなかの人口密度の低下」「中心市街地のにぎわいの減少」「市民の生活利便性の低下」といった課題があります。これを受け、立地適正化計画に基づき、コンパクトで住みやすいまちづくりを目指し、住宅や都市機能を中心拠点に誘導する取組が進められています。

主な動きとして、和田にじいろこども園の乳児棟の整備（令和 6（2024）年度完了予定）や新図書館等複合施設（令和 7（2025）年度完了予定）の整備が進められています。また、農地の生産性向上を図るため、広島地区（約 52.2ha：令和 7（2025）年度完了予定）や柳井田地区（約 16.4ha：令和 10 年度完了予定）で、圃場整備が行われています。

妙高地域は、妙高はねうまライン（えちごトキめき鉄道）と上信越自動車道間のおおむね 1 km 程度の範囲に公共施設や住宅等が立地しています。地域内は用途地域未指定であり、国道 18 号以東や坂口新田地区周辺が農振農用地に指定されているとともに、地域西側を含む範囲が妙高戸隠連山国立公園に指定されています。また、スキー場や宿泊施設が多く立地し、リゾート地として長野県飯山市境に位置する斑尾高原については、条例により斑尾高原自然環境保全地区に指定されており、自然環境の維持・保全が図られています。

主な土地利用の動きとしては、坂口新田地区において加工用ブドウの栽培面積を約 3.6ha に拡大しました。

妙高高原地域は妙高山麓に位置し、妙高高原駅や妙高高原支所を中心に形成しています。用途地域未指定で、上信越自動車道以西は主に山林が広がり、風致地区及び妙高戸隠連山国立公園に重複指定されています。スキー場やゴルフ場、温泉などの観光施設が充実しています。

主な土地利用の動きとしては、外資系ファンドによる大規模なリゾート開発が令和 17（2035）年度完了予定で進行中であることや、杉野沢地区（約 15.2ha）で圃場整備が完了しました。

第2節 土地利用の基本方針

妙高山麓の自然保全と市民生活の安全を基盤とし、市民と来訪者の交流を通じて持続的発展に資する効果的な土地利用を目指していきます。

具体的には少子高齢化社会に対応した、コンパクトな都市構造と地域間ネットワークによる連携を推進するとともに、自然環境と共生した、快適で安心な生活環境の確保と高齢化に対応した公共交通や施設の利便性向上を図ります。また、公共施設、医療・福祉、商業施設の適正な配置や、魅力ある商業空間の形成をはじめ、子育てや教育機能を充実させることにより次代を担う若者をはじめとする多世代交流を創出するまちづくりを進め、効果的なまちなかの活性化や定住促進を図っていきます。

以上のような基本的な考え方を踏まえつつ、まちの将来像の実現に向けて、総合的で計画的な土地利用を図るため、次のとおり土地利用の基本方針を設定します。

【都市的土地利用の方向】

- 集約型都市構造の実現に向けて、本市の都市構造上の中心となる「中心拠点」及びそれを補完しながら地域住民等の生活の拠点となる「地域拠点」とともに、中心拠点と地域拠点及びその他各地域内を連絡する「公共交通軸」及び「交通結節点」を位置づけます。
- 都市機能等を誘導する「中心拠点」として新井駅周辺を位置づけるとともに、中心拠点を補完し、地域住民の生活拠点となる「地域拠点」として北新井駅周辺、関山駅周辺、妙高高原駅周辺を位置づけます。
- 地域間の連携や広域的な市民の生活利便性の維持を図るために、新井駅周辺の「中心拠点」とその他の駅を中心とした「地域拠点」を鉄道・バス・乗合タクシーなどによる交通ネットワークで結びつけます。
- 都市計画用途地域内については、用途に合った土地利用を誘導するとともに、中心市街地に設定した都市機能誘導区域への都市機能の誘導と、住居専用地域や商業地域を中心に設定した居住誘導区域及び居住誘導区域周辺への居住の誘導に努めます。
- 用途未指定地域における開発については、農林漁業と調整を行い、土地利用の状況、都市の発展動向などを考慮し、必要な規制の強化を図りながら、適正な土地利用及び誘導に努めます。また、観光地においては、周辺の自然環境や景観に配慮しつつ、持続可能なリゾート地としての質を高めていく土地利用が図られるよう、大型リゾート開発に便乗した乱開発を防止するため、必要な規制を行うとともに、隣接する自治体の関連計画とも整合を図り、適正な土地利用及び誘導に努めます。

- 学校、保育園の統廃合などにより、活用されなくなった公共施設、用地等については、公共施設再配置計画に沿いながら、地域に必要な施設・用地へ転用を図るなど、有効活用に努めます。
- 市内における空き家、空き店舗、空き地などは、空き家登録情報を充実させ、民間とも連携しながら活用を促進するとともに、移住希望者等の滞在施設としての活用・整備を検討するなど、移住者増加につながるよう活用を図ってまいります。また、老朽化した空き家、空き店舗については、防災の観点から密集市街地の解消のための防災空地として活用するなど、安全・安心に居住できる空間に配慮した対策を講じます。

【農林業的土地利用の方向】

- 農業振興地域整備計画に基づき優良農地の保全、確保に取り組むとともに将来の農地利用の姿を明確にした地域計画を踏まえ、農地の集積・集約化に努めます。また、多様な農業者による農地の保全に取り組み、農地の効率的かつ、総合的な利用に努めます。
- 未整備、一次整備の圃場の整備に取り組むとともに、耕作放棄地の発生抑制と再生利用を図り、**農村の維持による**農用地の適正な利用に努めます。
- 森林経営管理制度の活用により、未整備森林の適切な整備や資源の利活用に取り組むとともに、沿道林整備による眺望景観の確保と森林機能の保全強化に努めます。

【自然的土地利用の方向】

- 妙高戸隠連山国立公園、久比岐県立自然公園、名香山風致地区など、豊かな生態系や植生、自然景観が残る地域では、自然公園法や都市計画法などの指定に沿った土地利用を基本とし、必要な規制の強化を図りながら、適切な開発の規制、誘導により、自然環境の保全に努めます。
- 国立公園エリア及びその周辺に多く立地するスキー場、ゴルフ場、温泉地などの観光資源については、自然環境の保全と活用を図りながら、豊かな自然を多くの方々から満喫していただくため、観光・交流拠点としての活用と魅力づくりに努めます。

【災害対策的土地利用の方向】

- 自然災害から市民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるために、自然災害の発生が予測される地域では、土砂災害特別警戒区域や浸水想定区域などにより土地利用を適正に規制するとともに、治山・治水対策を図り、誰もが安全で安心に暮らせる土地利用を推進します。

参考資料

第4次財政計画（案）

目次

1	財政計画とは	P1
(1)	計画策定の目的	P1
(2)	計画の位置付け	P1
(3)	計画期間及び対象会計	P1
2	市をとりまく財政状況	P2
(1)	国における財政運営の課題・取組	P2
(2)	妙高市における財政運営の課題・取組	P2
3	市の財政状況	P3
(1)	歳入	P3
①	市税	P4
②	普通交付税	P5
③	市債	P6
(2)	歳出	P7
①	義務的経費	P8
②	投資的経費	P9
(3)	基金残高・市債残高・主要指標	P10
①	基金残高	P10
②	市債残高	P11
③	主要指標	P12
4	財政フレーム	P13
(1)	基本方針	P13
(2)	目標とする財政指標の設置	P14
(3)	5カ年財政フレーム	P16

1 財政計画とは

(1) 計画策定の目的

- ①中期的な財政収支を見通すことにより、現在から将来にわたる問題点を捉え、財政運営の健全性を確保するための方策を明確にします
- ②総合計画の実現のための財政的な裏付けとします
- ③将来の財政見通しを予算編成や執行管理の指針とします
- ④市の財政情報を幅広く提供し、市の財政運営への理解と関心を高めます

(2) 計画の位置付け

- ①第4次総合計画を財政的観点から補完する個別の計画です
- ②歳入歳出の将来推計である「5カ年財政フレーム」は、現状に即した推計とするため毎年度見直すことにより財政運営や予算作成の指針として活用を図ります。

(3) 計画期間及び対象会計

- ①計画期間：令和7年度から令和11年度までの5カ年計画
- ②対象会計：一般会計

2 市を取りまく財政状況

(1) 国における財政運営の課題・取組

経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）から抜粋

日本経済を新たなステージに移行させ、中長期のミッションを達成していくためには、我が国が直面する人口減少がもたらす不可避免的な課題とそれを解決するビジョンについて、世代を超えて個人、組織、地域社会が議論を通じて広く共有し、国民意識の変革や国民を巻き込んだムーブメントを巻き起こしつつ、一人一人が社会づくりにコミットして行動に移すことが重要となる。こうした行動が積み重なり、やがて大きな社会変革の動きにつながり、「国民が希望を作り、ともに実現する国」や「世界一暮らしやすく、働しやすい国」へと導かれる。今こそ日本経済が潜在的に有する活力を集結するときであり、過去の常識の殻を勇氣と熱意をもって打ち破り、「これまで」ではなく「これから」の経済社会を築く好機を逃してはならない。

<中略>

人口減少や少子高齢化が急速に進行する中でも、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、経済の好循環を地域の隅々まで行き渡らせるとともに、地域ごとに異なる将来の人口動態を念頭に、地方公共団体が人手不足やインフラ老朽化等の資源制約に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくことが重要である。このため、地域における人への投資、DX・GXの推進や地方への人の流れの強化等による地域経済の活性化及び新たな雇用の場の創出に取り組むとともに、令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえた地方独自の防災・減災の取り組み等の強化、及び地方公共団体の枠を超えた広域的な行政サービスの提供やAI・RPA等のデジタル技術の徹底実装による自治体DXの推進等を通じた住民の利便性向上と行財政効率化の両立を実現し、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2024 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行政基盤の持続性を確保・強化する。

(2) 妙高市における財政運営の課題・取組

妙高市においても急速な人口減少や少子高齢化への対応は優先される課題であり、これを背景として予想される市の収入の減少は財政運営に大きな影響を与えるものです。経済活動は新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行からインバウンドをはじめとして回復の兆しを見せていますが、過去数十年にはなかった物価高騰などによる影響は市民生活を圧迫し先行きが不安視されます。また、市の公共施設は老朽化が進み大規模改修に係る経費の増加が見込まれるとともに、情報技術の発達による新たな IT インフラへの投資も必要となり、本市を取り巻く財政状況は今後より厳しくなることが予想されます。しかし、どのような情勢下においても第 4 次総合計画を推進し、持続的で安定した市民サービスを提供することは市の責務です。堅実な財政基盤を確保するとともに、記憶にも新しい能登半島地震の教訓を踏まえ不測の災害に備えるなど、大きな社会情勢の変動にも対応できる柔軟な財政運営に取り組んでまいります。

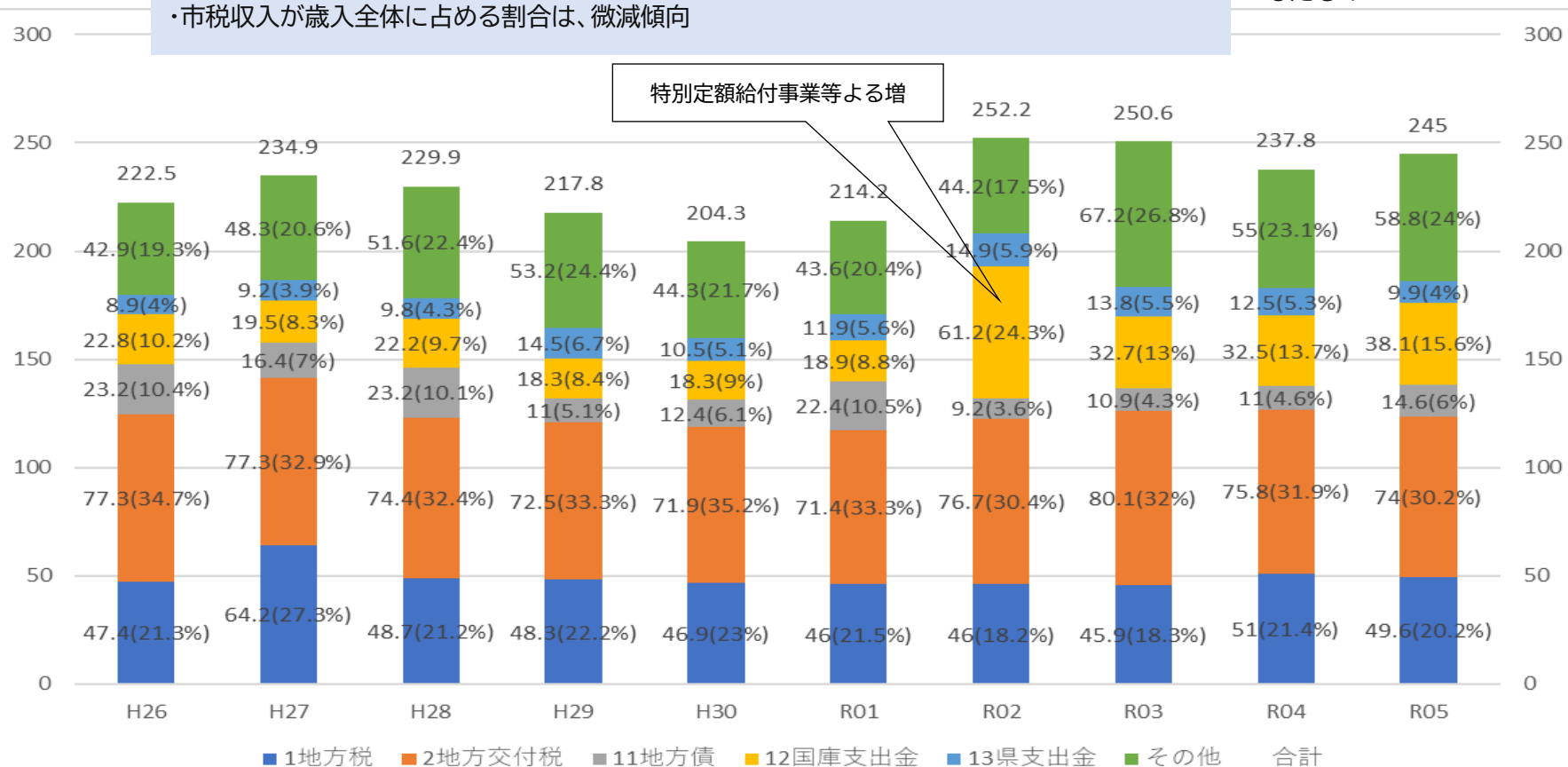
3 市の財政状況

(1) 歳入

歳入

- ・歳入の決算規模は 204 億円から 252 億円で推移。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る国補助金等により増加
- ・市税収入が歳入全体に占める割合は、微減傾向

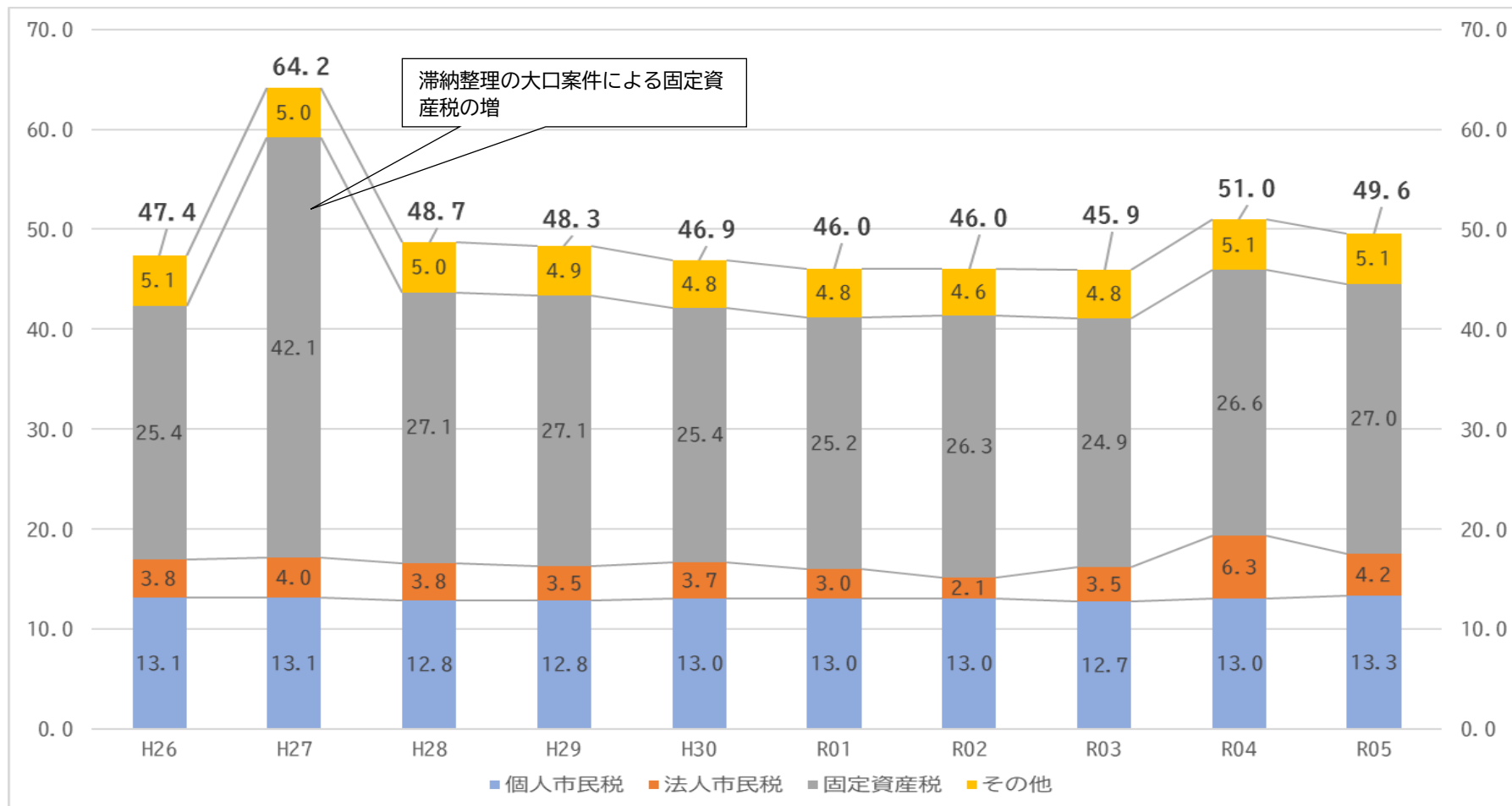
単位:億円
()内は単年度に占める%
を小数点第2位で四捨五入したもの



① 市税

- ・市税収入は、歳入全体の約 20%を占め、平成 27 年度の特異要因を除き 45 億円から 51 億円で推移
- ・固定資産税は、市税収入全体の約 55%
- ・個人市民税は横ばい

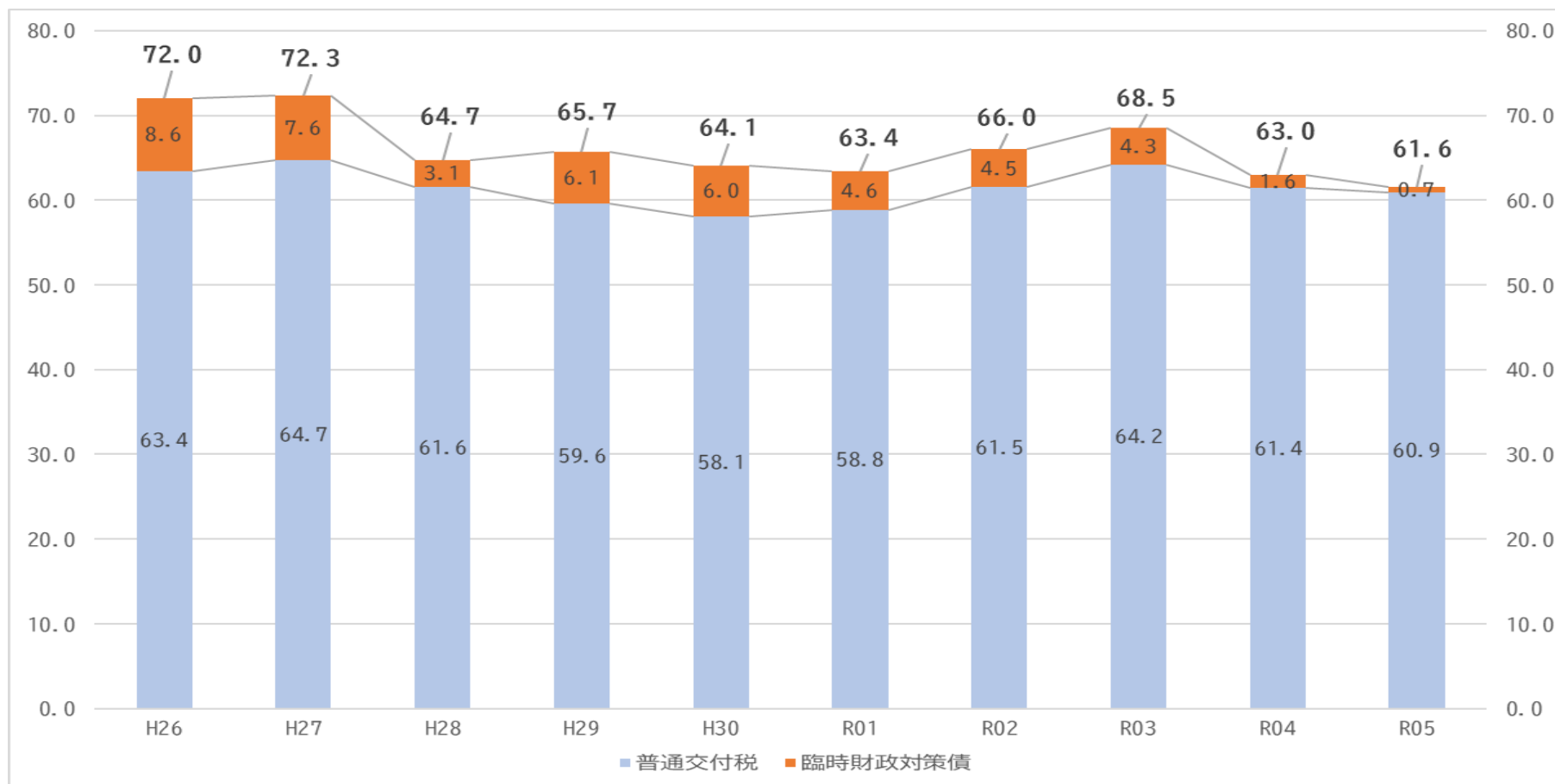
単位:億円



② 普通交付税

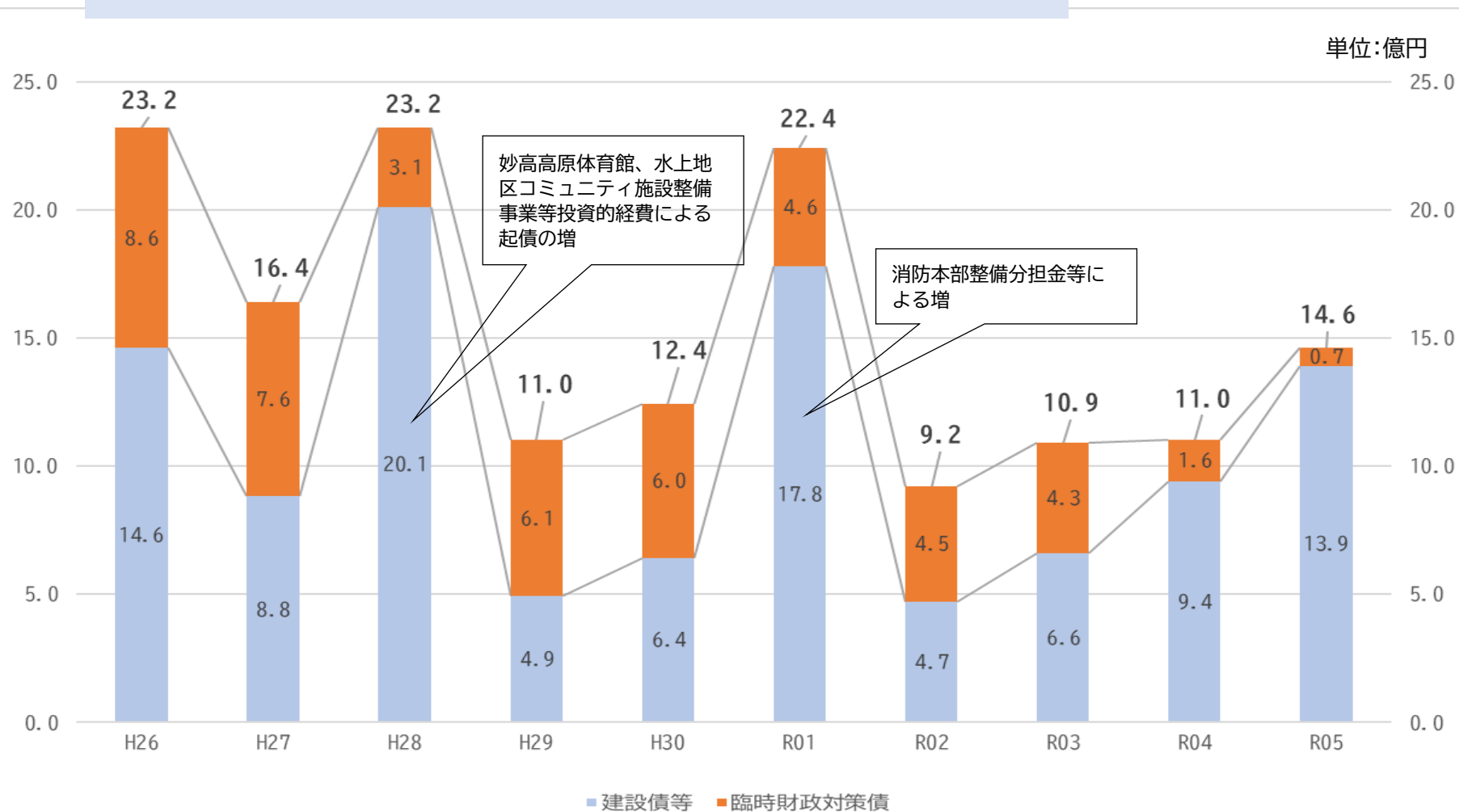
- ・普通交付税は、歳入全体の約 25%を占め、58 億円から 64 億円で推移
- ・普通交付税の合併算定替は、平成 28 年度から段階的に縮小され令和2年度で終了
- ・臨時財政対策債は、好調な税収や国と地方の折半対象財源不足の解消から、発行が抑制されたことによる減少
- ・臨時財政対策債を加えた実質的な普通交付税は、減少傾向

単位:億円



③ 市債

- ・市債発行額は近年、歳入総額に対し約5%程度で推移
- ・投資的経費の増減に伴い年度間の差は大きいものの約9億円から23億円程度で推移

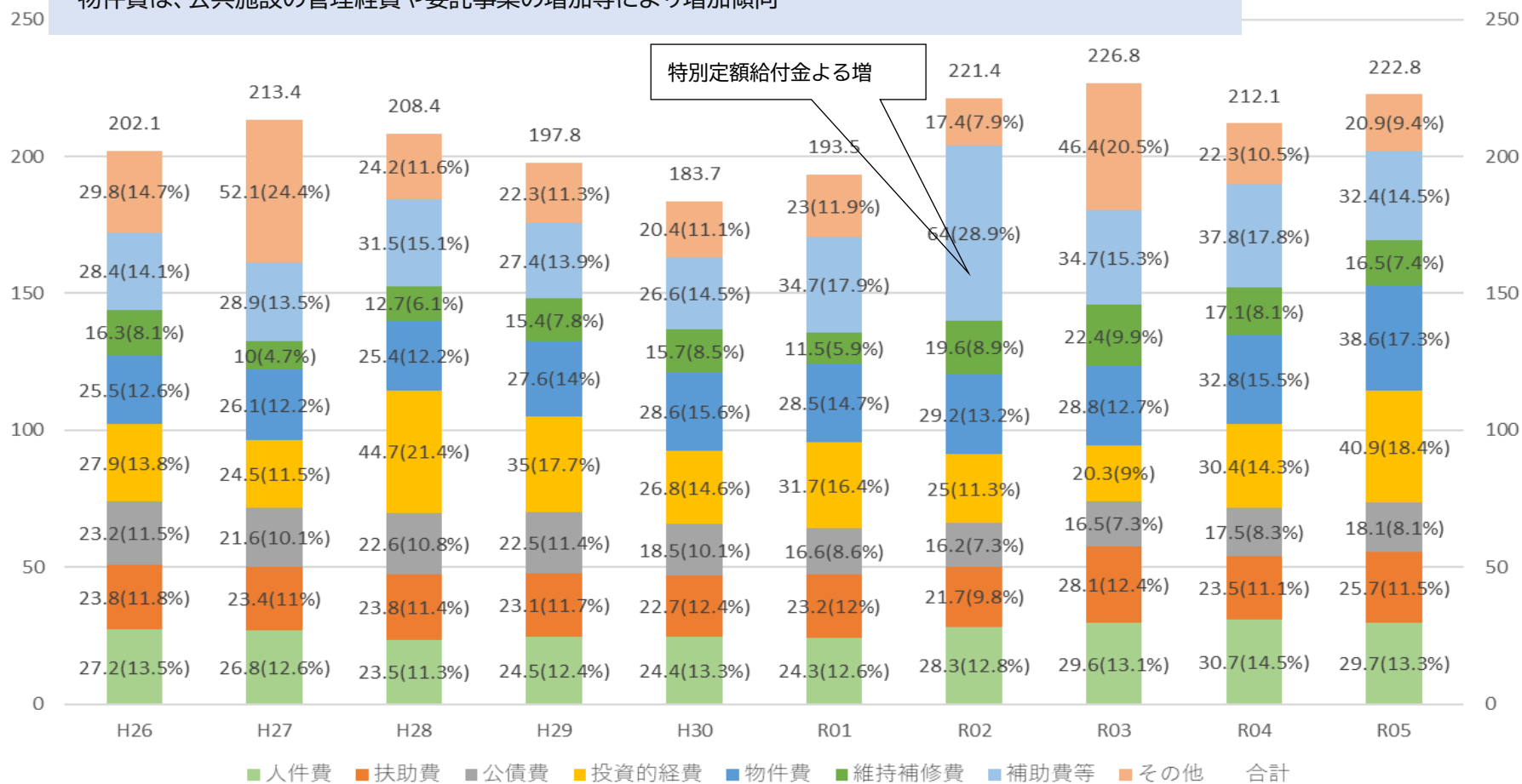


(2) 歳出

歳出

- ・歳出の決算規模は 183 億円から 226 億円で推移し、近年増加傾向ではあるが歳入に見合った歳出規模
- ・義務的経費は歳出全体の約 1/3
- ・物件費は、公共施設の管理経費や委託事業の増加等により増加傾向

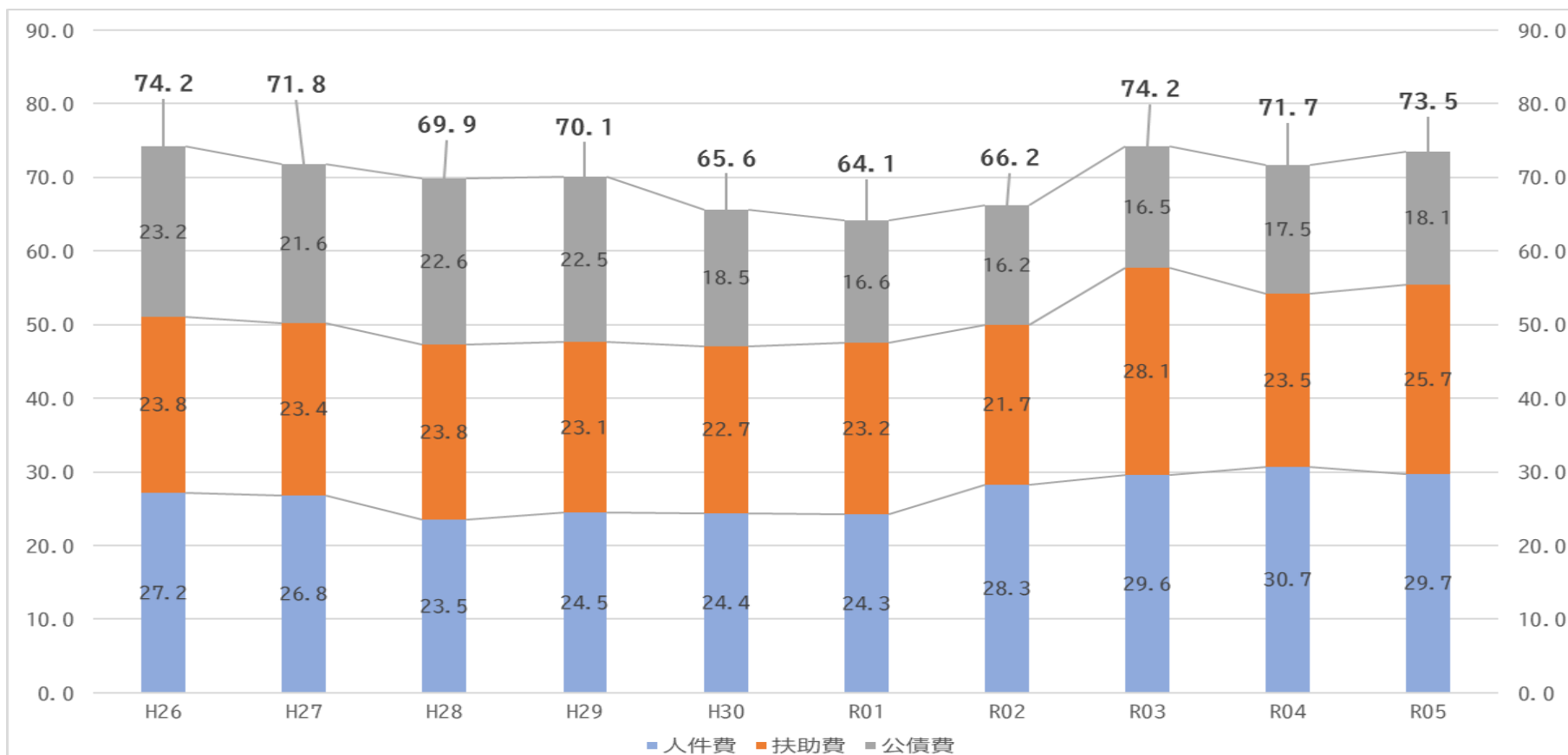
単位:億円
()内は単年度に占める%
を小数点第 2 位で四捨五入したもの



① 義務的経費

- ・義務的経費は歳出決算総額に対し約 1/3
- ・義務的経費の内、公債費は減少傾向にあるが人件費及び扶助費がそれぞれ微増傾向

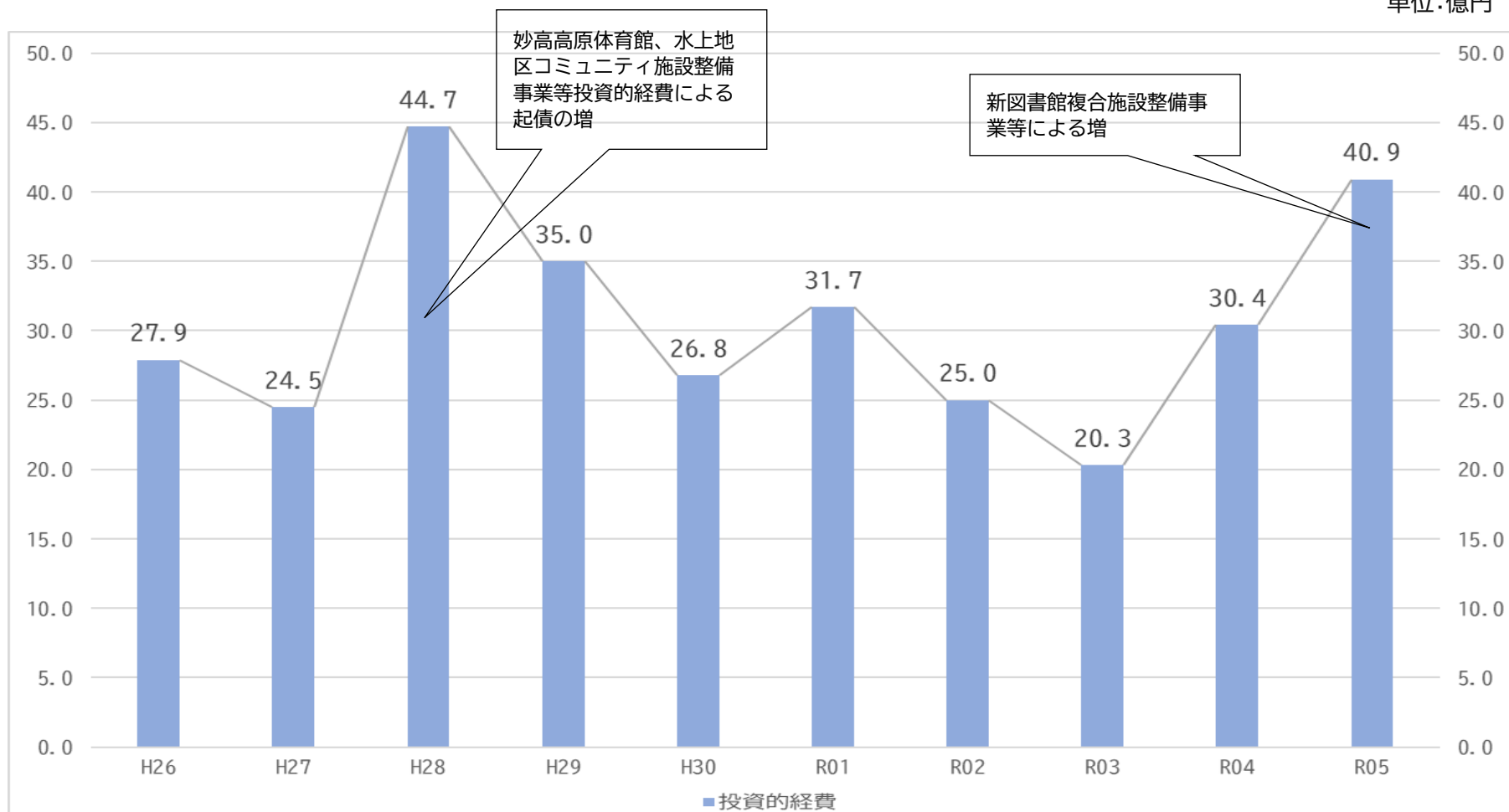
単位:億円



② 投資的経費

- ・投資的経費は、大規模施設の建設の影響もあり増減が大きく 20 億円から 44 億円で推移
- ・年度間の経費の平準化が課題

単位:億円

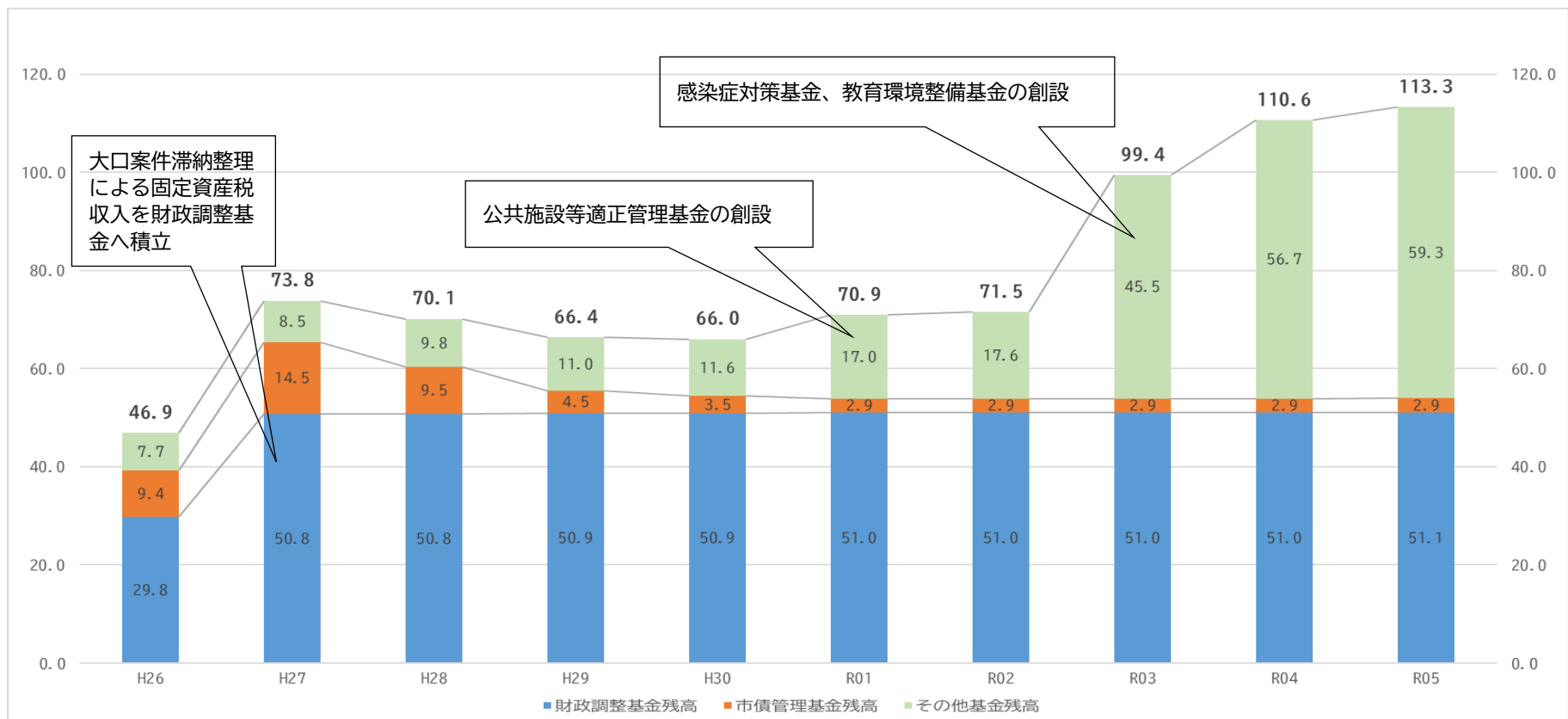


(3) 基金残高・市債残高・主要指標

① 基金残高

- ・各種基金の合計額は増加傾向
- ・財政調整基金は、歳出予算に対し20%を超える高い水準で確保
- ・基金個別にはその用途を精査し整理

単位:億円

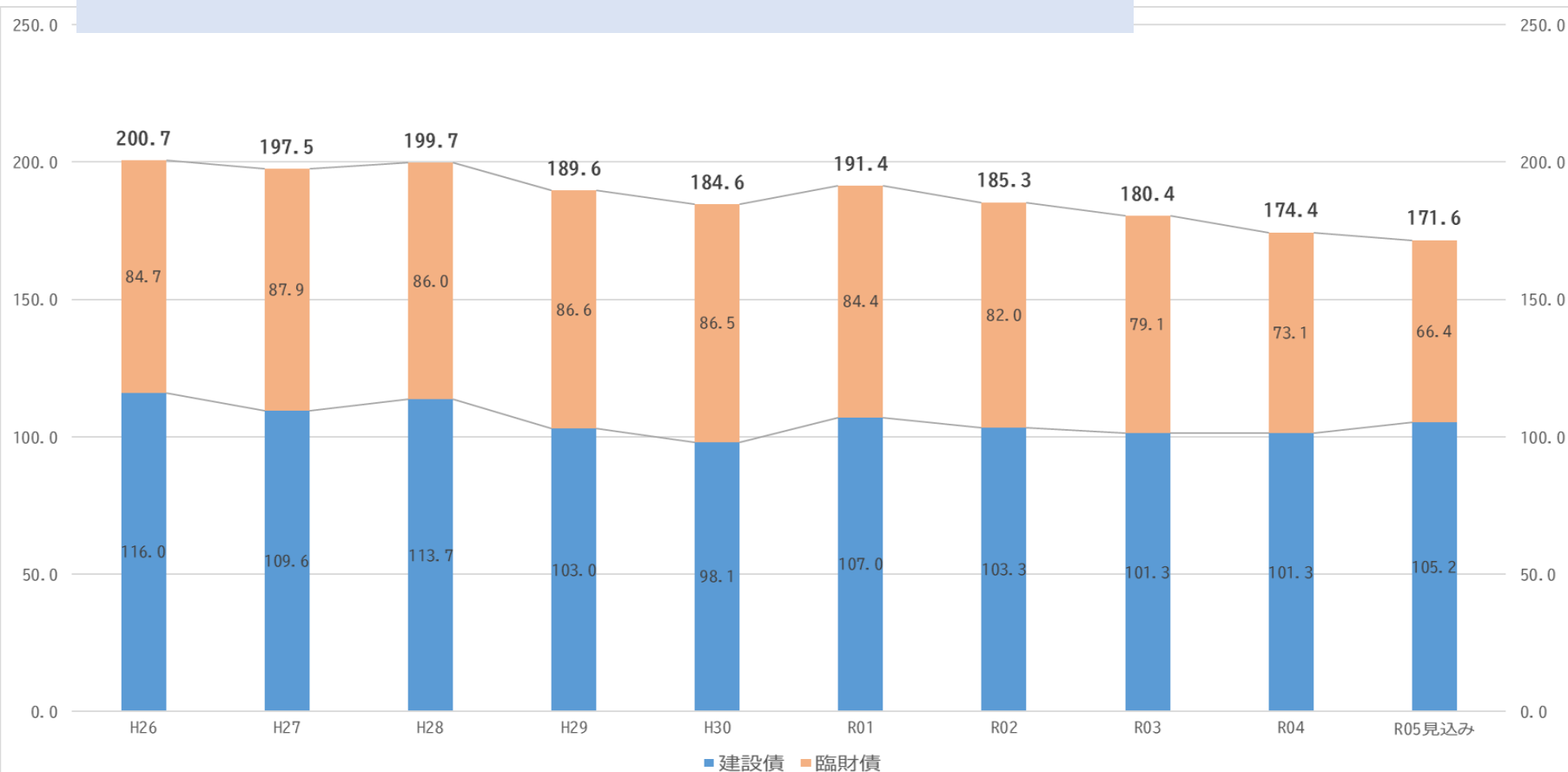


② 市債残高

- ・令和 5 年度末の市債残高は、171 億円で償還が進んでおり減少傾向
- ・市債残高のうち、臨時財政対策債(臨財債)の割合は約4割

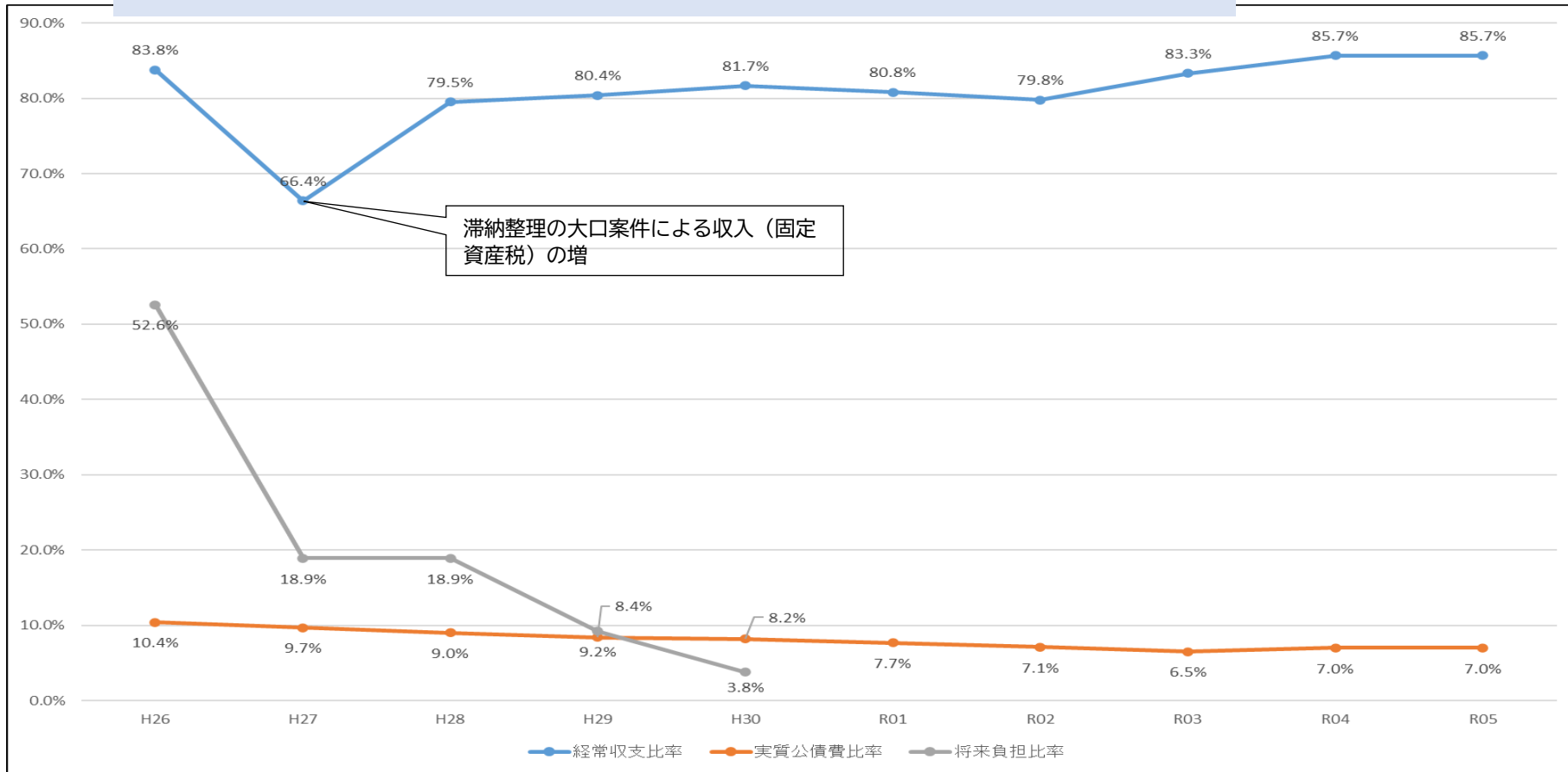
※臨財債とは、本来は普通交付税として交付されるべきものを、地方交付税の財源を確保できないため代替えとして地方債を発行するもの。その元利償還金は、後年度に普通交付税として全額算入されるもの

単位:億円



③ 主要指標

- ・経常収支比率: 税収などの経常的な収入に、人件費などの経常的な支出が占める割合。率が低いほど突発的な災害等の支出に対応できる
- ・実質公債費比率: 市の公債費等による財政負担の大きさを表す指標。数値が小さいほど負担が少なく、財政の健全性が高いことを示す
- ・将来負担比率: 地方債など、市が将来負担すべき実質的な負担の大きさを表す指標。数値が小さいほど負担が少なく、財政の健全性が高いことを示す



4 財政フレーム

(1) 基本方針

本財政フレームは、令和5年度までの決算状況及び令和6年度当初予算を基本に、想定できる特殊要因を加味し、第4次総合計画の重点事業を含めた、現時点における令和7年度から令和11年度までの収支見通しです。

不測の災害や大きな社会情勢の変動、また国の制度改正や経済対策など、想定しきれない財政への影響を及ぼす要因の発生は排除できないため、これらにも対応し健全で持続可能な財政運営を実現することを目的に、本フレームは毎年度精査・ローリングした上で、より適正な数値を公表していくものとします。

【歳入の推計方法】

科 目	推 計 方 法
地方税	・ 個人市民税は令和6年度予算をベースに、納税義務者数の1.5%の減少、給与所得の1%の増加を毎年度見込む ・ 法人市民税は、過年度推計から特殊要因による増加があった年度を除いた平均を見込む
地方譲与税	・ 過年度の実績を勘案し、令和6年度と同額を見込む
各種交付金	・ 過年度の実績を勘案し、令和6年度から特殊要因を除いた額で見込む
地方交付税	・ 普通交付税は、令和6年度を参考に人口減少や税収の推移等を考慮し見込む ・ 特別交付税は、令和6年度と同額を見込む
分担金及び負担金	・ 令和6年度をベースに各課で推計した額を見込む
使用料・手数料	・ 令和6年度をベースに各課で推計した額を見込む
国庫支出金	・ 歳出における扶助費や投資的経費の推計値等を考慮して見込む
県支出金	・ 歳出における扶助費や投資的経費の推計値等を考慮して見込む
財産収入・寄附金	・ 令和6年度をベースに各課で推計した額を見込む
繰入金	・ 令和6年度をベースに各課で推計した額を見込む
繰越金	・ 令和6年度と同額を見込む
諸収入	・ 令和6年度をベースに各課で推計した額を見込む
地方債	・ 実質公債費比率に基準を設け必要額を見込む

【歳出の推計方法】

科 目	推 計 方 法
人件費	・ 一般職は令和６年度と同数を、会計年度任用職員等は必要数を見込む ・ 給料等は、社会情勢に合わせた賃上げを見込む
物件費	・ 令和６年度をベースに各課で推計した額及び今後想定される新たな事業を加え、過年度実績を勘案した額で見込む
維持補修費	・ 令和６年度をベースに各課で推計した額に過年度実績を勘案し見込む
扶助費	・ 令和６年度をベースに各課で推計した額を見込む
補助費等	・ 令和６年度をベースに各課で推計した額に今後想定される新たな事業を加え見込む
公債費	・ 令和５年度までの借入れ実績に、計画年度中に借り入れた地方債の元利償還金を合算して見込む
積立金	・ 令和６年度をベースに各課で推計した額を見込む
投資及び寄附金 ・ 貸付金	・ 令和６年度をベースに各課で推計した額を見込む
繰出金	・ 令和６年度をベースに各課で推計した額を見込む
投資的経費	・ 令和６年度をベースに各課で推計した額及び今後想定される新たな事業を加え、過年度実績を勘案した額で見込む
予備費	・ 令和６年度と同額を見込む

（２）目標とする財政指標の設置

【歳入】

当市の歳入は、市税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国庫支出金などの依存財源に頼っている状況です。今後人口減少がさらに進むことにより、中長期的にはより多くの科目で財源の減少が予想されます。行政サービスを将来にわたり安定的に提供するには、市税徴収率向上はもとより、ふるさと納税をはじめとした創意工夫による自主財源の確保に積極的に取り組むとともに、市の財政の健全化を確保しつつ必要な範囲での市債の活用を図るなど、持続可能で安定した財源確保を目指します。

【歳出】

エネルギー価格や物価の高騰、老朽化の進む公共施設への対応など歳出の増加要因は様々ありますが、歳入に合った財政規模を基本としていきます。

老朽化の進む公共施設の対応については、妙高市公共施設等総合管理計画で定める維持管理・更新等の方針により平準化を図ることとし、行政サービスの維持向上を前提とした上で施設の統廃合や業務の効率化を進め歳出の抑制を図ります。

【財政の健全性の確保】

非常に厳しい財政状況ではありますが、当市はこれまでの取り組みにより県下でも有数の健全財政を確保していることから、これまでの財政運営を継続し、交付税参入のある優良債の活用や各種国県支出金による財源確保をはじめ、財政調整基金など各種基金の有効活用を図るなど、様々な手法を検討し堅実で柔軟性のある財政運営を目指します。

指 標	R5	R7	R8	R9	R10	R11
経常収支比率	85.7%	90%以下				
地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標。％が下がるほど良い傾向。						
実質公債費比率	7.0%	10%以下				
地方公共団体の公債費による財政への負担度合いを判断するための指標。％が下がるほど良い傾向。						
財政調整基金	51億円	30億円以上				
自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。						

(3) 5カ年財政フレーム

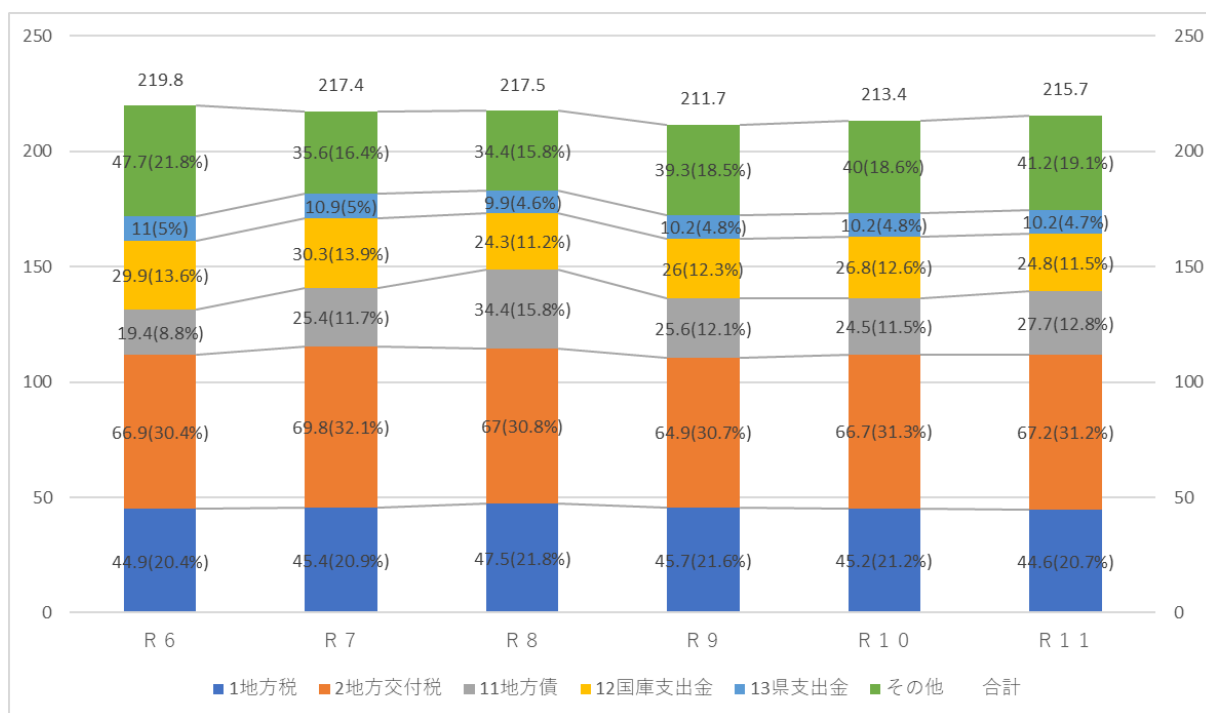
(単位：百万円)

歳 入	予算	推 計 値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地方税	4,486	4,545	4,748	4,572	4,524	4,457
地方譲与税	216	216	216	216	216	216
各種交付金	1,083	962	962	962	962	962
地方交付税	6,693	6,976	6,705	6,492	6,675	6,723
分担金及び負担金	61	66	65	71	62	68
使用料・手数料	313	313	313	312	323	311
国庫支出金	2,986	3,030	2,425	2,604	2,681	2,476
県支出金	1,101	1,094	999	1,015	1,024	1,022
財産収入・寄附金	442	426	496	543	575	595
繰入金	1,739	673	519	948	977	1,100
繰越金	500	500	500	500	500	500
諸収入	421	395	370	375	376	370
地方債	1,675	2,253	2,136	1,996	1,907	1,979
借換債	264	291	1,296	564	538	791
合 計	21,980	21,740	21,750	21,170	21,340	21,570

歳 出	予算	推 計 値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人件費	3,180	3,191	3,213	3,230	3,245	3,263
物件費	3,901	3,886	3,745	3,715	3,734	3,704
維持補修費	1,699	1,690	1,736	1,757	1,761	1,753
扶助費	2,313	2,309	2,354	2,400	2,449	2,501
補助費等	2,801	2,796	2,711	2,685	2,545	2,446
公債費	2,206	1,918	2,938	2,325	2,372	2,790
積立金	305	352	407	472	504	524
投資及び寄附金・貸付金	185	171	171	171	171	172
繰出金	1,367	1,380	1,381	1,363	1,353	1,339
投資の経費	3,983	4,007	3,054	3,012	3,166	3,038
予備費	40	40	40	40	40	40
合 計	21,980	21,740	21,750	21,170	21,340	21,570

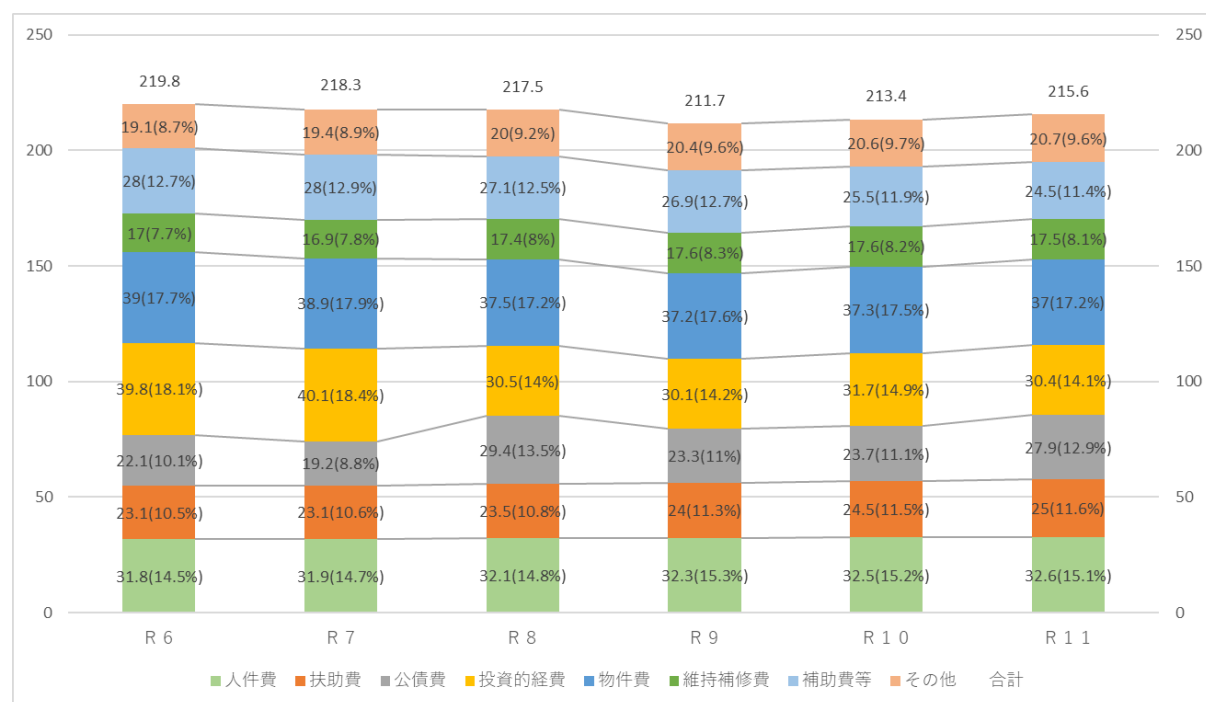
5 年財政フレーム 歳入（グラフ）

単位：億円



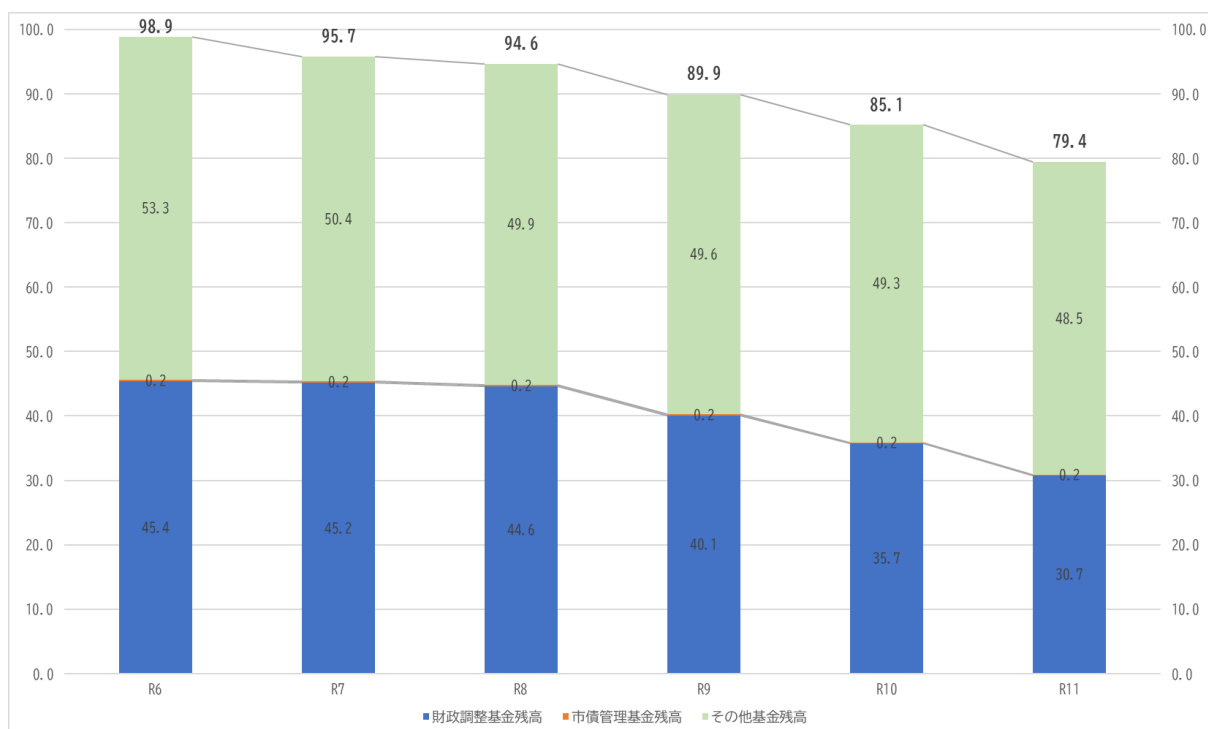
5 年財政フレーム 歳出（グラフ）

単位：億円



5 カ年財政フレームにおける基金残高の推移

単位：億円



5 カ年財政フレームにおける市債残高の推移

単位：億円

